

一般会計決算・予算審査特別委員会記録 (未校正)

○招集日時 令和5年 9月13日(水) 午前 9時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	齋藤久代
副委員	長	根岸裕美子
委員		佐野太一
〃		須田光雄
〃		鈴木三男
〃		小堤修
〃		岩澤信
〃		落合信太郎
〃		結城繁
〃		遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員

市長	中村修
副市長	吉田雅弘
総務部長	鈴木文江
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
福祉部長	彦坂哲
健康増進部長	渡来真一
まちづくり振興部長	野口昇
教育部長	井橋貞夫
消防長	岡田直紀
総務部次長	斉藤理昭
福祉部次長	下田浩
消防次長	仲村厚
会計管理者	石塚幸夫
消防次長	仲村厚

総務課長	松崎剛
人事課長	軽部幸雄
情報管理課長	岩崎弘宜
市民協働課長	海老原充
市民課長	安田徹也
政策推進課長	高中誠
魅力とりで発信課長	立野啓司
財政課長	海老原輝夫
管財課長	木村太一
公共施設整備課長	原部英樹
課税課長	稲村忠弘
納税課長	三浦雄司
高齢福祉課長	秋山和也
障害福祉課長	鈴木哲也
子育て支援課長	佐藤睦子
健康づくり推進課長	香取美弥
国保年金課長	関口勝己
保健センター長	助川直美
産業振興課長	数藤弘人
農政課長	染谷久
環境対策課長	印藤智徳
消防本部総務課長	山崎弘二
消防本部警防課長	中村幸男
人事課副参事	山下拓
財政課副参事	谷池公治
管財課副参事	渡辺光明
社会福祉課副参事	根本真人
高齢福祉課副参事	井橋久美子
子育て支援課副参事	松崎智幸
環境政策室長	大隅正勝

会計課副参事	山田英紀
安全安心対策課長補佐	真田幸彦
安全安心対策課長補佐	岡本純
デジタル化推進室長	松崎昌也
市民協働課長補佐	松丸幸恵
市民課長補佐	澁谷茂
政策推進課長補佐	平野菜穂子
魅力とりで発信課長補佐	佐藤麻衣子
公共施設整備課長補佐	吉田卓也
課税課長補佐	若泉裕子
課税課長補佐	福地見一
納税課長補佐	細井大悟
社会福祉課長補佐	飯泉孝
障害福祉課長補佐	石橋陽一
子育て支援課長補佐	飯塚千絵子
家庭児童相談室長	菅野栄一
健康づくり推進課長補佐	櫻井裕久
保健センター課長補佐	野添智子
保健センター課長補佐	寺崎邦秀
産業振興課長補佐	吉田宏
産業活性化推進室長	鴨川幸子
環境対策課	岡田崇
消防本部警防課長補佐	竹村守
議 長	金澤克仁
議 会 事 務 局 長	吉田文彦

○職務のため
出席した者

○付託事件 認定第1号 令和4年度取手市一般会計決算の認定について

○審査の経過

午前 9時07分開議

○齋藤委員長 ただいまの出席委員数は10名。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、一般会計決算・予算審査特別委員会を開きます。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブック스에登載したとおりです。また、会派長を通じて委員が請求して提出いただいた資料や補足で提出された資料も併せて登載してありますので御確認ください。

認定第 1 号、令和 4 年度取手市一般会計決算の認定についてを議題といたします。本日は、歳出の土木費・教育費以外の審査を行いたいと思います。本件につきましては、8 月 29 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第 1 号について、説明を省略することに、賛成の委員は举手願います。

〔賛成者挙手〕

○齋藤委員長 賛成多数です。したがって、認定第 1 号は、説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。一般会計決算に対する質疑について事前通告することとなっております。質疑は議題に対して疑義をたずために行う発言です。委員各位に申し上げます。質疑は簡単明瞭に行い、議題外にわたる発言や要望、お願いや各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただくようあらかじめ申し上げます。また、質疑に当たっては、決算書または決算報告書等の該当ページを述べてから質疑願います。さらに、この委員会における質疑時間は、1 議題につき質疑時間のみ 8 分以内となります。残り時間が 3 分となりましたらベルを 1 回鳴らします。また、残り時間が 1 分でベルを 2 回鳴らします。質疑時間終了でベルを 3 回鳴らしますので御承知おき願います。なお、この質疑については、答弁を聞いて質疑への疑義が残った委員から、議論を深める質疑が認められております。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡単な答弁をお願いいたします。

これから、認定第 1 号のうち、歳入について質疑通告順に質疑を行います。2 人の委員から通告がありました。

まず最初に、鈴木委員。

○鈴木委員 皆さん、おはようございます。トップバッターなんで少々緊張しておりますが頑張っております。まず、地方交付税と臨時対策債について、報告書ページ 22 ページですけども、まず初めに、令和 4 年度は臨時財政対策債が大幅に減少して地方交付税が逆に増加している要因ですけども、この要因についてお尋ねしたいと思います。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 財政課の海老原です。お答えさせていただきます。鈴木委員ご指摘のとおり、前年度との比較におきましては、現金ベースの普通交付税が約 1.3 億円の増となる一方で、振り替わり分であります臨時財政対策債が 14.3 億円の大幅な減となっております。

ります。この要因といたしましては、国における令和3年度の地方交付税の算定によるものとなっております。令和3年度当初、国ではコロナ禍における経済の停滞によりまして、国・地方共に税収が減少することを想定して、当初予算や地方財政計画を作成しております。その結果、地方自治体の財源不足のうちの財源——臨時財政対策債への振替分が大きく増となっております。実際には、国の税収は予算より上振れいたしましたので、国税収入が増額補正されております。その一定割合が交付税の原資となることなどから、令和3年度の普通交付税が再算定によりまして増額となる一方、既に決定済みであった臨時財政対策債が——臨時財政対策債の振替額は当初のとおりとなりました。この令和4年度の地方財政計画では、このような状況を踏まえまして、国における税収の増を反映し、現金ベースの普通交付税が増、臨時財政対策債が減となったものということになります。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。今の御答弁ですと、国の国税収入が増えて現金ベースの地方交付税が増えた結果、臨時対策債が減少したということですが、これは最近、大企業を中心にコロナ明けで企業業績もよくなったりして交付税の収入も増えているというのは原因なのかなと思うんですけども、今後もこの臨時対策債は減少するような方向と見ているかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 臨時財政対策債に関しましては、地方交付税の現金ベースの交付を——不足するものを補てんするものでございますので、国税収入によるところが大きくなります。なので、国税収入の見込みにつきましては、今後の経済の動向を注視していきたいと考えております。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。現金ベースでの地方交付税が増えるということは、取手市にとっては非常に——臨時対策債を発行しなくても済むわけですから、非常によろしいということですね。

次に2番目ですが、令和3年度と比較して令和4年度は普通交付税プラス臨時対策債、12億9,500万円ぐらい減少しているんですけども、振替前の基準財政需要額が減少し基準財政収入額が増加しているんですけども、これはどのように分析されているのかお尋ねします。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 財政課、谷池です。お答えいたします。前年度比で令和4年度の普通交付税の算定におきましては、基準財政需要額が約7.1億円の減、基準財政収入額が5.9億円の増となっております。このうち基準財政需要額の減は、先ほど御説明した地方交付税の再算定によりまして、令和3年度においては基準財政需要額が大きく増額されていたと、この差額によるものです。一方、基準財政収入額の増の要因は、市税や地方消費税交付金などの増が主な要因となっております。これらも先ほど申し上げましたように、国の地方財政計画におきまして、国・地方の税収の増傾向が反映されたことから増となったものというふうに分析しております。これらの結果、令和4年度と令和3年度の財源不

足額を単純比較しますと、13億円ほど縮小しているということになりますので、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた金額も、また約13億円ほど減となったということでございます。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。そうすると13億円ぐらい減少してるんですけども、逆の見方をすると、取手市の財源不足がこの分解消されたというふうに見てよろしいのかどうか、お尋ねいたします。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えいたします。令和3年度と令和4年度の単純な比較で申し上げますと、確かに財源不足額は縮小しております。ただ、こちら何度か申し上げておりますように、国における地方交付税の再算定の影響という一過性の要因が大きいものと捉えておりますので、これをもって市の実質的な財政——財源不足額が縮小をしている傾向にあるかと言われますと、それはちょっと言い難いものかなというふうに考えております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。一過性ということで、今後についてはまだまだ不確定部分があるということですね、了解しました。

あともう1点、このページ——報告書のページ22ページの基準財政収入額を見ますと、やはり法人割と所得割が、昨年度と比べて大きく増加しているのかなと思うんですけども、これもやはり国の税収が、国税が増えたということに影響しているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。こちらはあくまで市町村民税の所得割と法人税割の数値に依存しておりますので、必ずしも国税の収入が増えたからというわけではございません。ただ、所得税が増えると法人市民税の個人市民税も増えますし、法人税が増えると法人市民税も増えるという、そういった仕組みになっておりますので、実際には同じような傾向を反映しているというふうに考えております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。この質疑は以上で終わります。次に、法人市民税について、報告書14ページです。まず、令和4年度は前年度と比較して個人市民税は増加していますけども、一方、法人市民税は法人割が減少しているんですけども、これはどのように分析されているのか、お尋ねします。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。ただいまの御質疑に御答弁させていただきます。法人割におきましては、令和3年度と比較いたしまして3.4%減の7億2,691万4,600円となっております。課税標準額が下がった原因といたしましては、ロシア・ウクライナ侵攻による情勢不安や物価の高騰、円安など様々な要因が考えられます。具体的な例といたしましては、複数の食品製造業や大手建設業など、原材料費や輸送費の高騰の影響を受け減

益となっております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。マイクをお願いします。

○鈴木委員 そうしますと、今ウクライナ情勢等によって物価が高騰というのが原因だということなんですけども、今後もこの傾向は続くのかどうか、どのように見てますでしょうか。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。今後の推計におきましては、世界的な情勢不安により難しい面がございます。市内大手企業などにおける翌事業年度の事業予想や現事業年度中の中間での長・中——短期的な統計や企業の業務見込みのアンケートによる結果を加味しながら、景気の動向に注意していきたいと考えております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。それと、この法人——個人市民税なんですけども、個人市民税に関しては増加しているわけですね、普通徴収と退職所得——特別徴収のほうは減額になっておりますけれども、これは普通徴収と退職所得というのは、これは退職された方の所得ということなんですけども、普通徴収が伸びて特別徴収が減ってるというのはどのように分析されてますか。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。普通徴収に該当する人は、前年中の退職によるものや雇用形態が常勤でないものが多く含まれております。令和4年度の労働市場においては、1年以上の長期期間失業が——長期期間の失業者が増加傾向にございます。また、小売業や飲食業といった労働集約型産業の新規求人が減少していることもあいまいまして、継続的な雇用をされる給与所得者が伸び悩んでいるため、住民税特別徴収をされる納税義務者は減少してるという形で傾向が見られております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。そうすると、退職された方とか、それから今まで給与所得として企業なんか勤めた方が、いろんな状況でもって会社を退職して特別徴収から……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○鈴木委員 (続) 普通徴収に変わったというようなことも考えられるということですね。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。おっしゃるとおりです。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 次に、法人市民税の均等割額、増加しているんですけども、特に1号法人が増加——1号法人を中心に増加しているんですけども、これは、新たに取手市内にそういう1号法人が設置されたというような形で法人が増えてると。1号法人というのは、たしか資本金が1,000万以下で従業員が50人以下の企業が1号法人に該当するかどうかと思うんで

すけども、そういった企業が取手市では増えてるということによろしいでしょうか。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。今、鈴木委員がおっしゃったとおり、法人数は全ての号数において昨年度と比べまして45件増加しております。その中で、1号法人が44件増加している状況でございます。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。以上で、私の質疑は終わります。ありがとうございます。

○齋藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず、法人市民税収の推移について伺います。資料をお願いしました、ナンバー9になります。この間、一貫してこの推移を私たちも資料請求しながら見てきているわけなんですけど、市としては——財政部としては、どのようにこの推移を受け止めているのか、まず伺います。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。決算・予算審査特別委員会資料ナンバー9を御覧ください。先ほど鈴木委員の答弁と重複してしまうところがございますが、令和3年度と令和4年度の法人件数を比較いたしますと、45件増加しております。その中で、特に1号法人が44件増加している状況でございます。業種につきましては、今まで個人事業主だった一人親方のような建設業や専門サービス業が増加しているような状況でございます。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 税収を見た場合、その次の2点目の市内大手企業の移転が聞かれております。現に私の近所でも、そこに勤めているという方から、もうこうなんだよといういろいろな情報が入ってくるわけなんです。そういう意味では、法人税に前市長は頼らないとは言ってはきていたものの、こういった現実を目の当たりにしますと、どうなのかなと心配はするわけです。今後の見通し、その辺の状況をどのように受け止めているのか伺います。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。市内大手企業の移転については、一部報道などにより聞いております。ただし、一般的に大手企業が移転する場合は、その企業が全ての業務が移転するか、一部の機能が移転するかによって法人税の影響が変わってきます。今後このような動向に注意していきたいと考えております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね。それ以上ないとは思いますが、そういう意味では、先ほどの議長の挨拶にも入ってましたけれども、そういった方向で縮減できるところは縮減、ただし市民サービスはしっかり行っていきながらというところで、改めて気を引き締めながらやっていかなきゃいけないんだろうというふうに受け止めている次第です。

次の3点目なんですけれども、以前報告があったということなんですけど、今回決算で

もありますし、決算書の21ページ、23ページ見て、これまでこういった表——表示という表現はなかったわけですし、過誤納金還付未済額が収入済額にも入っているということで、そのまず状況を説明いただきたいと思います。簡潔で結構です。

○齋藤委員長 飯塚会計課長——石塚会計課長。

○石塚会計管理者 会計課、石塚です。遠山委員の御質疑に御答弁をさせていただきます。令和4年度決算書の送付時に、市議会議長宛てに文書にてお知らせをさせていただいておりますが、本決算書から収入済額に過誤納金還付未済額が含まれる項目につきましては、その額を明確にするため、事項別明細書歳入の備考欄に過誤納金還付未済額を新たに記載している状況でございます。本決算書中には、16項目にこの記載がございます。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 明記されるということでは、より分かりやすく決算をして——示しているということで、私はそのように理解しているんですけども、結果、歳入歳出——この市の決算額にちょっと影響というか、その辺を確認しておきたいと思うんですが。

○齋藤委員長 石塚会計管理者。

○石塚会計管理者 会計課、石塚です。遠山委員の御質疑に御答弁をさせていただきます。これまでも決算書中にはこちらの過誤納金還付未済額というものは収入済額に含まれておりました。あくまでも財務会計上における決算額に影響はございません。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 了解しました。続いて、次の固定資産税について伺います。まず、私道の課税状況、これはもちろん自己負担というふうなことだと思うんですが、その状況はちょっとどうなっているのかということで、滞納状況、そういったことも含めて伺います。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。ただいまの御質疑に回答させていただきます。私道の課税状況という形で課税課のほうから回答させていただきます。課税状況、私道の評価ですけれども、これは宅地評価の1%として評価しておりまして、税額としては抑えて課税しているような状況でございます。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね、土地のほうに含まれるわけですから。ただ、全体的な滞納状況はどうなってるかなあと、ちょっとここで確認をしておきたいと思うんですが。固定資産税また都市計画税を払いたくないなんていう、そういった市民、一部——なかなか下水道を引いてくれないんだったらというような、そういう声もずっと受けてるんですけども、その辺含めて、そういった御意見、市民の反応、また滞納状況ですか——納税状況と言ったほうがいいのか、ちょっとその辺説明いただければと思うんですが、分かる範囲で簡潔に。

○齋藤委員長 三浦課長。

○三浦納税課長 納税課、三浦でございます。遠山委員の御質疑に答弁いたします。そういった私道とか細かい部分に関して、納税課のほうで把握してるわけではございませんの

で、ですので、固定資産税、都市計画税というようなくくりの中で、滞納、あるかないかというところを把握しているような状況でございます。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういうことだと思うんですよ。全体的にそういった固定資産税、都市計画税というのはやっぱりこう、区別はされているはずなんで、私道もいちいちそれまでは——そこは私も理解してます。全体的に納税状況というか、不満というか、下水道と絡めて前はよくあったんですよ、声が。その辺は、もう今はなければいいんですけども。

○齋藤委員長 三浦課長。

○三浦納税課長 お答えします。納税課のほうにはそういったお話というのは、私が納税課に就いてからは聞いたことはございません。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 納税状況というか、滞納状況ってどうなんですか。相変わらず苦労されてるんですか。

○齋藤委員長 三浦課長。

○三浦納税課長 お答えします。固定資産税と都市計画税の滞納状況といいますか、収納状況をお答えしますと、平成30年から見てみますと年々徴収率のほう——収納率は上がっておりますので、特にそういった問題というのは見られないかなとは思っております。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 県とも、債権機構とも協力して取手市頑張っているようなんですけどね。ちょっとその——それはそれとして、分かりました。で、次の公衆道路扱いの課税となると減免されると思うんですが、あくまでもこれ、申請方式だと思うんですよ。公衆道路というか——公衆道路と見てもらうという——実は私自身がそうだったから、経験者は語るで質疑してるんですけど、市のほうでもこれは明らかに道路だということで、もう全て認めて、課税対象からは減免というか、差し引いてるということで、そういう理解でいいんですか。

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。ただいまの御質疑に御回答させていただきます。公衆用道路に関しては非課税となっております。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 その公衆道路としての認定というのはどうなってる。全部……。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 今のお話は道路認定ということでしょうか。

○遠山委員 はい。

○稲村課税課長 そうすると市道認定とかそういったことになってしまうと、また別になってしまうんですが。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 例えば、私自身、全く意識——気がつかないでいたら、固定資産税というか

市税払いますよね。そのときに自分の土地の後ろ——道路になってた一部分——ごく一部分でも、それというのは減免対象になるから申請するといいいですよ、ということをや役所のほうで——町時代だったんだらうか、それももう定かじゃないくらいなんですけど、それは全て道路に——道路として使われてるとなれば、全てもう市のほうで減免されてる、公衆道路というふうに認定されてるといいうことでいいんですか。改めて確認させてください。

○齋藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。例えばセットバックをして、そっちへ——セットバックとかしてということじゃない……

○遠山委員 そうじゃない。

○稲村課税課長 (続) いろいろな道路形態があると思うんですが、私道の場合は、課税になる場合は先ほど御説明したとおりあります。公衆用道路はもう全て非課税扱いになっているんですけれども。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 肝腎な双葉地区のことを言いたいんですけど——取り上げて例にしたいんですけど、個人というよりも、あそこはもう双葉地区、大きな地域なのね。改めてそこを聞きたいんですけど、そこは私道から市道にしてほしいという市民からの声があるし、藤代町時代も、いずれというか……

○結城委員 決算の質疑……。

○遠山委員 (続) ごめん、決算なんだけど、今、そこはどうなってるかという扱いを確認させてください。公衆道路扱いになっているんですか。

○齋藤委員長 遠山さん、それ決算……。

○遠山委員 ちょっとここ、これだけ聞いといていい。

〔「さっきから聞いているじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 答えますか、稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。今委員おっしゃったとおり、私道になってるところは、そのまま私道に今なってると思います。

○遠山委員 分かりました。以上で終わりにします。

○齋藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。これで認定第1号のうち歳入について質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため42分まで休憩いたします。

午前 9時37分休憩

午前 9時42分開議

○齋藤委員長 それでは再開いたします。

次に、議会費、総務費、消防費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言をお願いいたします。また、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑通告順に質疑を行います。8人の委員から通告がありました。

まず最初に、須田委員。

○須田委員 よろしくお願ひいたします。まず最初に、決算書 127 ページ、報告書 53 ページなんですけれども、交通安全推進指導隊に要する経費について、お願ひいたします。こちらのそもそものメンバーの選定について、お願ひいたします。

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 おはようございます。安全安心対策課の齊藤です。よろしくお願ひします。須田委員の質疑にお答えさせていただきます。交通安全推進指導隊のメンバーの選定という御質疑でございます。交通安全推進指導隊は、交通ルールの遵守と交通事故防止及び交通道德の高揚を図り、市民の自主的な交通安全活動を推進し指導するとともに、催事等において交通整理を行うことにより、混雑の解消、マナー向上を図ることを目的とした組織でございます。現在、交通安全指導隊は総勢 30 名が在籍しております。決算報告書では 31 名となっておったんですが、1 名、現在では退任されまして、現在は 30 名ということです。内訳としては、取手地区が 9 名、藤代地区が 21 名でございます。メンバーの選定についてでございますけれども、これまで各地区において適任者を見つけ、その地区において個別に勧誘をしてきました。現在も藤代地区については同様の方法でメンバーを選定しており、特に問題は生じておりません。しかしながら、取手地区についてはなかなか適任者が見つからないという現状もございまして、後任の選定が難しいという声が出ているのが現状でございます。そのために、当課においては広報紙等を活用し、募集をかけるなどを検討している段階でもございます。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 この適任者というの、その定義みたいなものってあるんですか。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本といいます。

○齋藤委員長 岡本補佐、お願ひします。

○岡本安全安心対策課長補佐 メンバーの選定について、基準は——特に基準は設けておりません。活動——この指導隊の活動を理解していただいている方で、立哨等の活動に支障のない健康な方であれば、特にどなたでもこちらのメンバーとしては大丈夫だということと考えております。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 ということは、大体今いる方が推薦するような、そういう形で大体今、続けてこられてる感じですかね。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 そのとおりです。地区のほうの方がこれまで、どなたがいかにというのを結構色をつけて——声をかけておって、どなたか欠員が出た際には声をかけて、その人に入っていただくという形でこれまで続けております。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 これ今、30 名ということで、これで見ますと、入隊が 3 名、これは——退隊というんですかね、が 6 名になると思うんですけれども、やはりこれというのは高齢化とか、そういうのという影響というのはしているんでしょうか。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 実際、高齢化というのは表れてまして、なかなか体力的に難しいというところで退任される方が多いのが現状です。なかなか若い人というのが入るとことは——藤代地区では何名か——若いといっても四、五十代ですか、いらっしゃったりもするんですけど、取手地区なんかはかなり高齢だということで聞いております。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 承知しました。先ほど議長のほうも入られてるということで、若い方も入られてるんだということは分かったんですけど……

○金澤議長 まあそれほどじゃないよ。

[笑う者あり]

○須田委員 (続) どんどん若い方が、推薦でも何でも入っていただければありがたいなと思っているところでございます。

次なんですけれども、次が各地区祭礼における交通安全指導(中止)と今なっているところで、あとは退隊が多くなってメンバーが減っている中で、前年度と比べてちょっと経費が増えている、この理由というのを教えていただけますか。

○齋藤委員長 斉藤次長。

○斉藤総務部次長 お答えをさせていただきます。この経費が増えている理由という御質疑でございます。入隊する人の被服代がまずかかります。その方の——主に被服代なんです、そのほかに消耗品とかもありますけども、基本は被服代という形になってます。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 承知しました。服代ということなんですけど、これから催事ごとというのが、コロナ禍も終息してきまして増えてくると思うんですけども、この報酬等というのは増える見込みになってくるのでしょうか。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 交通安全推進指導隊については、運動期間中——各安全運動期間中の立哨、交通街頭立哨、安全点検、各地区の祭礼・催事等における交通安全指導を行っております。指導隊という——指導隊は有償ボランティアという形の立場でありまして、入隊時に市長から委嘱状を交付しております。活動に際しては謝礼という形で、年単位で支払っております。1人、年間4万5,900円、3月に一括して支払っております。途中加入の方には、加入月に応じて謝礼を支払っております。催事等があった場合には、要請に応じて指導隊を派遣して交通誘導等を実施していただいております。催事等があった場合には、年間一括で支払っているというところで、催事ごとに報酬が支払われているものではありません。出動が多い場合は、活動時間当たりは単価が少なくなってしまうというのが現状です。今後、ちょっとイベント等がコロナ終わって増えてくるので、出動が増えてくるということが予想されるんですが、そのときはちょっと出動が増えて負担にならないように、ある程度選定して出席していただくことも考えております。特に年間4万5,900円とい

うのは——活動は、お金自体は——謝礼は変わらないというところになります。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 これから増えても変わらないというのは、ちょっと大変かなとは思いますが、ボランティアというところで頑張っただけだと思います。質疑は以上です。

○齋藤委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひいたします。まず私は最初に、広聴活動に要する経費についてということで、決算書 97 ページ、報告書 34 ページになります。金額は 5,320 円とちょっと少ないですけども、内容についてお伺ひしたいと思ひます。まず、市長への手紙料金受取人払いというのは、これどういう——この件数 36 件ってありますけれども、これはどういうことでしょうか。

○海老原市民協働課長 市民協働課の海老原といいます。よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員長 お願ひいたします。

○海老原市民協働課長 小堤委員の御質疑に答えさせていただきます。より多くの市民の皆様が市政に参加していただくための提言制度を設けております。その中の一つとして市長への手紙がございます。日常生活や地域での課題、市に対するアイデアなどを、市政に関する提言や御意見をいただいております。その内容は市長も拝読しております。また、回答希望の場合には、所管課より回答を行っております。市長への手紙は、市役所本庁舎——総合案内、それから新庁舎のほうの社会福祉課の前のカウンター、藤代庁舎、公民館など市の施設 28 か所に設置しております。市長への手紙の提出方法ですが、郵便等で提出する場合、それから市長への手紙の専用ポストで出す場合、それから市内の各施設に提出する場合という提出方法の 3 種類がございます。ただいま小堤委員からの御質疑の郵送料については、市長への手紙を入手し、必要な事項を記入し、郵便ポストに投函していただきます。その際の郵便料は料金受取人払い郵便となっておりますので、その分が 36 件で 3,664 円となっております。また、御自身で任意の様式で記入してくる方もおります。その他ファクスや市のホームページの提言フォームでの提出もできます。市長への手紙の専用ポストは、市役所の総合案内窓口、それから社会福祉課前のカウンター、藤代庁舎 1 階ロビー、取手支所に専用ポストを設けております。また、市の各施設におきましても、専用ポストがなくても職員に手渡しいただければ受け付けております。その市の施設、それから専用ポストが受付をしているものが多いので、料金受取人払いが 36 件と市長への手紙が 153 件という件数の違いになっております。受け付けた手紙は、市民協働課に到着後、收受を行い、市長拝読までの事務処理を行い、同じく受付用とともに、手紙の写しを所管課に回覧、回答の事務処理を行い、回答を郵送いたします。複数課にまたがる場合は市民協働課で取りまとめを行い回答を郵送いたします。いただいた御意見・御提言に関しましては、市のホームページへの公開に承諾いただいた場合、担当課の回答と併せて個人情報伏せの上、公開しております。

○齋藤委員長 いいかな。

○海老原市民協働課長 (続) また、決算説明書に記載してあります要望・陳情は、窓口
に直接……。

○齋藤委員長 ありがとうございます。よろしいですか。簡明な答弁をぜひお願いしたい
と思います。

小堤委員。

○小堤委員 どうも、大変丁寧な……

[笑う者あり]

○小堤委員 (続) 答弁ありがとうございました。よくこの流れが分かりました。やっぱり市民の意見というのは、聞く耳を持って、いろいろな方法で収集しないといけないのかなというふうに思いますけれども、そうすると、この市長への手紙の36件というのは、この1,665円の手紙用紙、これが出されたやつということで、そうすると、市長への手紙153件というのは、いろいろなもので来たもののトータルという考え方でよろしいんでしょうか。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 市民協働課の海老原です。市長への手紙の用紙代の1,665円は、色紙を購入しまして、そちらに印刷して提出しております。その153件というのは、市民協働課のほうで印刷したものを使って出してもらった件数となっております。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 受取人払い郵便料が36件と、これ先ほどの説明だと緑の紙で作ったやつでのが36件ということで、153件はそのほかの持参とか電話とか、そういうもののトータルというふうに私解釈したんですけど、違いますか。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 153件のうち36件が受取人払い——ごめんなさい、市民協働課の海老原です。受取人払いの36件——市長への手紙の153件のうち36件が受取人払いの郵便という形になります。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。そうすると、要望とか陳情とかメールというのは、これは内数なんですか、また別なんですか、153件とは。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 市民協働課、海老原です。要望と陳情、メールに関してはまた別になります。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 そうすると、トータル290件——300件近いということですか。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 市民協働課、海老原です。小堤委員のおっしゃるとおり、トータルで300件近くになってくるとい形になります。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ちょっとこの表、来年からは分かりやすくしていただいたほうがいいのかなというふうに思います。あとやはり、この市民の意見というのを、自分で切手を貼って出す人もいる、いろんなパターンがある。メールだって——ちょっと細かい話ですけど、自

分が回線で作ってお金払ってやってる。だから、その辺の——何ていうか、画一的な受取り方、情報の収集の仕方というのも、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

次に自治体情報システムのシステム強靱性向上事業に要する経費についてということで、決算書 121 ページの報告書が 50 ページです。この中でファイル無害化転送システムの業務への具体的反映ということがあるんですけど、これちょっと何か文言難しくて分からないので、少しこの辺のことをお願ひいたします。

○齋藤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。小堤委員の御質疑に御答弁いたします。まず、ただいま御質疑いただきましたファイル無害化転送システムについて、御答弁する前に、この決算報告書 50 ページ、2201、自治体情報システム強靱性向上事業に要する経費の欄にあります各システム導入の目的を簡単に御説明させていただければと思ひます。こちらにつきましては、平成 27 年に総務省が自治体に対して情報セキュリティーの強化を求められました。その際に示されたものが、この事業名となっております自治体情報システム強靱性向上モデルとなります。なぜこれが示されたのかと申しますと、1 つにマイナンバー制度の導入というのがあります。2 つ目に、標的型メール攻撃と呼ばれるサイバー攻撃が増加傾向にあったこと、さらには日本年金機構の年金情報流出に端を發した情報漏えい事故への対策、これを踏まえるために示されたものでございます。取手市といたしましては、このモデルの完全実施をするために、年々巧妙化しているインターネットを介したサイバー攻撃等に対応した適切なシステム構成、また業務の利便性の向上を図りつつセキュリティーを確保するといった意味で、これらのシステムを導入してきております。御質疑いただいたファイル無害化転送システムにつきましては、インターネット側のパソコンと庁内業務側のネットワークとの間を安全にデータのやり取りをするためのシステムとなります。簡単に申しますと、例えばメールでいただいた添付されたファイルにウイルスがないとか、そういったものを除去——自動的に除去するようなシステム、それを無害化して片方の違うパソコンのほうに取り込むというような処理でございまして。さらに、庁内から外——インターネットの側にデータファイルを持ち出す場合には、所属長の承認処理を必須として、外部への不正な情報持ち出しを阻止する措置、こういったものを講じて情報セキュリティーを確保してきているというような目的のシステムでございまして。以上でございまして。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。大体分かりました。そうしますと、それに関連してインターネット仮想化ソフトの業務への具体的な反映というのは、どうなんでしょうかこれ。

○齋藤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 インターネット仮想化ソフトにつきましては、こちらは自席の——職員の自席のパソコンからインターネットを安全に閲覧するためのソフトウェアとなっております。具体的に申し上げさせていただきますと、インターネット側のネットワークで

別に構築されたサーバーでインターネット閲覧を実行し、画面に表示された画像を自席の端末で見ることができるというような仕組みとなっているものでございます。これをなぜ入れているかといいますと、万が一インターネットの閲覧によって、コンピューターウイルスや不正なアクセスが実行されても自席の端末に影響を及ぼさないようにする、こういった目的で使っているソフトでございます。以上でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 そうしますと、この無害化転送システムと、この仮想化ソフト——ソフトのライセンスを取るということで、より強靱な、ここでいう強靱性の向上というようなところに反映されてるということでしょうか。そしてまたそれは——今までそれを取り入れる前は、そういった何か、サイバー攻撃とか、そういう情報漏えいとかというのはなかったのかなとは思いますが、その辺どうでしょうか。

○齋藤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 これを——システムを入れることによりまして、例えばですが、国が示すモデルを完全実施となりますと、例えばマイナンバーを取り扱う業務を行う職員は、マイナンバーを取り扱うパソコンとインターネットで様々調べものをしたりするパソコンと、さらに私たち職員の出退勤の管理などをする庁内の業務を行うパソコンと、3台必要となります。ですが、その3台のパソコンを用意するというのは非常に非効率である、それを1台で2つのことができるようにするというような考えでございまして、セキュリティーを確保しつつ経費も削減しつつというような形で御理解をいただければと思います。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました、ありがとうございます。この3つの使用料を合わせると458万728円なんですけど、このぐらいのお金をかけてもそれだけの効果はあるということを理解できました。ありがとうございました。

次に、消防団員に要する経費及び消防団の運営に要する経費についてということで、決算書383ページと385ページ、そして報告書のほうが211ページと212ページということです。これ、報告書のほうには1問目の質疑は書いてないんですが、決算書のほうで、この両方に消防団員報酬というのが計上されてるんですけども、これはどういうことでしょうか。

○齋藤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部の仲村でございます。小堤委員の御質疑に答弁させていただきます。消防団員に要する経費及び消防団の運営に要する経費の報酬の違いということでありますが、消防団員に要する経費に記されています消防団員の報酬、こちらについては、災害など事前に手当などが支給されない器具点検や即応体制を取るために必要な作業や会議、消防団員という、また身分を持つことに日常的な活動に対して、条例で定めている団員の階級に応じた年額報酬、こちらを支給しております。また、消防団の運営に要する経費に記載されている消防団員の報酬についてなんですが、こちらについては火災や水害などの災害出動、また訓練とか講習会などに出動報酬として、条例で定めている報酬額を出動ごとに出勤した団員に支給しております。以上でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 出動とか、そういうのというのは私もよく分からないですけど、手当とかそういう感じで支給されてるのかと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○齋藤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村です。お答えいたします。これは条例が改正——令和4年——3年度の末に条例を改正したわけなんですけども、それ以前は、この消防団に要する——消防——失礼しました、消防団の運営に要する経費のほうの出動報酬というものが、以前は出動手当ということで費用弁償として手当てしていた状況になっております。以上でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 それが費用弁償での手当てだったのが、条例が変わって——国のほうのあれなんですかね——で変わって報酬というふうにしたという、その辺の理由というのはどういうことでしょうか。

○齋藤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村でございます。こちらは令和3年度に消防庁長官からの通知によりまして、消防団員の処遇改善という大きな目的を果たすということで、報酬——そもそも出動手当というところが実費扱いで取り扱うことで旅費的な考えで、消防団が出動するために、市内で出動するものですから、特にそういった旅費がかかることはないということと、あとその費目のところでふさわしくないということで総務省のほうから指示がありまして、出動報酬というところに改めろというような指示がありました。以上でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○小堤委員 全国的なあれなので、そういうことだと思うんですけども、管内で旅費というんじゃないだろうということが主な要因というふうに解釈しました。

それでは次に、消防団員の人員不足——どこの分団も人員不足だというふうに言っておりますけど、この状況と、この不用額の点の絡み、ちょっとどうでしょうか。

○齋藤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村です。お答えいたします。消防団条例、定数では552名としており、令和4年4月1日現在は474名の団員数となっております。地域によっては少数となっている分団もございますが、年度によって退職団員数や階級などによって退職金なども違ってきております。人員不足と不用額の直接関係というのではないものと考えておりますが、不用額が多くなっている要因としましては、消防団員の退職見込みと過去の推計から人員を割り出し予算を計上していることで、当初見込みより退職団員が少なかったことから、退職金の支出が少なかったことにより不用額が多くなっているということになっております。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。分かりました。それでは3つ目なんですけれども、この報告書の212ページにある図なんですけれども、この1から6方面隊までありますけれども、この中にそれぞれのところにある分団——分団がありますけど、この分団数がばらつきが8分団——8個分団であるのもあれば3個分団のところもあるんですけれども、これなんかあまり均等ではないのかなという気がするんですが、この辺はいかがでしょう。

○齋藤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村でございます。お答えいたします。消防団のこのばらつきということで、当初、平成17年3月28日に取手市と藤代町が合併したことによりまして、消防団も例外ではなく、旧取手市26個分団、旧藤代町12個分団が合併し、1本部38個の分団体制となっております。平成20年度に管轄エリアなどを考慮して、取手地区と藤代地区の分団をそれぞれ大きく3つずつ、3方面に分けまして、消防団体制の再編を行いまして現在の6方面体制となっております。こういったことから、もともとの分団数の違いなどもあり、決算報告書に示す分団数となっております。以上でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。取手と藤代とのもともとのがあったということで、それぞれの分団数が違うということですね。方面隊ごとに分団数とあったんで、そうすると、そこで要する費用とかも、それぞれ大きさが違うのかなというふうにお金の面で考えただけだったんで、そういう組織面だということでも理解できました。ありがとうございます。以上で私、終わります。

○齋藤委員長 次に、結城委員。

○結城委員 結城です。職員研修に要する経費で、説明書はP27ということになります。今回これ見ていて、令和4年の予算時に人事評価の研修は350人だった予定が280人、それからハラスメントが——ハラスメント研修が80人だったのが38人に減っているんですけれども、まずこの要因についてお聞きしたいと思います。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課、軽部です。結城委員の御質疑にお答えいたします。まず人事評価研修の減に関してになります。まず、人事評価研修の事業につきましては、委託料では前年度比15万4,000円の減、受講者数につきましては96人の減となっております。これは新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、令和2年度以降、研修対象者の範囲の見直しを進めているところが大きく、消防職において、評価者研修の対象である管理職、これを除く全署員を、それまでは被評価者研修の対象としておりましたが、令和4年度に、当該被評価者研修につきましては新採職員を含めた入所4年目までの署員に、その対象者を絞ったということ、また行政職におきましては被評価者研修の対象となります令和4年度の新採職員、この数が、前年度比——令和3年度比28人の減となったということによりまして、総名96人の減となっております。また、ハラスメント研修につきましては、受講者数が前年度比53人の減となっておりますが、ハラスメント研修につきましては職員が正しい認識を持ってハラスメントを生まない職場の環境実現を目的として、管理監督者対象の研修として平成29年度から継続的に実施しているものです。管理監督者

の職責にある全職員が必ず一度は受講機会を得られるよう、上位の職にある者から毎年80名から90名程度を目安として段階的に受講をしております——指定をしております、令和3年度につきましては、課長補佐・係長職の93名を指定しまして、そのうち91名が受講、これに対しまして令和4年度には、管理監督者職として、これまで未受講であった課長補佐・係長職の43名を指定し、そのうち結果38名が受講ということから、総数53人の減というふうになっている状況です。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。令和4年度のマネジメントシートを見ていたら、令和3年度の実績が1,095人だったのに対して令和4年度は748人だったんで、今お聞きして分かりました。何でコロナがはやっていた令和3年度より令和4年度のほうが減ったのかなと思ったんですけど、そこは理解はしました。それと、ここの対象者という、これ全般に言えることなんですけど、対象者を見ていると、指定職員というのと希望職員というのがあります。この指定職員というのはどういう形で指定——指定というか、推薦するというか、参加者をどういうふうを選択しているのかお聞きしたいと思います。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。その指定職員・希望職員というのは、ほかの研修も含めてのお話でしょうか。

○結城委員 はい。

○軽部人事課長 よろしいですか。まず指定職員というのは、おおむね階層別研修であったり、また窓口等の——そういった事務に就く職員、こういったものを人事課のほうで指定して行っております。また希望研修というのは、全職員を対象として、自ら研さんの機会を得たいという職員を優先的に派遣したいということから、希望研修という形で自由に参加を募っているというような状況です。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 では、例えば希望者が多かったとき、その講座について、その場合は、その希望した人を全員行かせるんですか。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをいたします。当然に、研修をする機関のほうからも指定人数というものが、枠がありますので、そういった場合には、過去の研修の実績等を踏まえて、なるべくそういった研修の機会を持っていなかった職員をできるだけ優先的に、また、そういう——研修を必要とする、例えば業務であったり、その経験年数であったり、そういったものを踏まえながら、人事課のほうで選考をさせていただいております。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。それと、これはもちろん市のお金を使っていくわけなので、その研修の評価——この研修の評価というのはどのように行われているのでしょうか。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 研修については、評価という——人事評価という面では、研修の成果については評価とはしておりません。あくまでもこれ研修ということで。当然、研修に参加

した後には復命書という形で報告はいただいておりますが、あくまでも人事評価は業務の実績という部分での評価になりますので、研修は対象としておりません。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。じゃあ研修終わった場合には、その報告書みたいなものを人事課のほうに出すということだけなんですか。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えいたします。結城委員のおっしゃるとおり、人事課経由で市長決裁——最終的には市長決裁を得ております。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。予算かけて行くので、この費用対効果というのは、どんなふうに見てるんでしょうか。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えいたします。非常に研修の費用対効果、ここについてを検証するというのは非常に難しいというふうに考えております。当然に職員数——派遣する職員数が多ければ、それが効果を得たということでもないですし、それをどう業務に生かしてもらえるかということだと思えます。即、業務等に生かせる研修もあれば、将来を見据えての研修もございまして、そこについてどのように費用対——その費用対効果、その研修の効果を検証していくかというのは、今後の課題だと思っております。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。そこに関しては以上で、このマネジメントシートを見ていて思ったのは、この対話型の美術鑑賞会でしたっけ、これが入ってるんですけども、これについてはVIVA（ビバ）がやっている小中学校向けの対話型の鑑賞会とはちょっと違うんでしょうか、その辺について教えてもらえますか。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。一般に予約制でやられているというお話を聞いてますが、その対話型鑑賞会の中に参加をさせていただいてます。ただし……

○結城委員 VIVA（ビバ）。

○軽部人事課長 そうですね、VIVA（ビバ）になりますかね。そういった中で、今回、文化芸術課が所管課になりますが、そういった対話型美術鑑賞ですか、こういったものを実施しているという中で、新採職員について、市職員がアートに対する理解、これを深めるためにいい機会になるからどうでしょうかというお話をいただいて、そこについてぜひという中で、研修——ただこの場合、市職員の新採職員研修という形で実施をお願いしたので、通常の対話型鑑賞とは別に——的なカリキュラムも入れていただいて実施をしているところです。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 アートのまち取手なので、非常にいいのかなとは思いますが、次に、プラチナ構想スクールというのが、これ大分前からやられていて、結構経費がかかっていると思いますけれども、これについてお尋ねしたいと思えます。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。プラチナ構想スクールは、多分委員の御理解のほうは東大EMPかな……

○結城委員 はい。

○軽部人事課長 (続) というふうに思います。こちらのプラチナ構想スクールは基本的には参加費は無料で、あくまでも交通費、旅費です。で、そのカリキュラム——カリキュラムの中に県外での研修機会があるので、そこについては宿泊等を伴いますので、また基本的に2日間の——全2日間の6回【「6回」を「7回」に発言訂正】ですか、6回【「6回」を「7回」に発言訂正】程度の研修機会となりますので、そういったときに宿泊を伴う機会があるものですから、宿泊費、そういったものも旅費として支出をしております。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。ちょっと勘違いした部分ありましたが、このプラチナ構想スクールに行った方の、役所内に対するフィードバックというのは、何か——明らかになっているものってありますか。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。まず、このプラチナ構想スクールのフィードバック——今委員がまさしくおっしゃったんですが、これを生かしていくかというのが非常に課題となっております。このプラチナ構想スクールは未来に向けた、プラチナ社会に向けた、そういった広い視野を持つ職員を育成するために派遣をしております、すぐに行政に生かせるというものではないので、そういった中で今後——前回、これまでプラチナ構想スクールには令和5年度分を入れて12名の派遣をしております。数年前に当時藤井市長の提案で、この参加した職員——東大EMPに参加した職員もそうなんですが、この職員も含めてグループワークで政策提案というものを行いまして、その発表会というか、まとめて発表するというような機会も設けたことがあります。このような形も一つの機会かなというふうに——フィードバックの機会かなというふう感じております。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 期待しています。それはもうこれで。次に戸籍・住民基本台帳事務に要する経費、説明書は69ページです。今回の決算見ていて、各種証明書受付件数、見ていますと、減っていないのは、取手とそれから藤代支所はあまり減ってないんですが——取手支所じゃないや、藤代——市民課の枚数、藤代総合窓口はそれほど、昨年に——令和3年に比べて減ってなくて、支所、駅前窓口、戸頭窓口が減ったんですが、これとやっぱりコンビニの発行の交付増というのは何か関係があるというふうにお考えでしょうか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。お答えします。マイナンバーカードの交付率が、マイナポータル等かなり増加してまして、住民票の写しや印鑑登録証明とかコンビニの交付件数というのが、令和3年度から4,514件、コンビニでは増加してます。このような状

況で結城委員がおっしゃられたような形で、コンビニで住民票の写し、印鑑証明書等を取
得する方が増加していることが一因とは考えてはいます。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 もともと前は住民票・印鑑証明の交付機があったわけですが、それを交
付機をなくすときにはマイナンバーカードを使ったコンビニでの発行という。もう一つの
意味としては、市民課の混雑を緩和すると言っていたんですが、市民課の混雑はほとんど変
わっていないなという感じを受けたんですね。実際今コンビニの発行のほうの話になったの
であれなんですけれども、ほとんどそのコンビニから——これちょっとあれなのかな、コ
ンビニは確かに増えてはいますけれども、コンビニがたしか 200 円で、市民課で取ると
300 円という 100 円差なんですけど、これほとんどコンビニに払っている料金というのはジ
ェーリスに対する交付なんですけど、これ市にとってプラスなんですか、マイナスなん
ですか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 ジェーリスに支払ってる金額については、委託料として支払ってはいる
んですけども、交付が、コンビニ交付が増えるということは、その委託料が増えるとい
うことで考えますと、若干マイナス気味なのかなとは思いますが。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。これ計算すると、コンビニ交付に要する経費になっちゃいま
すけども、これだと 1 枚当たり 304 円ぐらい——これは市が払ってないお金も入ってま
すけど、一財からも多少は出ているので持ち出しになってる部分があって。これ実際コン
ビニさんに払ってるお金というのは、市は払うんですか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 コンビニには支払いというものは無いんですけども、ジェーリスのほ
うには支払いはあります。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。あとはコンビニさんとジェーリスとの話という、そういうこ
となんだと思います。ここはもうこれで終わって、個人番号事務に要する経費に行きたい
と思います。説明書の 70 ページ、この……

〔吉田議会事務局長ベルを 1 回鳴らす〕

○結城委員 (続) マイナンバーカード、この申請及び交付件数というのが令和 3 年から
令和 4 年にかけてめちゃくちゃに増えましたけれども、その対応が非常に大変だったと思
うんですが、その辺の対応についてお聞きしたいと思います。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。お答えします。令和 4 年度に国はマイナンバーカー
ドの保険証の利用申込み、それと公金受取口座のひもづけということで、マイナンバーカー
ドの取得でポイント——2 万ポイントを付与するマイナポイント第 2 弾を開始しました。
市の対応としては、マイナポイントの申込み及びマイナンバーカードの交付申請の支援窓
口を情報管理課と藤代総合窓口を設置したという状況です。あと、平日に受け取りに來れ

ない方を考慮して、月に2回、これは日曜日の午前中、毎月やっているんですけども、その時間を3時間延長して15時まで実施するような形でやりました。それは令和9年—令和4年の9月から令和5年の5月までになりますけれども、さらに令和4年9月から令和5年の2月までの土曜日に、合計7回になるんですけども、市庁舎、あと公民館、マイナンバーカードの申請サポートを実施して、334名の方の申請サポートをしたという状況です。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 やはりマイナポイントの威力がすごかったということなのかもしれませんが、私も役所にて、これ対応大変だなというふうに思いました。本当に御苦労さまだったと思います。その中で、これ国のところを見ていると、マイナンバーカードの交付保有—これ率じゃなくて枚数なんですけど、全国平均でいうとかなりの交付枚数累計と保有枚数に差があるんですけども、これについて取手市のほうとしてはどうなんでしょうか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。お答えします。まず違いについてなんですけれども、申請件数というのは、住基人口に対してマイナンバーカードの申請をした件数という形になります。交付率については、住基の人口に対して、マイナンバーカードの交付を受けた、実際に受け取った割合という形で交付率という形になります。保有数は、国が令和5年から—令和5年の6月から発表で公表しているもので、交付枚数から実際、本人の死亡とか有効期限切れとか……

○結城委員 やっぱそういうことか。

○安田市民課長 (続) そういう件数を差し引いた件数という形になってます。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。今—何ていうんですか、期限切れというか、そういうお話が出ましたが—それはちょっとまた後にするか—大変だったので保険証利用でのトラブルとか返納というのは、取手市の場合はどうなんでしょうか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。お答えします。マイナンバーカードの返納については、令和5年の5月以降、健康保険証のひもづけだとか、そういうところで別人の情報がひもづいているということで、令和4年中には自主返納というのは見当たらないかなというところなんですけど、令和5年の4月から令和5年度—今回8月末までに関しては、15件の自主返納があったということです。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。ほかで言われているようなトラブルはなかったということですよ、取手の場合はね。よかったと思います。それで先ほどの中で期限の話が出たので、この電子証明書の更新についてというところに移りたいと思います。マイナンバーカードって確か期限があって、発行してから10年だと思います。それと、18歳以下と18歳以上でこの期限が違うと思いますけれども、取手の場合に、これはまだ—5年だともう切れてる方がいるということになるんですか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。マイナンバーカードが始まってからもうすぐ10年ぐらいになるかなと思うんですけども、18歳未満の方については、更新期限が切れてる方もいると思います。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 それが先ほどの交付枚数と保有枚数との違いになるという、そういうことですよね。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。更新する方——忘れてそのまま廃止になっちゃう方というのは、まだ更新されてなくて、また新たに取りするような形になるかと思うんですけども、更新するに当たっては通知のほうを出させていただいてるので、それに合わせて更新をさせていただいているような状況です。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。これマイナンバーカードってややこしくて、10年たってたらやっぱり更新していかないと——これ更新しないとどうなるんですか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。更新しないと期限切れて、また新たに作り直しという形になるかなと思います。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。そうすると無効になるということですか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。無効になるというふうな形にはなるかなと思います。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。あともう一つ……

〔吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○結城委員 (続) これ厄介なのは、電子証明書というのは、たしか5年刻みで更新になるんですけども、これ5年過ぎると電子証明書も使えなくなるという認識でいいでしょうか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。5年の更新ということになるので、実際、マイナンバーカードの更新については10年、成人というか——で、5年ごとに電子証明書が切れるということなんで、そこで更新をしなかったら無効になるという考えになります。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 ですから、これ保険証とタグづけしたときには、この電子証明書のところにくっつけるわけだから、ここは5年ごとに更新していかないと使えなくなる、ということの認識でよろしいでしょうか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。5年ごとの更新をしないとマイナンバーカード自体の暗証番号——暗証番号というか電子署名が使えないので、使えなくなるということになるかなと。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 その辺のことを、取手の市民の方にはどのように周知させているのでしょうか。

○齋藤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。今のところはまだちょっと周知のほうはさせていただいてはいない状況なんですけれども、5年ごとに更新ということであれば、市のほうから、いついつまでに切れますので、これについては更新してくださいということで通知を送らせていただいているので、それに間に合うような形で更新させていただければと思います。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 これは国がやってる事業なので、市はある意味請け負ってる部分があると思うんで大変だと思いますけれども、やはりそういったことを私もこれ、勉強するまで知らなかった部分があったので、市民の方にはしっかりと周知をさせて——周知をしていただきたいと思います。以上です。

○齋藤委員長 次に、岩澤委員。

○岩澤委員 岩澤です。よろしく申し上げます。総務費の中から、3つ、質疑事項をお伺いいたします。まず初めに防犯に関する経費について、決算書93ページ、決算報告書30ページでございます。まず初めに防犯ステーションについて、こちら、取手東地区と藤代駅南口、2か所に防犯ステーションが設置されております。現在のその活動状況についてお伺いいたします。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。岩澤委員の質疑に回答させていただきます。防犯ステーション、こちら、取手市安全で安心なまちづくり条例に基づいて、安心で安全な住みよい地域社会の実現を図るために、先ほどおっしゃっていただきました東六丁目に平成27年8月、藤代南一丁目のほうに平成31年2月に開設いたしました。活動の状況ですが、まず防犯活動推進員、こちらは警察官のOB、こちら10名が所属しております。2か所のうち、1か所3名の勤務体系で月曜日から金曜日、14時から19時の間で勤務しております。2か所の防犯ステーションを拠点に、防犯活動推進員による下校時の見守り活動や、徒歩によるパトロール、青色防犯パトロールカーを使用したパトロールを実施しています。実際、登校下校の見守りなどでは、小学生から感謝の手紙を頂いたりなどしております。我々職員にとっても大変励みとなっている次第であります。以上です。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。私も東六丁目に住んでますので、パトロールやられていることをよく拝見して、お声もかけていただいたり、あと子どもたちにもお声かけ

たりという姿も拝見してるんで、そのパトロール等、とても犯罪の抑止効果になってるのかなと感じております。実際にその犯罪被害を、パトロール、またその防犯ステーションがあることによって未然に防げたという、もし事例がありましたら、お伺いしたいんですが。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 実際の例としては、未然に防げたという形の事例は聞いておりません。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。私、この東六丁目の防犯ステーションが出来たときに一般質問かな——お伺いさせていただいたときに、近所の方が当時はオレオレ詐欺だったと思うんですけど、このような電話がかかってきたと。防犯ステーションの方に御相談して、それは対応しないように、ということで未然に防げたということをその当初お伺いしたんですが、それ以降、結構年数経ってるので、何かほかにもあるかなと思ってお伺いさせていただきました。多分パトロールしてる中で、いろいろなことが状況あると思いますので、その状況も把握していただければなと思います。ありがとうございました。

続きまして、防犯カメラについてです。こちら、新規で取手二丁目の南側、山王交差点の2か所、5台設置されたと伺いました。説明書の中に、犯罪抑止効果の強化を図った、とありますが、具体的にその抑止効果というのはどのようなことでしょうか。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心の岡本です。質疑にお答えします。まず、防犯カメラについては、現在取手市44か所、96台設置しております。設置基準には明確なものはないんですけども、市民の要望等を踏まえて取手警察署と協議の上、設置しております。個人のプライバシーもあるので、そちらを配慮しながら、事件事故の発生が予想される主要交差点、また人が集まるような駅周辺を中心に、市内を満遍なく網羅できるように設置しているところでもあります。防犯カメラの抑止効果というところですが、実際に数字に表すということが難しいところではあります。刑法犯認知件数が現在ちょっと増えてしまっているという現状もあって、防犯カメラが実際にその数字にどのような影響を与えているのかというのは、正直なかなか難しいところではあります。現在カメラの支柱に「カメラ作動中」などと記載の黄色いシールを貼っているというところでありまして、カメラの存在を市民の方——通行人の方に示すことで、ここにカメラがあるんだなど、気をつけようという認識をさせるということで、抑止——事故の防止等につなげていければなと考えております。以上です。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。数値にするのは本当に難しいと思うので、私もその抑止効果でいうと、ここに防犯カメラがありますという、今お話ししていただいた札等を分かるように、また特に交通量だったりとか人の流れが多いところに置くことによって、その抑止効果にもなるのかなと思いましたので、こちら質疑させていただきました。実際にこの——犯罪が発生したときの警察署への情報提供というのは、どれぐらい——年間で

いうとどれくらいあるのかなというのを伺いできればと思います。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。警察からの情報提供の依頼に基づきまして発信した数ですが、令和3年度が63件、令和4年度が108件となっております。今年度も8月末時点では37件情報提供しております。ほとんどが取手警察署からの情報提供依頼によるものなんですけれども、近隣——千葉などの柏とか、あとはつくばとか、近隣からも犯罪捜査ということで情報提供依頼が来ております。あと昨年度は、遠方ですと三重県警、高知県警、大阪府警などからも情報提供依頼を受けておりまして、情報提供している次第であります。以上です。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。具体的な数字もありがとうございます。予想よりやっぱり多いかなという印象です。また組織犯罪等が増えているので、取手市、茨城県に限らず、そういう都道府県のほうからもそういう情報提供依頼があるというのを伺いさせていただきました。ありがとうございます。

次に移ります。庁舎の管理に関する経費について、決算書109ページ、決算報告書42ページになります。まず初めに、取手庁舎エレベーター改修工事について、こちらの改修工事、具体的にどのような工事だったのでしょうか。

○齋藤委員長 木村課長。

○木村管財課長 管財課、木村でございます。取手庁舎エレベーター改修工事の内容についてお答えさせていただきます。まず、今回のこの工事で、取手庁舎の本庁舎と、それから新庁舎、両方に設置してあるエレベーターについて改修を実施いたしました。エレベーターには地震の際に閉じ込めの防止対策として、建築基準法の中に耐震基準というものが定められてございます。直近で、東日本大震災の後にこの建築基準法が改正されたことから、この耐震基準に適合するための工事を行いました。具体的にどんな工事を行ったかというところですが、エレベーターのかごの反対側におもりがついてます——釣合いおもりといいますけれども、これが、今までの地震の際に脱落するという、このことによってエレベーターの中に閉じ込められるということが発生しておりまして、先ほど申し上げたように東日本大震災の後、基準が改正されましたので、この工事といいますのは、この釣合いおもり、これがレールから外れないようにするという工事等を行いまして、あとはまたロープの交換であるとか付随した工事を実施したというところでございます。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。具体的な内容、ありがとうございます。2台ということで、新庁舎と本庁舎のほうで同じ工事、金額も多分600万円ぐらいあったと思うんですが、それぞれに同じような工事を行ったかなと思いました。今朝かな、ネットニュースで——日本ではないんですけど、やはりエレベーターの落下事故で死傷者が出たというのも拝見しましたので、今後、また大きな地震等があったときに、やはりエレベーター——市民の方が利用されるエレベーターですので、大切な改修工事だったと確認させていただきました。ありがとうございます。

次に、取手庁舎、こちらは今度揚水ポンプの改修工事について、こちらは経年劣化による改修工事、また令和3年度から令和4年度にかけての継続事業と記載されておりましたが、こちらについても詳細をお伺いしたいと思います。

○齋藤委員長 木村課長。

○木村管財課長 管財課、木村でございます。取手庁舎揚水ポンプ改修工事の内容ですけれども、本庁舎は井戸水を使用しております。この井戸水ですけれども、一旦、この庁舎地下の受水槽へ送りまして、そこから今回工事を行った揚水ポンプによって庁舎屋上の高架水槽へ圧送しています。このポンプなんですけれども、大体耐用年数約15年というところですが、設置から20年以上経過しておりまして、ちょっと様々な不具合が発生しておりました。特に令和3年度になりましてから、本庁舎・議会棟の給湯室であったり、トイレがちょっと度々使用できないというような状況が発生してたことから、予算措置をしまして、令和4年度まで継続で工事を実施したというところでございます。既存の揚水ポンプ1台ですと20年間——約20年稼働していたんですけれども、今申し上げたように故障とか異常があった場合に、そうすると水が止まってしまうので、今回の改修工事の際に、もう1台増設しまして、不具合があった場合でも予備の部分で対応できるという体制にしてございます。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○岩澤委員 2台——1台から2台ということで、また15年の中で20年が経過したということで、こちらも経年劣化による改修工事ということで確認させていただきました。ありがとうございました。

次に、3番目です。災害対策に要する経費について、決算書131ページ、決算報告書58ページになります。取手市総合防災マップの活用についてをお伺いいたします。こちら昨年、令和4年の10月から11月に全戸配布されました。約1年たちますが、こちらの防災マップ、市民の方からの感想とか、その評価がありましたら教えてください。

○齋藤委員長 斉藤次長。

○斉藤総務部次長 安全安心対策の斉藤です。岩澤委員の質疑に答弁させていただきます。昨年、国の防災安全交付金を活用しまして5万5,000部作成しました。10月にはポスティングにより全戸配布をしたところでございます。活用という点において、昨年の10月の議員全員協議会におきまして、自主防災組織や自治会・町内会をはじめ地域のコミュニティ組織、高齢者学級など幅広く総合防災マップを活用した出前講座を実施していきたいと。防災マップを使って——作って配って終わりということではなくて、市民の防災テキストとして市民一人の——一人一人の防災意識の醸成のために活用していきたいというふうに御説明をさせていただきました。早速、防災マップを使った講座の中で、参加者の皆様からも、これまでの形よりすごい見やすくなったとか、様々な防災情報が集約されており勉強になりましたというような好評を得てございまして、今後も我が家のタイムラインであったり、マイ・タイムラインを作成するための——作成する際の御自宅の確認等に

活用していただければなというふうに思ってます。以上です。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。タブロイド版の大きな防災マップ、また6月の大雨被害ですとか、先週にも起こった状況を見ますと、やはり改めてこの防災マップ、市民の皆さんが各ご家庭に、手の取れるところに置いておいて、すぐ見て確認できるというのがとても重要ななと思いましたが、今回こちら質疑させていただきました。またホームページも、こちら、内容見れるようになってますので、そちらのほうも活用していただきたいと思います。私の質疑は以上となります。ありがとうございました。

○齋藤委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願いいたします。まず最初に、空き家等の適正管理事業に要する経費について、報告書31ページになります。こちらは資料を提供していただきました。資料1、ありがとうございます。こちらの資料のほうから質疑をさせていただきたいと思います。まず、この資料の見方なんですけれども、5年分の数値をいただいたんですけれども、これと毎年情報提供をしていただいたもののうち管理不全と認めるということで、累計だとか累積だとかというものではなくて、単年度ごとの情報から拾ってある数字という認識で間違いないでしょうか。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。根岸委員の質疑に回答させていただきます。こちら資料については平成30年から令和4年ということで、こちらは単年の数字となっております。その年度ごとに管理しております。実数、今まで把握している数としては838件ということになってるんですけれども——令和4年度末時点、こちらは平成21年から台帳管理しておりまして、その年、平成21年から令和4年度末時点までに把握した件数が838件となります。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。ということは、情報提供があったものが累計で800何十件ということで、結局、取手市内の全空き家を把握しているというわけではないということですよね。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。そのとおりでありまして、取手市内の空き家に関しましては、総務省住宅土地統計調査、こちら平成30年に実施されたものの数ですと8,280戸となっております。こちらアパートの空き部屋なども含まれておりますので、単純な空き家という数では少し認識がずれているところはあるんですが、そのうち安全安心対策課のほうで把握しているものが、近隣の方から通報があったもの、例えば樹木の越境をしてきて邪魔になっている・迷惑になっている、あとは家屋の老朽化で瓦が飛散してきているなど、このような空き家に関して通報があった件数として、こちらで把握している数となります。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 もう一つ、一番上の表の一番下の行の通知未到達の数なんですけれども、こ

ちらは結局連絡がつかないところになるかと思うんですけども、この中身というのは——何だろうな、同じ人なのか、中身は変わっていつているのか、そこはどんな感じなんでしょう。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 こちら、資料の中ですと未到達件数として平成30年から令和4年まで、それぞれ数が異なっているところでもあります。こちらは、通知未到達というものは、こちらで空き家の所有者と固定資産税の関係とか、あとは登記などで調べて通知——改善を求める通知をし、そのうち実際に宛先不明で届かず返ってきてしまった数が、こちらの通知未到達というところに記載されております。こちら、毎年同じような通報があるというわけでもなくて、その年、通報あったもので送ったものとなりますので、中には毎年同じように通報が来て通知未到達で数が計上されているものもあれば、全く新規で受けたものでも、数が——通知して返ってきてしまっているというものもありまして、これもばらつきがあるのはある程度仕方がない部分なのかなというところで、その都度通知しているところでもあります。通知して返ってきてしまった部分に関しては、戸籍を取り寄せるなどして相続人——関係者を改めて調査いたしまして、そちら把握したところに改めて通知をさせていただくなどで対応しています。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。そうすると、中身が同じだとは限らないということは分かったんですけども、ただ毎年毎年その情報提供があったところに対してアクションを起こしているということなので、何年か——今年はあるけれども、その次とかない——なくなって放置されてしまう可能性もあるということですよ、その情報提供がないとなってしまうと、放置されちゃうというか、対応が遅れてしまうということにもなりかねないと思うんですけども、その辺の——何といふかな、対応というのは、どういうふうに行われているのでしょうか。

○齋藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。実際に通知を出してレスポンスがあるというところが、大体二、三割程度なのかなと思います。実際放置されてしまっているところは多くて、対応に苦慮している、何度も通報を受けて、何度も通報してるけどなかなか改善されないというのがあるのが現状です。あとは通知をしてレスポンスはないんですけども、いつの間にか改善されていたというケースもありまして、その都度、例えば通報を受けてレスポンスがないところに対して、ある程度期間置いたらもう1回見に行くなども、ちょっと業務の負担を考えながら、見に行けるところに関しては行ってるんですけども、なかなか通報が多くて回りきれないといふか、全部の確認、それぞれの進捗の確認というのはできていないのが現状であります。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。今回、議案のほうで条例改正のほうがあって、今後の管理というのがちょっと変わってくるという認識があるので、またそれは総務文教のほうで質疑させていただきたいと思いますので、こちらは以上になります。

次、ホームページ管理に要する経費についてです。報告書 37 ページになります。こちらから資料を提出していただきまして、ありがとうございます。資料ナンバー 2 になります。こちらを見ると、まずメルマガの登録件数が 3 年から 4 年で減っている件と、あと L I N E の登録件数が——令和 2 年の 11 月から開始なので令和 2 年度はちょっと少ないんですけども、令和 3 年にぐっと増えました。だけれども 4 年に変化するにつれて、もうちょっと何か伸びるのかなと思っていたんですけども、その辺の受け止めというのはどういう感じでしょうか。

○齋藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、立野でございます。根岸委員の御質疑に答弁いたします。まずメールマガジンの減少についてでございますが、令和 3 年度から令和 4 年度の減少について、私たちのほうでも詳細を確認してみました。具体的に何が要因かというのは判別しないところはあるんですが、令和 4 年 3 月及び 4 月の 2 か月間で、登録者数が 99 件減少している状況がございました。この時期は一部の携帯電話会社が 3 G 回線を提供終了しサービスが停止する時期と重なっているのも減少理由として、サービスの停止が要因とも考えているところがございます。また、資料でも提出いたしましたように、L I N E の登録者数は増加しておりますので、メールマガジン解除後に L I N E 登録された方もいるのかなというふうなところと考えております。以上でございます。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。行政の情報発信という意味では、もっと多くの方にメルマガですとか L I N E ですとか登録していただきたいんじゃないかと思うんですけども、その辺の働きかけといいますか、増やす努力というか、そういうところというのはどうでしょうか。

○齋藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、立野でございます。お答えいたします。L I N E につきましては開設以来、登録者数が増加を続けており、現在 1 万 3,000 人を超える方に御登録いただいている状況でございます。L I N E やメールマガジン等における情報は、より詳細な情報を掲載したホームページ等への誘導を目的としており、行政情報への入り口として役割を果たしているものと考えております。市民の皆様の情報取得手段は様々でございますので、当課といたしましては、市ホームページや各種 S N S 等の情報配信ツールを紹介するチラシを作成し、転入された方への配布に加え、シニアスマホ教室参加者やイベント等での配布を行うなど、今後もさらなる登録者増に向け、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。引き続き対応よろしくお願ひしたいと思います。私もいつも何かというとホームページ見に行くわけですけども、やっぱり一番ホームページに情報が詰まっていて、そこに行けば大抵のことは分かるし、その動きというの、新着というところを見ていくと、もう本当につぶさに分かるというところなので、ぜひそこに市民もアクセスをしっかりしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

次、職員の福利厚生に要する経費についてです。決算書 93 ページになります。精神科医報酬 21 万円、こちらの内容についてお伺いします。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課、軽部です。根岸委員の御質疑にお答えをさせていただきます。こちら精神科医報酬 21 万円ということですが、こちらにつきまして取手市では、法的に設置が義務づけられている産業医のほかに、独自に職員が仕事や家庭生活等での悩みからメンタル不調の兆しを感じられたときに、専門病院への通院を判断する前に、職場において気軽に専門的な相談ができる環境づくり、こちらを目的としまして、水海道厚生病院の精神内科医の医師を精神健康相談員として委嘱しまして、毎月 1 回、原則第 4 金曜日に心の健康相談を実施しております。この実施に当たりまして、1 回当たり報酬として 2 万 1,000 円、費用弁償が 2,000 円という形で、令和 4 年度におきましては計 10 回来ていただいているので、その報酬額というふうになっております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 職員のメンタルだったり健康状態というところをしっかりと見ながら、逐次相談できる窓口があるというのはすごく心強いかと思うんですけども、心の健康相談、それを利用される方の動向というのはどういう感じなんでしょうか。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。ここ数年、そんなに大きな相談——心の健康相談の相談者が大きな増減はないんですけども、逆に療養休暇に入っている職員が多くなってはおります。それからすると——それに対すると、その相談の申込み件数が、パーセンテージとしては、そうすると低くなっているかなというふうに思います。ただ、その要因としましては、今、非常に心療内科へ通院するハードルが非常に低くなってきております、社会的に。そういった中で、相談を——心の健康相談を使わずに、もうすぐに自分にメンタル的な不調を感じたら、すぐ心療内科のほうに通院しているというケースが多くなっているということが要因かというふうに感じております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。

〔吉田議会事務局長ベルを 1 回鳴らす〕

○根岸委員 その精神科というところにかかるハードルが下がっていることで、早めに対応——職員のほうも早めに体の不調だったり心の不調だったりあるときは行動できるようになっているという意味では、療養者ということは増えているけれども、復帰するという——重症化してしまうとやっぱり長期になったりとか辞めてしまったりとかということにつながってしまうと思うので、その辺というのは、やはりいい方向に向かっているという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。根岸委員がおっしゃるとおり、メンタル不調につきましては、かなり深くなると、それだけ完治する——なかなか完治というのもの

そもそも難しいとは思いますが、休暇に入って、また休暇・休職に入って復職するまでの期間が非常に長くなってしまいます。そのためには早期に専門病院に通院をして、早めにケアをすると。心のメンタル不調についてはよくセルフケアとラインケアというふうに言われますが、そのセルフケア、こちらを自己チェック、これを早めにして早く通院するということが非常に大事なんではないかなというふうに感じております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。そういったフォローをしっかりとできてますよというところをアピール——というか、していただいて、安心して働ける職場であるというのを、しっかりこう確立していただいて——引き続き確立していただければと思います。こちらは以上になります。ありがとうございます。

次、公共施設マネジメントに関する経費についてです。決算書 117 ページになります。これ、費用自体はシステム使用料ということなんですけれども、重点事業マネジメントシートのほうに、中身というか事業の進捗というのが書かれていたので、そちらの報告を——概要をお願いいたします。

○齋藤委員長 原部課長。

○原部公共施設整備課長 公共施設整備課、原部です。根岸委員の御質疑に答弁いたします。重点事業マネジメントシート、3事業出しておりますが、まず1点目、個別施設計画策定の支援についてでございます。取手市では平成28年7月に、取手市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。令和4年3月には、取手市公共施設等総合管理計画第1次行動計画を策定いたしました。令和4年度からは、施設所管課におきまして、個別施設計画の策定に着手し、施設に関するコストの情報整理や施設の劣化状況を把握するための現地調査など、施設の情報を収集し整理してまいりました。現在は素案の作成に着手し、公共施設整備課におきましては、個別施設計画の策定が円滑に進むよう進捗管理やマネジメントシステムの操作の援助など、計画策定に必要な作業についての支援を行っているところでございます。個別施設計画の策定につきましては全庁横断的なものであり、また施設の維持管理については専門的な内容も含まれますので、施設所管課だけの作業は難しいと考えております。公共施設整備課では、公共施設マネジメント担当と営繕を担当しておりますので、横断的なサポートや専門的な内容についての助言などを行い、作業——策定作業の支援をしているところでございます。

次に、公共マネジメント推進事業でございます。取手市公共施設等総合管理計画では、令和37年度までの40年間で、公共施設の総量の縮減として27%を数値目標として設定いたしました。令和4年度末におきましては、総合管理計画策定時の保有面積からマイナス8,957平米、3.62%の縮減となっております。

最後に、公共施設の計画的保全推進事業でございます。ファシリティーマネジメントについて職員の意識の向上を図るため、庁内研修会を実施しております。令和4年度は、10月に外部講師を招いての職員向けの研修会を開催いたしました。また、当課で受講した研修などの情報を全庁的に発信し、公共施設マネジメントの理解を深めているところでございます。今後も、公共マネジメントの必要性について、職員研修などを通じて意識の向上

を図り全庁的に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。個別施設計画が令和4年度は策定をするというふうに伺っていたんですけども、そちらの、実際計画策定するのは所管課というところで、公共施設整備課としてはその支援というところで……

〔吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○根岸委員 (続) やられているというのは理解しました。この公共——行政サービスをする上で基盤となる施設計画というところに対しては、すごく地道なんだけれども重要な施策だと思うんですけども、全庁的にやってきますというお話だったんですけども、実際、担当課としてはその感触というのはどうなんでしょうか。

○齋藤委員長 原部課長。あと33秒です。

○原部公共施設整備課長 個別施設計画につきましては、昨年度施設所管課に対しまして、おおむね2年程度で策定するよう要請しておるところでございますが、施設によっては市民から意見を聴く機会や対話する機会などを設けて進めていかなくてはならないと思っておりますので、そういった施設については若干時間——策定までに時間がかかるかなとは思っております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。最後、市公募補助金検討委員会に要する経費です。補助金交付するに当たって、その状況確認というところで活動報告の必要というのはあるんでしょうか。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 市民協働課、海老原です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。補助金検討委員会の委員に対する経費の報酬となっております。補助金の交付団体につきましては、申請に係る事業の担当課を市民協働課が指定しております。そこで、補助金の申請・実績報告等については、それぞれ市民協働課が指定した担当課のほうに提出してございます。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 実績報告を提出していただいているということで、その提出していただいたものに対して、委員会はその報告をどういうふうに扱っているんでしょうか。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 市民協働課、海老原です。補助金の検討委員会はあくまでも補助金の——市公募型補助金の事業内容について審査をしております。実際にその事業が進みましたら、所管課のほうで管理監督をしているという状況でございます。

○齋藤委員長 あと6秒です。

根岸委員。

○根岸委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○齋藤委員長 次に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。まず初めに、決算報告書の209ページ、消防総務

事務に要する経費についてです。市内のAEDの導入・配置状況——市のホームページからも設置場所を確認することができるんですが、今の状況、認識についてお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 消防本部警防課の中村です。ただいまの落合委員の質疑についてお答えします。市内のAEDの導入配置状況につきましては、市内の市内保育所や小中学校、公民館などの公共施設に69台を、その他のコンビニエンスストアについては35台、合計104台をリース契約して市内に配置しております。以上となります。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 設置の様々なガイドラインとか参考にしていると思うんですけども、そのガイドラインと照らして、今の設置状況をどのように認識されてるのかお聞かせください。

○齋藤委員長 どなたが答弁されますか。

竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長補佐 消防本部警防課、竹村と申します。落合委員の御質疑に答弁いたします。ガイドラインに沿って設置しているのかという御質疑でよろしかったでしょうか。

〔落合委員うなずく〕

○竹村消防本部警防課長補佐 取手市内に設置しているAEDにつきましては、そのガイドラインに沿って設置をしております。以上でございます。

○齋藤委員長 よろしいですか。

○落合委員 そのガイドラインというのは……

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 (続) 例えば厚生労働省のガイドラインなのか、何を参考にしているのでしょうか。

○齋藤委員長 竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長補佐 ただいまの御質疑に答弁いたします。ガイドラインとしましては厚生労働省【「厚生労働省」を「一般財団法人日本救急医療財団」に発言訂正】等、そちらのものを参考にさせていただいて設置をしております。以上でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 それと、ガイドラインに沿って取手市の今の設置状況はおおむねどのような認識か、お聞かせいただきたいんですけど。取手市は結構高齢化率も高かったり、かといってスポーツなんかも結構盛んで、結構需要もあるのではないかなというふうに、そういった観点から今の設置状況でおおむね、ほぼ満たしているのかというような認識をお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 岡田消防長。

○岡田消防長 消防本部の岡田です。落合委員の質疑に答弁させていただきます。取手市内に賄えているのかということなんですけれども、市内の公立であります小中学校、幼稚園、保育所とか、コンビニエンスストアは24時間営業しております。あとそれと令和3

年度には市内の小中学校のAEDを屋外にボックスで——屋外のほうに設置しております。あとは各企業さんにおいては、自らAEDを設置していたりとかというところもございますので、市内のAEDは包括されているというふうに認識しております。

○落合委員 分かりました。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 活用状況をお聞かせいただければと思います、事例なんかを。

○齋藤委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えします。活用事例につきましては、令和3年の8月に市内コンビニエンスストアで一般人による1件の使用実績がありまして、詳細につきましては、体調不良を訴えた方が市内のコンビニエンスストアに助けを求めまして、店員と近くに居合わせた運転業の方が応急手当を実施しております。その後調べましたが、残念ながら社会復帰には至らなかった、そういった案件でありました。以上になります。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 最後に、交換はどのようになっているのか。市内のAEDはリース契約でということが記載されてます。AEDのバッテリー切れか何かで助かる命が助からなかったなんていう事例が他市町村であったかと思うんですが、その辺のメンテナンス状況をお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えします。交換につきましては、AEDは6年のリース契約をしておりまして、電極パッドや使用期限、バッテリー残量、設置業者がリモート——遠隔で管理しておりまして、期限間近やその他異常など不測の事態には速やかな交換対応ができるように常に監視されておりまして、もし異常があった場合は、消防本部にもメールにて連絡が入る、そんなシステムとなっております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。ありがとうございました。次に、54ページの市公募補助金検討委員会に要する経費です。これ、採択件数がちょっと毎年少ないような印象を受けるのですが、要件の詳細、本当に公平性・妥当性・透明性、すごい大事かと思うんですけれども、その辺どのように担保されているのかお聞かせください。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 市民協働課の海老原です。落合委員の御質疑にお答えします。採択件数が少ないということですが、令和4年度の募集の方法ですが、募集期間が7月1日から8月31日まででした。募集の方法につきましては、市のホームページに6月に先行で掲載しております。続きまして7月1日から取手市の広報7月1日号、そのあと市のメルマガを7月21日配信、続いて市のLINEを8月19日に配信、そのほかにも各公民館、図書館などでチラシなどの配布をし——チラシなどを置いてございました。さらに今年度——令和5年度の募集期間についても同時期です。7月3日から8月31日、募集の方法は同じように市のホームページ、広報とりで、市のメルマガ、市のLINE等、また公民館、図書館にも同じようにしました。昨年と今年違う点というのは、7月1日号の広

報の第1面のほうに表紙に掲載することができました。その結果というわけではないのですが、今年度については5団体の申請がございました。問合せについても多くの問合せをいただいております。以上になります。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 本当に問合せがたくさんあったと評価します。本当に市民の自由な発想を生かして、さらに充実していくようお願いしたいと思います。

次に、67ページの常総地方広域市町村圏事務組合負担金について、負担金の妥当性ということで、当然行政——行財政改革の視点から共同処理する事務、必要に応じて組合、様々な制度の見直しや効率化が図られていることと存じます。構成市の中でも取手市は、このごみ減量化、市民の皆様には本当危機感を持って分別化に協力しているというふうに思っておりますが、そういった観点から、この負担金の妥当性についてお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 高中課長。

○高中政策推進課長 政策推進課の高中と申します。落合委員の御質疑に答弁いたします。常総地方広域市町村圏事務組合の各構成市の負担金につきましては、その経費に応じた負担割合が決まっております。例えば、衛生費では均等割10%、実績割90%などとなっております。その計算によって算出された金額を組合議会において御審議いただいた上で、各構成市で負担しているものとなっておりますので、妥当であると考えております。以上でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 市民の皆様が一生懸命ごみ減量化に取り組んでますんで、その効果が、この負担割合にも反映されたらいいなと思ひまして質疑させていただきました。

最後に、59ページの防災施設等の整備に要する経費です。防災ラジオ普及進捗状況と啓発についてお聞かせください。

○齋藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の真田と申します。落合委員の御質疑に御答弁させていただきます。防災ラジオの普及につきましては、令和4年度143台貸与しております。なお、令和元年度の貸与開始以降、昨年度末現在で1,896台貸与しております。貸与台数そのものは年々減少傾向にあります。こちら、防災ラジオを必要としている方々に行き届いているということが考えられます。防災ラジオを借りている多くの方が高齢者世帯となりますが、先日の落合議員の一般質問答弁でもさせていただきましたとおり、スマートフォンの世帯所有率が80%を超えているなど、高齢者の中にも防災ラジオに頼らなくても情報収集できる方が増えていることが一つの要因かと思われ。なお、防災無線の放送情報は、防災ラジオ以外でも、先ほどの岩澤委員の御質疑にもありましたけども、防災マップにもこちら記載しておりますが、フリーダイヤル、メールマガジン、ホームページ等にも連携されておりますので、放送とほぼ同時に放送された内容が確認することが可能となっております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○**落合委員** 分かりました。防災ラジオの普及にも努めていただければなど、アプリのダウンロード普及のほうにも同時並行で努めていただきますよう、よろしくお願いします。以上で終わりにします。

○**齋藤委員長** 次に、佐野委員。

○**佐野委員** 佐野です。よろしくお願いいたします。まず最初に、報告書45ページにありますシティプロモーションに要する経費についてお聞きしたいと思います。このシティプロモーションなんですけど、これシティプロモーションサイトというのがありまして、これなかなか私が言うのもおこがましいんですが、すごくいいサイトだなと思っておりまして、例えば、このサイトがどれだけの人に周知されているんだろうという思いとか、もっと多くの人に知ってもらいたいという思いもありまして、こちら質疑させていただきます。まず最初に、移住先の候補地として上位化とありますが、定住化促進住宅政策への波及や影響は、発信側としてどう捉えているかをお聞きいたします。

○**齋藤委員長** 立野課長。

○**立野魅力とりで発信課長** 魅力とりで発信課、立野でございます。佐野委員の御質疑に答弁いたします。発信者側としての、どう捉えているかということでございますが、魅力とりで発信課では、移住者・定住者の増加を最終目的としてシティプロモーションを進めてまいりました。他県・他市からの移住を促すためには、まず取手市という名前を知っていただき、取手市に興味を持っていただくことが必要であり、そうでなければ、移住先の候補地として検討さえされない状況となります。そうした状況を念頭に置きつつ、取手市の知名度アップ・イメージアップのための情報発信に取り組んでいるところでございます。定住化促進住宅政策の波及や影響につきましては、日本人の転入超過傾向が続いていることやリリース結果などを見ましても一定の効果はあるものと考えております。今後も、移住定住の増加に資するよう、取手市の知名度アップ・イメージアップに取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○**齋藤委員長** 佐野委員。

○**佐野委員** ありがとうございます。一定の効果があるということでは大変いいと思います。ただ、ちょっと一つまだ周知がされてないかなという印象は持っていますので、またちょっとより一層の工夫をぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、それに関連しまして、パブリシティの獲得に努めたというふうに報告書のほうにあるんですが、その具体的な例えば成果——感じられてることでいいんですけど、成果や今後の見通しなどについてお聞きしたいと思います。まず成果から、すみません、お願いします。

○**齋藤委員長** 立野課長。

○**立野魅力とりで発信課長** 佐野委員の御質疑に答弁いたします。成果ということでございますが、その前にちょっと御説明させていただきますと、取手市の情報メディアに取手市の情報を各種新聞やメディアに取り上げていただくために、定例記者会見や担当課による投げ込みを実施している状況でございます。特にタイムリーで話題性の高い情報につきましては、あわせて有料のプレスリリースなんかを活用させていただき、更なる情報の拡

散に努めているところでございます。その結果といたしまして、これは定例記者会見での発表案件が新聞に掲載されたり、有料リリースを行った原稿がメディアに掲載されるなど、報道機関等での掲載獲得につながっておりますので、それをまた私たちも一つの成果として考えているところでございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。こちらの見通し等で、今後例えばもっと活用できる計画があるとか、さらにメディア周知できるような何かありましたら教えてください。

○齋藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 お答えいたします。今後の、佐野委員の広告換算価格のほうの話にもイコールになってしまうんですけども、定例記者会見で発表させていただいた情報、そういった茨城県内で初、とかそういった内容は、記者の皆様の働きかけと、それとはまた別に有料のプレスなんかにも必ず掲載させていただいて、広く取手市の名前が各種メディアで取り上げられるような方策を進めております。今後も重要なテーマが出てきた場合には、そのような取組を庁内の関係各課とも協議を進めながら、連携しながら進めていきたいと考えております。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 これ例えば、SNSとの組合せで発信とかあります。例えば先ほどのお話の中でも、LINEの登録者数が1万3,000人ぐらいになってるとか、メルマガが令和4年ですけども5,500人ぐらい。これ今、旧ツイッター、Xなんかのフォロワー数を見ますと、5,900人、これちょっと少ないなという印象も持ってるんですね。この辺に対しての——からの発信取組の、ちょっといま一つ伸び悩んでるのかなというふうに感じるんですけど、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 先ほど根岸委員の御質疑にもお答えさせていただいたんですけども、様々な情報発信手段がございます。それを利用者側がどのツールを使って情報を取得するのかということもございますので、発信する側としてLINEでありメルマガ——メルマガに関しましては各担当のほうで事業を周知してるところはあるんですけども、そういった中で有効な情報を様々なツールを活用して市民の皆さん、または市外の皆さんにも知っていただけるような方法は常に進めていければと考えております。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。もうちょっと、例えばフォロワー数にしても、登録数にしても増えてくるともっとさらに効果が、特にXなんか拡散力も高いですし、その辺のちょっと検討をお願いしたいと思います。

続きまして、そのシティプロモーションサイトの保守業務委託料についての詳細です。これ詳細といっても御説明いただいている部分もあるんですが、ちょっと私のほうで——ごめんなさい、これ更新とか、例えば修正とか、そういった部分というのは維持費の中に、委託料の中に入ってるかと思うんですが、更新、こういったものというのは、例えば回数によって金額が違うのかとか、そういう部分でのこの委託料の詳細をちょっと教え——分

かってたら教えていただきたいんですが。

○齋藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 佐野委員の御質疑に答弁いたします。こちらシティプロモーションサイトの保守業務委託料の中身でございますが、こちらにつきましては、サイト内の不具合の確認・修正とかを管理していただくものなので、1回につき幾らとかじゃなくて、年間で業務委託をお願いしている状況でございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。じゃあ何度やっても金額変わらないということなんですかね。

○齋藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 お答えいたします。内容にもよるかと思うんですけども、システムの不具合とかに関しましては、基本的には保守の中で対応していただけるような形で進めております。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。あと、続きまして広告換算価格は、これ3,286万円超あったというふうにあります。これはちょっとどういうところからの金額になるんでしょうか、教えてください。

○齋藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 佐野委員の御質疑に答弁いたします。広告換算価格とは、新聞や雑誌、ウェブニュースなど——ウェブニュースサイトなどへのメディア上で記事として掲載された際の認知効果を、同じ媒体で同じ枠を広告として購入した場合の広告費に換算し、その金額によってリリースの効果を評価するものでございます。メディアの認知度や記事が掲載される場所など、情報拡散力の違いを金額に置き換えて詳細な価値で判断できるメリットがあり、メディアごとの広告換算価値は、業務委託しているリリース会社によって算定されたものを活用しております。以上でございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 よく分かりました。この金額が高くなればなるほど効果があったということなんですね、分かりました。ありがとうございます。より高くなることを熱望しておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして——次の質問です——質疑です。自転車駐車場の維持管理に要する経費についてお聞きします。報告書52ページです。サイクルステーションの利用状況と費用対効果、今後の見通しなんですが、まず利用状況から教えてください。

○齋藤委員長 斉藤次長。

○斉藤総務部次長 それでは、佐野委員の質疑にお答えさせていただきます。サイクルステーションとりでの利用状況としまして、定期利用と一時利用と2つの種類があります。定期利用の契約者の数は令和4年3月末で479名、機械式が217名、自走式が187名、バイクの利用が75名、これを合計しますと479名となります。率にしますと全体の約60%になります。一時利用者の数は、昨年1年間で1万6,119名となっております。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。自転車、今大変な重要な移動手段や通勤・通学の手段というふうに考えてます。このところのガソリン価格の高騰とかで自転車を利用する方も大変増えているので、その思いもありまして、ちょっと今回詳しく聞かせていただきたいと思ったんですが、このサイクルステーションについて、ちょっとこれ分かったら教えていただきたいんですが、このサイクルステーションって、ちなみにこれ、建てるときの工事費というのはどれぐらい……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○佐野委員 (続) かかっているんですか、費用対効果として。

〔「決算ではないよ」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 斉藤次長。それ、ちょっとね……。

○斉藤総務部次長 お答えさせていただきます。当時、5億300万円だというふうに記憶しています。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。今後のサイクルステーション、見通しとしては、これやっぱり利用者増えてくる見通しを立ててらっしゃるんでしょうか、どうでしょうか、お聞かせください。

○齋藤委員長 斉藤次長。

○斉藤総務部次長 お答えさせていただきます。見通しという前に、今後——効果についてちょっとお話しさせていただければと思います。効果は、サイクルステーションは機械式——先ほど申し上げましたが機械式の駐輪の設備を導入しております。入庫の際が、非常に所定の位置に自転車をセットすることによって、全自動で自転車を車庫に格納することができる、そういったものです。また出庫の際もICカードをかざすだけで自転車を取り出すことができます。全て自動となっておりますので、非常に利便性が高いということがあります。また車庫に格納されることによって、防犯上の面でも、いたずらであったり盗難の危険性も回避することができるといった利便性と防犯と両方を持ち合わせているのかなというふうに思います。平成22年に駅前の駐輪場の満足度という指標で市民アンケートをしたことがあります。そのときの満足度が12.2%だったんですね。CST完成後は26.4%と倍以上になったという結果が出ました。駅周辺の放置自転車についても、完成後は——完成前は約年間で600台ほど放置自転車があったんですけども、サイクルステーション開設以降はほとんど、今現在ない状況だということでございます。今後の在り方でございますけども、高齢化であったりコロナ禍の影響によって使用料の減収があります。また高齢化社会による利用者の減といったことや建物施設における人件費の増、さらには部品も交換——毎年していかなきゃならないということがございます。そういったところも含めた維持管理等、様々な観点からどうあるべきかということを検討しているところも実際ありました。例えば施設のさらなる活用方法については、サウンディングの市場調査を行い、民間事業者の施設活用の提案を伺いながら、指定管理者制度による施設の活用や利用者利便性の向上も考えられるのではないかなというふうには思っています。いず

れにしましても、多角的な見地からこの事業を見ていきたいというふうに考えてます。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 今、本当に成果としてはすごく出ているということも分かりましたし、市民の方々の大事な足である自転車の施設ということで、非常な重要な施設だと思っておりますので、ぜひもっとよりよくなるように御検討を進めていただければと思います。ありがとうございます。

最後に、次の質疑です。報告書 58 ページ、災害対策に要する経費についてです。これ、すみません、1 番と 2 番あるんですけど、2 番から先にちょっと質疑しちゃってもいいですか。すみません。これ、災害の食糧と飲料水、これの期限があると思うんですが、この期限がある食糧と水の有効活用についてお聞きいたします。

○齋藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策、真田です。佐野委員の御質疑に御答弁させていただきます。利用法——有効活用ということなんですけども、まず賞味期限を迎えるアルファ米や飲料水につきましては、自主防災組織・自主防災会に対しまして、必要なものがないかという要望を伺っております。この際の使用目的としましては、自主防災組織おのこの備蓄というものではなくて、それぞれやっいただきます防災訓練に活用していただく、または地域住民にこのような備蓄食糧が市販されているということを周知・啓発していただくために御利用くださいということでお配りをしてございます。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。これ多分、食糧なんかは頂いた方でも保管しておくことが容易だと思うんですけど、水に関してはかなりスペースも取るし、たくさんの量を頂くことも多分できないと思うんですね。そこでちょっと、先ほどのもう 1 個の質疑なんですけど、これ災害時の飲料とか——飲料水、これは破棄されているケースとかいうのはあるんでしょうか、あればどれぐらいの量なんですか。

○齋藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。おっしゃるとおり、食材——食糧アルファ米につきましては、ほとんど全ての量が——ほとんど全てというか、全てが自主防災会組織等に配布をしているんですけども、水につきましては、そのタイミング——配布するタイミングが合わなかったりとかということもありますので、令和 4 年度につきましては、50 箱程度については残念ながら廃棄という形を取ってございます。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 すみません。50 箱というのは、2 リットルの何本入りが 50 箱とか、そういうのをちょっと教えてください。

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。2 リットルのペットボトルが 6 本入りです。それが 50 箱という数字になります。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。すみません、もともとはどれぐらいの備蓄が1年間でされているんですかね。アルファ米ももし分かれば、水と一緒にお願いします。

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。アルファ米は7,000食を目安に備蓄しています。また飲料水のほうは約6,000リットルを目安に購入し、備蓄をしているという状況でございます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。これ年々、量というのは変更していくようなものなんですか。

〔吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。アルファ米と水の量を年度ごとにとにかく——どんどん増やしていくということではなくて、5年とか6年の賞味期限が切れる段階で、どんどんフード——自主防災会のほうにお渡しして、そこに補充をしていくというような形で今考えてます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ということは、一定数の量は変わらずに常に置いてあるという考え方でよろしいんですかね。

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 そのとおりでございます。

○佐野委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○齋藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず最初に、ふるさと取手応援寄附金実績等についてということで、資料をお願いしました。ナンバー10です。資料を基に説明をお願いしたいと思って——質疑したいと思うんですけども、推移としては多くの方に協力していただいているんだなというのは、改めて資料を通して確認させていただいたところです。本当にありがたいことだと思います。で、やっとな税額控除を上回る差引額が3億3,000万円というところで、これが本当に寄附金額というか、収入があったというふうな認識でいいんですよね。ちょっと資料の詳細説明をお願いできればと思います。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 財政課の海老原です。お答えさせていただきます。この資料でお出しさせていただいたように、まず全体的な寄附額の収入が10億8,000万円ほどございました。そこからいろいろ返礼品を送ったり、事務にかかる経費が5億4,000万円、その事業収支として5億3,900万円ということなんすけども、そこから市民の方々が他市町村のほうにふるさと納税されたことによって2億600万円ほどの税額控除がありましたので、その差引きといたしまして3億3,000万円ほどがプラスというような形になっております。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 資料で一目瞭然なんですけど、過去は黒い三角ということで、本当にこのふるさと納税が——納税というか、この事業が果たして取手市にとってプラスなのか、ということでは、ほかの議員の方からも随分議場でも取り上げられてきたというところで、国の——そもそも国の制度なんで、それに沿ってとにかく寄附をお願いしていこうというところで——財政部になりますよね、担当が、頑張っってここまで来ているというのでは理解しております。全国的にもどうなのかなという、いろいろ問題なくはないようなんですけれども、仕方ないというか、国のほうによるんだらうということなんですけれども……

○齋藤委員長 質疑をどうぞ。

○遠山委員 (続) あと1点は返礼品通して、市内の業者が少しでも潤えばいいんですけれども、これまでの答弁によりますと、やっぱり大手飲料会社が割合的には多いんだというところで確認をしてきたところです。その辺も今は変わらないんでしょうか。少しいい形で、何か市内業者も効果があるよというのがあれば答弁お願いします。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 お答えさせていただきます。全体的な寄附の受入額に関しても、多くの皆様に御寄附いただいて、少しずつ増やしていただいているところではあるんですけども、市内の事業者の皆様にも、令和4年度からは公募制というものも開始しまして、こちら令和4年度で新たに6店舗の事業者様が追加で入っていただくなど、御協力をしていただいております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました、そうですね。少しでも活気づければいいなと思うんですけども。あとやっぱり税——そうはいつでも税額控除だけでもこれだけの、2億を超える金額が控除されているということで、ちょっとこれ——これも何か見過ごせないなという思いはあります。国の制度のほうで、いわゆる改善をお願いするしかないのかなというふうには思っているところです。その辺はどんなふうを受け止めますか。

〔「質疑じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○遠山委員 いや、収入となればいいなという思いはあるでしょう。

○齋藤委員長 いやいや、質疑で——質疑をお願いしたいですけれど。

遠山委員。国の制度なので。

〔「決算についてだよ、遠山委員」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 財政部がこれをやってるわけで、それこそ全体の財政——逼迫してる、逼迫してる、大変だという中で、やっぱり、これ控除額がこれだけというところでは……

○齋藤委員長 質疑お願いします。

○遠山委員 (続) ちょっと残念だな……

〔笑う者あり〕

○遠山委員 (続) 心痛いなと思っているんじゃないかと、それが率直な意見じゃないかな、考えんじゃないかなと。ほかの委員にちょっと今、助けられて答弁しないようなんですけれども……

[笑う者あり]

○遠山委員 (続) 今ランプ点いたのに——点いたのに止めたというのはさ。

○齋藤委員長 田中部長。

○田中財政部長 このふるさと納税の制度の趣旨のお話もされておりました。市民の方が応援したい自治体に寄附を送るという制度のものでございますので、これ市民の方に制限をかけることは当然できないお話ですので、ここの部分については、こちらでお答えするものではないかなというふうに思っております。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 じゃあ、あんまり金ない、金ない、言わないようにしてね、財政がね。

[笑う者あり]

○遠山委員 そこは本当だよ。

[「きついなあ」と呼ぶ者あり]

○齋藤委員長 田中部長。

○田中財政部長 ふるさと納税の寄附金と、市の予算編成における市の市税収入とは、それを一緒になってお金がないとかという問題ではないというふうに理解しておりますので、よろしく御理解ください。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 苦しいだろうなあ、というふうに理解しているわけなんです。まあいいや。

次の防災無線設置状況について、資料で質疑をしたいと思うんですけども、今日改めて出してみたら、本当にこの無線——スピーカーですよ、防災無線が随分こう、いろいろなところに設置されているんだなというふうに改めて受け止めた次第です。まず、各小中学校に——そこではどういうところに置いているかというところで限定したわけなんですけれども、それにしてもいろいろだということで。この効果というか——どうなんでしょう、最近では防災ラジオの普及もされてるということもあったり、先ほどスマホとかいろんな手だてで……

[吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす]

○遠山委員 (続) 情報を取ってるというところではあるんでしょうけれども、防災無線のこの効果というところでは、どこがいいのか、その辺ちょっと担当課ではどんなふうに理解してるのか、認識されてるのか、まず伺います。

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 安全安心、齊藤です。遠山委員の質疑にお答えさせていただきます。まず効果という前に、状況のほうをちょっと説明をさせていただければと思います。防災無線の屋外拡声子局は、現在市内で142か所、防災無線が設置されてます。そのうち16基が公立小中学校の屋上であったり、敷地内に設置されております。その16基のうち7基は旧藤代地区を中心とした小中学校の校舎の屋上に設置をされています。校舎屋上に設置されている理由ですけども、藤代町時代に防災無線設置が昭和61年と古く——昨日ちょっと私も調べさせて——過去の歴史を調べさせてもらったところ、昭和61年と古く、資料はなかったんですが、恐らく浸水想定区域、藤代全域なっておりますので、そういっ

たこともあって少しでも高い場所に設置するということで、浸水による運用停止とならないために設置したんだというふうに思ってます。効果でございますけども、防災無線のスピーカーを例えば校舎の屋上に——高いところに設置することによって、音達域といいますか、音の達する領域が広がるという点については、障害物を回避するという点では、多少広がるという回答が事業者のほうから確認してます。また効果という点では、例えば井野団地とか戸頭団地のように高層の建物が多い地区では、高いところに設置するのは確かに効果があるかなと思うんですけども、それよりも設置本数を増やすということで、複数方向から音声が届くほうが効果的なのかなというふうにも思ってます。そのため、そのような地域では多少音達域が重なる部分があっても、他の地域より多い防災無線を設置して対応しているということも言えるのかなというふうに思います。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 一概にこうだとは言えないんだなというのを改めて、要は地域性があって、ケース・バイ・ケースでより聞こえるようにということで対応されてるんだなというふうに認識しました。で、1点だけ、桜が丘小学校はなかったんですけど、私、近くに——一丁目いたときに何か全く聞こえなかったんですよ。ちょっとその辺は、地元から要望なり何もないんでしょうか。学校にはつけなくて——地域のほうで本数を増やすという手だてを取ろうとしてるんでしょうか、その辺確認を。

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。今の遠山委員からもお話ありましたように、桜が丘小学校の敷地とか屋上に設置は今されていません。ただその周りで適当な土地——適地がありまして、そちらに設置されておりますので、学校につけなくても、そういったところで対応できているのかなというふうに感じています。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 桜が丘の自治会とか自主防組織のほうからも、何もその辺は声は上がってませんか。

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。特に桜が丘地区から聞こえないとか、そういったところの御意見とか、そういった話は聞いておりませんが、基本的に防災無線というのは、今、例えば台風が来たときに、雨風がすごいときに、家の中にはなかなか聞こえないという状況はこれは変わらないんですね。ですので、防災無線が鳴ってるなというのをまず確認していただいて、それを補完する意味でメールマガジンであったり防災ラジオというようなところで聞いてもらおうと、確認してもらおうということが大切なんだろうというふうに思っております。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 なるほど。いや、私が街頭で訴えをしたときに防災無線が鳴ったんですよ、一丁目で。そしたらほとんど聞こえが悪くて、思わず、皆さん防災ラジオを注文したらいいですよ、申し入れたらいいですよなんて宣伝しちゃったくらいだったもんだから、あえてここで取り上げました。以上にします。

続いて、最後、消防体制なんですけども。もう災害が、度合いが本当に大きくなって、そういう意味では消防体制、もちろん夜勤もあって、これが2交代とか3交代とかって、またどっちがいいんだろうというの私は分からないんですけども、人員配置は十分なんだろうか、もっと増やして、いざというときのために体制は整えておきたいと思うんですが……

〔吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○遠山委員 (続) その立場で質疑をさせていただきます。率直な答弁をどうぞ。

○齋藤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村です。遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。消防本部の人員配置は十分か、という御質疑になりますけども、令和4年度末時点で消防体制は正職員が161名、再任用職員が14名、合計175名体制で対応してまいりました。コロナ禍ではありましたが、現在の体制としまして、適正な人員が配置できましたことから、消防力は十分に発揮できたと考えております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういう意味では、双葉地区の災害時も、分団が初めて2分団連携して今やってるんですと。何かすごい報告を受けて、現場で、「いやありがたいです、お疲れさま」と声をかけたわけなんですけども、そういう意味では消防本署というか——署と分団が協力して、先日も操法大会皆さん頑張ってくれてるという姿を見ても分かるわけなんですけども、でもやっぱり、そうは言っても行政として、取手市として、責任持っていかなくちゃなんないという意味では、消防体制のさらなる十分充実させていって、体制づくりに臨んでいただければと思います。さらなる……

〔吉田議会事務局長ベルを3回鳴らす〕

○遠山委員 (続) どんなことがあるか分かりませんので、それを提起して終わりにします。

○齋藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 なしと認めます。

それでは、軽部課長。

○軽部人事課長 すみません、人事課、軽部です。発言訂正をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○齋藤委員長 お願いいたします。

○軽部人事課長 先ほど結城委員の御質疑のプラチナ構想スクールの中で、私、開催回数を6回というふうに説明答弁をさせていただいたんですが、こちらについては、令和4年度につきましては7回で、トータル14日ということになります。訂正をお願いいたします。

○齋藤委員長 訂正を認めます。

結城委員、大丈夫ですか。

〔結城委員うなづく〕

○齋藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 安全安心、齊藤です。資料請求の訂正がございまして、報告させていただければと思います。申し訳ございません。一般会計決算・予算審査特別委員会の請求資料として提出をさせていただきましたナンバー1、空き家情報管理状況についてでございます。そちらの項目が1から4まであるかなと思います。項目の2番目です。こちらに記載しました情報提供・通知指導件数というところなのですが、平成30年から令和4年までの表になってるかと思えます。平成30年の下に195——情報提供件数が「195」とございますけども、これ下段の161と14と8を足し上げますと183にしかならず、大変申し訳ありません、「183」で訂正のほうをお願いします。もう1か所でございます。申し訳ございません。令和4年度、一番右端になります。こちらの中段に通知指導件数「154」という数字があるかと思えます。こちらも下段の119と38を足し上げますと「157」にしかありませんので、大変申し訳ありません、この2か所の訂正をお願いいたします。以上です。

○齋藤委員長 委員長は、それぞれ訂正を認めます。もう1人。

樋口課長。

○樋口図書館課長 図書館の樋口でございます。同じく資料の訂正になります。申し訳ございません。一般会計決算・予算審査特別委員会の請求資料として提出させていただきました。ナンバー8、ほんくる各小中学校別利用実績についてでございます。こちらのほうで、中段に記載しました小学校における貸出冊数が前年度比約10.6%の「減」とありますが、前年度比約10.6%の「増」の誤りでございます。申し訳ございませんでした。訂正をよろしくお願いいたします。

〔「訂正多いね」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長、注意したほうがいいな」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 訂正を認めます。委員会配付資料についても後ほど該当部分を修正したものに差し替えたいと思います。よろしくお願いいたします。

竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長 消防本部警防課、竹村です。答弁の訂正をお願いいたします。落合委員の質疑で、AEDの配置についてのガイドラインに沿って配置されておりますか、という質疑がございました。で、私が厚生労働省のガイドラインに沿ってと申しまし——申しましたが、一般財団法人日本救急医療財団のガイドラインに沿って、参考にして設置しているということに訂正をさせていただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。以上です。

○齋藤委員長 落合委員よろしいでしょうか——訂正を認めます。

落合委員、大丈夫ですか。よろしいですか。

〔落合委員うなづく〕

○齋藤委員長 それでは、訂正を認めます。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 なしと認めます。これで認定第1号のうち、議会費、総務費、消防費について質疑を打ち切ります。

それでは、1時5分まで休憩いたします。

午後 0時03分休憩

午後 1時05分開議

○齋藤委員長 再開いたします。

次に、民生費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言をお願いいたします。また、簡明な答弁をお願いいたします。それでは、質疑通告順に質疑を行います。8人の委員から通告がありました。

まず最初に、鈴木委員。

○鈴木委員 執行部の皆さんよろしくお願ひします。私はまず決算報告書107ページ、家庭児童相談室に要する経費についてお尋ねします。初めに、この中で「児童」という言葉が出てきますけれども、この対象となる児童は何歳から何歳までなのか、それと相談業務に当たる職員数を教えていただきたいと思ひます。

○菅野家庭児童相談室長 子育て支援課の菅野と申します。

○齋藤委員長 菅野室長、お願ひいたします。

○菅野家庭児童相談室長 すみません。子育て支援課の菅野と申します。鈴木委員の御質疑に答弁いたします。対象となる児童としましては18歳未満。よって、ゼロ歳から17歳の児童となっております。育児不安などを抱える親の下で監護されているお子様や療育に関する知識が不十分なため適切な療育環境に置かれていない、支援を必要とする児童が対象となっております。なお、職員のほうですけれども、正職員が3名、会計年度任用職員が2名、巡回相談員5名という形で対応させていただいております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。そうしますと、対象となる児童というのは零歳から18歳未満ということよろしいですか。

○齋藤委員長 菅野室長。

○菅野家庭児童相談室長 そのとおりでございます。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。この相談件数を見ますと、児童虐待、それから発達障がい、それと次のページの育成相談のその他が圧倒的に相談件数として多いんですけども、それぞれ相談内容も違うのかなと思うんですけども、ざっくりでいいですから、それぞれの相談の内容、大まかなものが分かれば教えていただければと思ひます。

○齋藤委員長 菅野室長。

○菅野家庭児童相談室長 お答えいたします。具体的な相談内容につきましては、重要な個人情報等も含まれる懸念もございますので、回答を差し控えさせていただきたいと存じ

ますが、主な相談内容としまして一般論の範囲内で申し上げさせていただきますと、保護者などから身体的な暴力等を受ける身体虐待に関する御相談ですとか、また親御さんがお子さんにどなったり暴言を吐いたりというような子どもを心理的に追い詰める、あるいはお子さんの前で——面前のDV——夫婦げんか等を見せてしまうというような心理的虐待に関する御相談、あるいはお子さんの健診を受けさせないとか、けがを何度も繰り返しているがちょっと御自宅——生活環境なんかの配慮ができないというようなネグレクトといった、こういった虐待に関する御相談などをいただくことが多いです。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。そうしますと、こういった相談というのは恐らく児童からというのはなかなか分かりにくいということで、例えば児童虐待なんかですと、どういう形で発覚するのか、そういう面はどういう把握をされてますでしょうか。

○齋藤委員長 菅野室長。

○菅野家庭児童相談室長 お答えいたします。まず通告——我々通告を受ける形になるんですが、通告元としてはお子さんであれば所属する保育園、あるいは学校といった所属先からの通告、あるいは、例えばお父さんがそういった行為をしているということで、逆にお母さん、同じ身内の中でそういった御相談をいただくということもございますし、当然近隣の中での泣き声等による通告というものもございます。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。——あれですね、確かに児童からというのはなかなか難しいんで、学校とか、そういった保育園、それから片方の保護者ということですね、了解しました。そういった件数の中で、例えばこの3番目の質疑なんですけども、保護者等が病気等によって、ある程度児童の養育が困難な場合なんかも出てくるかと思うんですけども、こういった場合の対応というのはどういうふうにされてるんでしょうか。

○齋藤委員長 菅野室長。

○菅野家庭児童相談室長 お答えいたします。お子さんを療育する——養育する保護者様が疾病等の事由によって、御家庭においてお子さんの養育が一時的にちょっと難しいとか困難になった場合の具体的支援策としては、乳児院や児童養護施設といった児童をお預かりできる施設で子育て支援短期利用事業——ショートステイという形でお預かりして御利用していただくというようなことが考えられます。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。これは令和4年度に関しては、そういった形で今お話しいただいたような児童相談所だとか、いろんなショートステイなんかもあるかと思うんですけども、実績としては令和4年度については何件ぐらいあったんでしょうか。

○齋藤委員長 菅野室長。

○菅野家庭児童相談室長 お答えいたします。利用実績としては1名の御利用になります。ご利用日数としては7日程度という形になっております。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この1名というのは、どこの施設に入所したかというのはわかりますか。

○齋藤委員長 答えられますか。

菅野室長。

○菅野家庭児童相談室長 お答えいたします。具体的なちょっと施設については回答を差し控えさせていただきたいと思いますが、県内の施設を利用という形になります。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。いろいろ昨今、こういう児童虐待とかいろいろ騒がれてる時代なんで、ますます保護者の——養育というか、保護というのは大事になってくるかと思しますので、引き続きよろしく願いしまして私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○齋藤委員長 次に、須田委員。

○須田委員 よろしくお願いいいたします。まず最初に、決算書 177 ページ、報告書 75 ページで健康づくり推進事業に要する経費についてお伺いいたします。まず最初に、健康づくり応援補助金、このG o T o (ゴートゥー) フィットネス事業の実績についてお伺いいたします。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 健康づくり推進課、香取です。須田委員の御質疑に答弁させていただきます。本事業は令和3年度から開始された事業でございます。令和4年度に関しましては158名の方に御利用をいただいているところです。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 158名、フィットネスクラブに入会後の状況、以前は継続率が非常に低かったと思ってるんですけども、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えさせていただきます。令和5年の1回の定例会のときの予算特別委員会では3割程度の継続者ということでお答えしているんですけども、こちらは1事業者の実績というのが未確認だったためです。実際には令和4年度は51.2%が継続したということで、半数以上の方が継続してフィットネスクラブに通っているというような状況になっております。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 51.2%ですね。執行部として想定していた人数との差というのはどれぐらい考えてらっしゃいますか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。想定としましては、こちら、前年度の実績から400名程度を——の予算を計上しております。で、実際に申込みがあったのが221名、そしてフィットネスクラブまでたどり着いて実際にフィット——運動を開始した方が158名というような形になっております。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 承知しました。それでは、利用した方の属性というんですか、性別・年齢等、どのような感じのあれになってますか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。申し訳ありません。性別に関しましては、ちょっとデータは取っておりませんが、年齢的なものに関しましては幅広い年代に利用していただいているということ——利用していただいております。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 次なんですけども、このG o T o（ゴートゥー）フィットネス対象者向けの体組成測定会の内容というのを具体的に教えていただけますか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。申込みいただいた方の中で、希望する方にフォローアップ事業といたしまして測定会を実施しております。で、昨年度は、令和4年度は8月と2月に実施しております。内容的なものに関しましては、体組成計といたしまして、筋力ですとか、あと体脂肪量、ボディーバランスなどを計れる体組成計、あと握力、あと立ち上がり台という3項目の測定を実施しております。あと、専門職の方に来ていただいて実際に——理学療法士の方に来ていただいて、個人的な相談という形も取っております。実際には運動する前と半年後というところで、モチベーションアップですとか、継続につながるようなフォローアップというような事業でさせていただいております。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 承知いたしました。それで、総合的にこの健康づくり応援補助金の効果というのをどう分析されてるのか、お聞きしたいんですけども。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えさせていただきます。先ほどもお話ししましたが、幅広い年代層に御利用いただいているというところもございますし、あとは参加者の声といたしましては、やはり運動の意識というか、運動するきっかけになってよかったですとか、健康づくり後押し——後押しをしてもらったというようなお話ですとか、あと食事内容を気にするようになった、歩くことを意識するようになったなど、やはり運動への意識の変化というものを感じている人が多く、また実際には体が軽くなったですとか、寝起きがよいなど、効果を実感している方もいらっしゃいます。やはり健康でいるためには運動が不可欠だということを、身をもって実感していただいた結果であると考えております。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 満足していただいているのはいいんですが、継続率50%を超えたというところなんですけれども、この継続率というのとは何か月間で測ってるものですか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 こちらについては一応3か月の継続ということで確認をとっております。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 3か月で50%ですよね——51%か。6か月、12か月後というのは、調査とかはしておるんでしょうか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。その後の経過というのは確認していません。ただ、やはりやめた方に関しましても、他の運動をしていたりとかという可能性もございますし、実際にこの事業を開始して、再度またフィットネスジムに通うきっかけになったという方もいらっしゃると思いますので、実際に継続ということが低いということでは——運動をしなくなったというわけではないと感じております。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。それでは次に移ります。ウェルネスプラザ管理運営に要する経費についてお伺いいたします。利用者数の推移というところなんですけど、令和3年度と比較して令和4年度というのは全体的に利用者数が回復していると思うんですけども、このコロナ前と比較して、どのような分析されてますでしょうか。

○齋藤委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 健康づくり推進課の櫻井です。須田委員の御質疑に御答弁いたします。利用者数の推移についてですが、コロナ前、いわゆる令和元年度、令和元年度は18万6,625人、令和2年度には8万5,302人、令和3年度には13万3,637人、令和4年度には18万3,565人と、徐々に回復してきている状況となっております。令和2年度、令和3年度が減少している理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが主な要因と考えます。令和4年度につきましては、徐々に行動制限が緩和されていき、イベント等が実施できたことで回復傾向になっていると考えます。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 徐々に回復していってるという——数字でも出てきていると思うんですけども、こちらの中で「中心市街地の活性化を図る」ことを目的にしていると記載してあるんですけども、執行部的にこの目的というのは果たしているんでしょうか。僕が見る限りはいろんなイベントとか、そういうものがかなり行われてきて活性化しているなというふうに見てはいるんですけど、執行部的にはどうですか。

○齋藤委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 須田委員の御質疑に御答弁いたします。令和4年度の来館者数が18万3,565人となり、コロナ状態——コロナ前の状態に戻りつつあります。指定管理者の事業として、1,000人以上の集客があった事業がマルシェとりで、健康まつり、ジャズビアガーデンと実施することができました。特にマルシェとりででは、定着しつつある中、店舗数の増加やセミナールームの使用により規模を拡大するなど、定着事業のブラッシュアップを図ったことで、来館者数の増加に大きく寄与していると考えます。また、ウェルネスプラザは、ただその施設を利用するだけではなく、カフェやウェルネスパークなど親子の交流が図れる場所もあります。また来館される方は、主に電車とか、あと車で来られる方がいらっしゃるんですけど、中にはりボンとりでの駐車場などを利用することによって、ウェルネスプラザを利用するだけではなく、そういった商業施設等を利用される方もいらっしゃると思いますので、そういった中で駅前のにぎわい創出に貢献していると考えます。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。次に行きます。休業支援金に関してなんですけれども、損害金及び休業支援金の増額というところの休業支援金についての詳細のほうを教えてください。——あつ、マイク入れてなかった。

○齋藤委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 須田委員の御質疑に御答弁いたします。休業支援金についてですが、令和3年度に茨城県独自の非常事態宣言の発令を受けたことによる、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業を行ったことに対する支援金となります。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 この次の項目にある、この休業のほうの新型コロナウイルス感染症対策としての利用制限というところと別に出てたので、何でかなと思ったので、それはそれで別に計算して出してるということによろしいですね。

○齋藤委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 次行きます。備品購入費、この液晶プロジェクターについて、これ指定管理となっているこのウェルネスプラザの備品を市が購入する理由というのを伺いたしたいと思います。

○齋藤委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 須田委員の御質疑に御答弁いたします。いわゆる備品の買換え更新については、指定管理者との基本協定書に基づいて実施しております。基本協定書の中でリスク分担について記載しており、内容としましては取得価格が1件当たり20万円以下の備品については指定管理者が、20万円を超えた場合が市が負担することとなっております。本件の液晶プロジェクターに関しましては取得価格が36万6,300円となり、20万円を超えているため、令和4年12月に補正を行い購入しております。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

○須田委員 承知いたしました。この買換え更新というのは協定書に基づくということなんですけれども、この液晶プロジェクターというものの自体は何年使用されたんですか、それとも新たに設置したものなんですか。

○齋藤委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 こちらのプロジェクターにしましては、ウェルネスプラザが平成27年10月に開館しまして、そのときに設置しております。そのため令和4年12月補正でその後購入しておりますので、おおむね7年経過しておりますので、7年間使用したことになります。以上です。

○齋藤委員長 須田委員。

[吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす]

○須田委員 結構7年とかで駄目になっちゃうようなやっぱりものなんですかね、もとも

とやっぱり……。そうなんです、分かりました。以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

○齋藤委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 よろしく願いいたします。私はまず初めに、緊急通報システム事業に関する経費についてです。こちら、決算書が197ページ、報告書が91ページからになります。これ、通報件数がありますけれども、この緊急通報システムの——そもそもこれってペンダントのやつかと思うんですけど、それで、まず最初によろしいですか。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。お答えいたします。緊急通報システムでございますが、緊急通報システムの本体並びにペンダント型押しボタン、それから安否センサー、こういったものがセットで貸与する形で行っております。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。それで、令和4年と令和3年の誤報数というんですか、これが正しいのと誤報——誤報でよかったと思うんですけども、これが結構あるなと思うんですが、これはどういうふうになれば今後減らしていけるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。令和4年度の143件の通報のうち80件、約56%が正しい通報でございました。残りの63件、44%は誤った通報、いわゆる誤報になっております。誤報が発生する理由については、うっかり押してしまった、また飼っているペットがボタンを押してしまった、踏んでしまったなど様々でございます。担当課では利用者が高齢者である通報事業を行う上で、一定数の誤報が発生してしまうことはやむを得ないことということで捉えております。通報を受けますセンターでの通報対応を、対応してまます委託事業者からも、特段、誤報が多くて困るという報告は現在のところ受けておりません。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういうことで委託を受けてる業者もそれは仕事のうちですから、そういうところには素早く駆けつけなくちゃいけないということはあるのかと思うんですけど、それと同時にこの安否センサー等による駆けつけ件数ですが、こちらでやはり功を奏して、搬送もこのぐらい——令和4年度は11件発生してますというところありますけど、こちらのほうは主にどういうふうな形のセンサーでしょうか。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。こちらセンサーですが、冷蔵庫ですとか居室のドア、こういったものにセンサーをつけまして、一定期間——一定時間、24時間、そのセンサーが稼働しない場合に、その方の生活の実態が異常があるということで、センターのほうからその利用者のほうに連絡を入れるというものになっております。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 こちらのほうは誤報みたいなものというのはどうなんですか、やはり数的

には結構ありますか。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 こちらのほうについての誤報も、例えばセンサーを切らずに外出、外泊してしまった場合、また御高齢の方にいらっしゃっては、1日冷蔵庫を使わなかった、開かなかったということも間々あるようでございまして、そういった件から、御本人が異常がなくても、センターのほうに反応なしということで通報が入るケースというのはあるということです。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。機械ものですから、そういうふうに動きがなければ感知してしまうというのは致し方ないのかなと思います。あともう一つ気になったのは、令和4年と令和3年で設置台数が465台というのは、これはもう毎年ここがマックスの数字ということでしょうか。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 こちらの設置台数ですが、新規設置台——新規の設置にあわせて、その方が亡くなった場合などは撤去が発生しております。そのため増と減がございまして、たまたま令和4年度と令和3年度の台数が、今回は一致したというところでございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。これはここで終わりです。

それでは引き続きまして、高齢者の健康増進に要する経費についてということで、決算書は203ページの、報告書は100ページです。こちらですけれども、この公募した団体というのは2つあるというふうにありますけれども、これ、そもそも取手市みんなの補助金というのは市民協働課ですか、こちらでやっている補助金をいろいろ出すところかと思うんですけど、その中で高齢者の健康増進に要するというので団体が2団体ということでよろしいでしょうか。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。取手市協働提案型公募補助金、通称、取手市みんなの補助金に関しましては、補助金に係る庶務を所管する課の課長より当該申請に係る事業の担当課を指定するものとされております。この2件の補助金については高齢福祉課が令和4年度担当課ということで指定を受けたものでございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 それではこの2つの補助金の——法人団体ですか、こちらはそれぞれどんな内容で活動されたのか。また、その高齢者には何人ぐらいの人に対してやったのか、というところをお聞かせください。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 それでは1つずつお答えいたします。まず、プラチナ健康教室事業、こちらにつきましては、活動内容が鍵盤ハーモニカ教室、鍵盤ハーモニカ初心者向け教室、それから脳トレ運動・リズム運動・ストレッチ体操などの健康運動教室、そして健康吹き

矢教室といった4種類の教室を毎月定期的を開催するという事で受けておる事業でございます。参加の実績に関して申し上げます。延べ——令和4年度で延べ146回開催された教室の参加者は、年間延べ918人ということで報告を受けております。

それから2つ目、高齢者介護予防及び社会参加支援事業に関しましては、毎週木曜日に地域の集いの場として地域サロンを開催、小グループの会合イベントの実施場所として場所を提供したり、年3回イベントを開催し栄養講座や介護予防体操、レクリエーションなどを行うという計画でございます。実績としましては、週1回のサロンを令和4年度に延べ52回開催され、参加者は年間延べ177人という報告を受けております。なお、年3回開催を計画したイベントについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を考慮し、開催を見合せたという内容も報告されております。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。どちらの事業も高齢者の方が生き生きと暮らすための一つの補助となる大事な事業かなというふうに認識いたしました。このそれぞれに補助金45万円と34万8,000円交付補助してますけれども、これというのは年単位で——それでこの事業というのは毎年変わるものなんですか、それとも何年間か継続される事業なんですか。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 こちら令和4年度に実施されました2団体【「2団体」を「1団体は期間を満了し、1団体に発言訂正】については、今年度に関しましても、事業実施のヒアリング等を事業の庶務を行います市民協働課のほうで行いまして、高齢福祉課のほうでもヒアリング等に出席する予定でおります。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。それではこの質疑はこれで終わります。

続きまして、少子化対策事業に要する経費についてということで、決算書が215ページ、報告書が110ページとなります。この中でファミリーサポート、これについてなんですけれども、まず令和4年度の活動件数と令和3年度の活動件数が2,751件、そして令和3年度が969件ということで、大変数値的には違うんですが、この辺はどうしてでしょうか。

○齋藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。小堤委員の御質問——御質疑に答弁させていただきます。活動件数が増加した要因ですが、令和3年度——令和2年度、令和3年度は減少傾向となりました。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンセルや利用控えが起こったと、委託先の取手市社会福祉協議会より報告を受けております。ですので、令和4年度の実績が急増したように見えますが、実際はコロナ禍前の水準、令和元年度などは2,520件という実績ですので、その利用状況に戻ったということになります。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。てっきり増えたのかと思ってたんですが、元に戻ったということで了解しました。では、このファミリーサポートを利用していただく方たくさんいらっしゃいますけれども、この時間帯が多いのは何時頃で、そしてそれというのは1時間ごとなのか——何ていうのかな、一番多いのは2時間とか1時間とかそれぞれあるかと思うんですが、傾向がありましたら教えてください。

○齋藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑にお答えさせていただきます。利用会員が利用する時間帯になりますけれども、こちらはその利用する事由によって異なるかと思えます。事例としては、学校から自宅へ送迎する、学校から習い事へ送迎する、また協力会員が学校から御自宅で預かる時間など様々理由はございますので、その事由によって、大体想定となりますけれども、夕方から夜の時間帯が多くなっているのではないかと思われます。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。やはり親御さんが忙しい時間帯に、どうにか猫の手も借りたいみたいな感じで、そういう手があったらということなのかなというふうに私も思います。時間は何時間——1時間ごとか2時間ごとか……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○小堤委員 (続) どうでしょう。

○齋藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑に答弁させていただきます。今、私のほうで申し上げました、そういった事由によるかと思えます。この利用するに当たっての時間は1時間単位で申込みがございまして、学校から自宅へ送迎する時間であれば1時間とか、協力会員が御自宅で預かる時間であれば3時間とか4時間であるとか、その事由によって様々になると思われます。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。では最後にお聞きしますが、この表の中にある両方会員という方が15名、17名とありますけれども、こちらについてはどのようなあれでしょうか。

○齋藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑に答弁させていただきます。こちらは、この表にございます利用会員と協力会員、両方されている会員の方となります。以上でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ということは、利用もするけど協力もするという両方ができる人がいるという考えでよろしいですか。

〔佐藤子育て支援課長うなづく〕

○小堤委員 そういう意味では、やはり需要と供給のバランスではないですけれども、預けたい人、預かりたい人というのが今後とも増えていくかと思えますので、この事業はますます必要なのかなと思えます。分かりました。ありがとうございます。以上です。

○齋藤委員長 次に、岩澤委員。

○岩澤委員 よろしく申し上げます。私からは、生活困窮者自立相談支援事業に要する経費について、決算書 181 ページ、決算報告書 78 ページです。1 点なんですけど、この相談件数について、令和 4 年度 255 件となっております。前年度・前々年度と比較すると大幅に減少しているかなと思うんですが、この数字のほう、まずは教えてください。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 社会福祉課、下田です。お答えいたします。まず、令和 4 年度の相談件数につきましては、委員おっしゃるとおり、決算報告書の記載のとおり 255 件ということでございます。増減ということでございますので、近年の相談件数の推移を申し上げてまいりたいと思います。平成 30 年度が 138 件、令和元年度 199 件、令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染症により経済的に困窮した方を支援する制度である、緊急小口特例貸付、総合支援資金特例貸付、住居確保給付金が行われていたこともあり、令和 2 年度の相談件数は 1,026 件、令和 3 年度は 499 件と、大幅に令和 2 年度、令和 3 年度は相談件数が増加しているという状況でございました。令和 4 年度に目を移しますと、緊急小口貸付、あと総合支援資金の特例貸付、こちらが昨年度、令和 4 年度の 9 月をもって貸付受付が終了したということに伴いまして、令和 4 年度の相談件数が落ち着いてきたというようなことで捉えております。以上でございます。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。令和 2 年度からコロナでの影響で、約——その前年から 10 倍まではいかないですけど、それに近い上がった状態から、また年々、令和 3 年——前年度——前々年度ですか、令和 3 年度、令和 4 年度ということで相談件数が減ってきたということで把握いたしました。こちら説明書のほうに、生活困窮者を早期に把握し、となっているんですが、その把握する方法なんかがありましたら、お伺いしたいと思います。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。まず、こちら、決算報告書にあるとおり、くらしサポートセンターには、主任相談支援員が 1 名、相談支援員が 1 名、就労支援員 1 名と、3 名を配置して支援のほうに取り組んでおります。相談の仕方としては、お客様からの電話相談であったり、来所しての相談であったりというところを、これら支援員が対応しているというところでございます。その聞き取りの中で、例えば、相談者の困り事ですとか、悩み事なんかを丁寧に聞き取りを行って、必要な支援につないでいくというようなところを行っているわけでございます。傾聴することによって、悩みが薄れて、1 回の相談で終了しているなんていう例もあろうかとは思いますが、これからも丁寧な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。この相談窓口のくらしサポートセンターが窓口となって皆様のそういうお困り事を聞いてるということを確認いたしました。私——すみません、ちょっと数字的なものだけを見ると、2 年間で——コロナの影響というのは把握してたんですが、年々相談件数が減っていくということが、その生活保護を受けられる方も減

少していくのかなと思ったんですが、そういうことではなく、これは現状、数字としてはそんなに変わらないということなんでしょうか。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。このくらしサポートセンターの相談件数だけを見ると、コロナの影響もあったりして数字が大きい年で落ち着いてきているという状況なんですけれども、くらしサポートセンターから生活保護申請につながるなんていうケースももちろんございまして、令和4年度で言いますと25件——255件の相談のうち、17件が生活保護の申請に至っているというような状況でございます。先ほど申し上げましたとおり、9月で貸付け等の申請が終わってはいるんですけれども、月別の様子を見てみると、4月から9月まで、上半期は大体毎月20件台の相談があったわけなんですけど、10月以降、下半期については10件台に落ち着いてきているというところもあるんですけれども、またこのコロナもどういう状況になっていくか、5類にはなりましたけれども、またはやっているなんていう状況もあるので、その辺りは注視をしながら見ていきたいというふうに思っております。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。主任相談支援員さん、また相談支援員さん、就労支援員さんと3名配置していただいているということですので、引き続き、またくらしサポートセンターのほうで丁寧な御対応をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○齋藤委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願ひします。まず私のほうから、社会福祉協議会助成に要する経費について、報告書74ページです。こちらは資料を提出していただいております、ナンバー3の1です。その中で、ヘルパーステーション運営費が令和4年度が1,650万4,000円、令和3年度が1,752万4,000円とあります。この中身を、その次のページの令和4年・令和3年を比較すると、令和4年3月31日に居宅介護支援事業を閉所をしているんですね。で、ヘルパーステーションの利用人数自体は半減しているわけなんですけれども、この経費自体があまり変化がないのは、その理由をお願いいたします。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。社会福祉課、下田です。社会福祉協議会、こちらへの補助金につきましては、それぞれの事業の、主に人件費分を補っているものでございます。ヘルパーステーション事業、こちらにつきましては介護保険、あとは障害福祉サービスの事業収入がございまして、事業費歳出額からサービス事業収入を差し引いた不足分を補助金によって補っているものでございます。ヘルパーステーション事業のうち、先ほど委員からもありましたが、居宅介護支援事業、ケアマネ事業の部分を令和4年3月に閉鎖しております。それに伴いまして、令和4年度からは職員数を減らしまして訪問介護事業をのみを行っているという状況でございます。令和3年度8名の職員数に対して、令和4年度は5名で訪問介護事業を行っているところでございます。これら職員数3名減となったわけですので、人件費支出が減額というふうになるわけでございますけれども、先

ほど申しあげました収入のほうの部分で、介護保険、障害福祉サービスの事業収入、こちらが減額になったということで、トータル100万円程度の減にとどまっているという状況でございます。以上でございます。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。理解しました。この件はこれで以上です。

次、ぬくもり学習支援事業に要する経費について、報告書80ページです。まず、開催状況をお伺いします。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。開催状況ということでございます。令和4年度のぬくもり学習支援事業の開催回数は、決算報告書にも記載のとおり40回でございます。参加延べ人数は小学生が30名、中学生が46名という状況でございます。こちらも近年の開催回数の推移を申し上げますと、平成30年度が40回開催できております、令和元年度が43回、令和2年度が25回、令和3年度が28回という状況でございます。令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症により開催を控えておりましたが、令和4年度においてはこれらの状況が落ち着いてきたことから、新型コロナウイルス感染症流行以前の同様の開催数に近づいてきているというところでございます。以上でございます。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 開催回数が回復してきて、参加延べ人数が小学生30名の中学生46人ということになると、1回当たり2人——1人とか2人とかになるかなと思うんですけども、もうちょっと通ってくれるといいなと思うんですが、その辺、担当課としてはいかがでしょうか。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。こちら、ぬくもり学習支援事業につきましては、学習のみではなくて居場所としての役割もあるため、多くの対象児童生徒に参加していただきたいという気持ちは持っております。以前は——コロナ前は、学習のほかに事業の一環としてイベント事を幾つか行っておりました。夏祭りですとか、流しそうめんですとか、クリスマス会、もちつき大会なんかいろいろ立案して行ってきたわけなんですけれども、ここ令和2年度・令和3年度につきましては、コロナでそういったイベント事ができなかったというところもございます。今年度につきましては、飲食はなしでミニ夏祭りをやろうなんていうことで、イベントも始まってきましたので、また今後12月、クリスマス会なんかもやっていこうじゃないかというようなことを講師の先生方と話しているということなので、そのイベント事に参加をしてもらいながら、それをきっかけにして学習のほうに登録してもらおうというようなところの取組を、今後ケースワーカーが対象世帯に声掛けをしていくというような取組を行っていければなというふうに思っております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ぜひそのように——居場所というところをしっかりとアナウンスしていただいて、できる限り——必要なお子さんに届くように、ということをお願いしたいと思います。

1か所——市内で1か所でやってるということだったりとか、生活保護世帯対象というところでは、移動支援が必要なんじゃないかとかというところもちょっと考えはあるんですけども、引き続きお願いしたいと思います。この件は以上です。

次、少子化対策事業に要する経費についてです。報告書110ページ、先ほど小堤委員のほうからも質疑あったかと思うんですけども、先ほど報告ですと、コロナの影響から復活してきたというお話だったんですよね。それで私、重点実施マネジメントシートのほうで、記述に、協力会員がもうちょっと——もっと増やす必要があるという記述があったんですけども、その辺というのはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○齋藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。根岸委員の御質疑に答弁させていただきます。協力会員は微増ながら増えております。増えてはおりますが、協力会員の課題については、運転等にも考慮しなければならない、年齢があまりにも高齢な方の場合は援助していただくのが難しい場合がございます。そのため、協力会員の確保につきまして、令和4年度には、市職員の退職者向けに協力会員募集のためのパンフレットを配付したりして周知するなど、確保のための対策を行っております。そのため、エリアによって協力会員の数に多少のばらつきはございますけれども、藤代エリアは今まで少ない傾向にございましたが、現在はそのばらつきもなくなってきております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。一方、利用会員のほうが先ほどちょっと調べてたら、令和元年308、令和2年299、令和3年280、令和4年259と、だんだん減ってはいるんですよね。でも件数を見ると、必要な方は一定数いるというところで思うんですけども、この減ったところの理由というのは、どのようにお考えでしょうか。

○齋藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑に答弁させていただきます。理由についての詳細は——すみません、調査してないところなんですけれども、利用会員からは問合せがあったんですけども、最終的には親御さんが仕事をお休みできたり、親族などに助けがあり利用までに至らないケースもあることが理由として想定されております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。ここのところ保育の無償化だったりとか、保育所じゃなくて認定こども園とかというところで、未就学児に対しての保育というところはすごく厚くなってるのかなと思うんですよね。一方、学校——小学校上がってからというところが、やはり子どもクラブありますけれども、なかなかその辺の、あっても送迎——習い事への送迎だったりとかというところでのニーズがあると思うので、その利用会員さんの対象の学年——お子さんの年齢というのも、ちょっと後ほど教えていただければなと思います。以上です。これは以上にします。その次行きます。

生活保護事務に要する経費について。こちらは決算書の241ページになります。今現在ケースワーカーは10名——でしたっけ、13名で、1人当たりその法定80世帯を担当されているということで伺っていますが、今回なぜこれを取り上げたかといいますと、やっ

ぱりケースワーカーさんってすごく大変なお仕事で、その世帯によってはDVだったりとか、ひきこもりだったりとか、依存症を抱えてたりだったりとかという……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 (続) 困難事例が結構多いのではないかとこのところ、やはり80世帯パンパンに持っているよりは、1人70世帯とかに世帯数を下げて、人員を増やして、1人当たりの仕事をもうちょっと充実させたほうが利用者さんにとってもメリットがあるのではないかと考えますが、その辺いかがでしょうか。

○齋藤委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 社会福祉課、根本と申します。お答えいたします。根岸委員おっしゃるとおり、ケースワーカーの数は社会福祉法で定められており、被保護世帯数が80を増すごとに1を加えた数と規定されております。これまでもケースワーカーの過重労働や業務の負担、そして生活保護受給者に対して適切な支援ができるように適正な人員配置に努めてきた結果、令和4年度・5年度当初においては基準を満たしている状況でありました。ただ、年々生活保護世帯数が増えている状況の中、年度当初ではなく、年度後半のほうになると、やはりケースワーカーの数も足りなくなってくるというのが、まず現状なので、今後も委員がおっしゃるように、少し余裕を持った人員配置を目指して、政策人事担当課と協議しながら、適正な人事配置に努めていきたいと考えております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ぜひその辺をお願いしたいと思います。また、ケースワーカーさんの経験年数というのも、それほど経験がある方ばかりではないと伺ってます。結構年の浅い——新人であったりとか若い方が担当してるということもあると思うんですね。生活保護のケースワーカーって、やっぱり人生経験がない——とても必要だと思う仕事だと思いますし、そういった意味では2つ目の質疑なんですけれども、ケースワーカー対象のスキルアップ研修とかというものも必要になってくると思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○齋藤委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 お答えいたします。社会福祉法で、ケースワーカーは社会福祉主事であればならないと定められております。社会福祉主事資格は、大学において、厚生労働大臣が指定する科目を3つ以上履修し、卒業している場合には取得できることとなっております。これを満たしていない場合には、社会福祉主事資格認定通信課程を受講させて、資格の取得に取り組んでいるところであります。そしてまた、毎年新任ケースワーカーを対象に茨城県主催で初任者研修会が開催されております。昨年まではコロナ禍でオンラインでの実施になっておりましたが、今年度は対面式に戻しての開催となっているため、その場で講師に質疑ができるなど、より理解を深めやすい研修となっております。また、そのほか厚生労働省のほうでケースワーカーの全国研修会というものも開催しております。これはオンラインで行っておりまして、今年度は10月以降、各種講義が動画配信で配信されるという予定になっておりますので、こちらを受講を予定しております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 例えば、そういった研修の中で支援困難事例——先ほど言ったDVだったり、依存症だったりとかというところの対応方法の研修ですとか、あとは各種法律の知識の習得だったりとか、あと人権意識を醸成するような、そういうプログラムというのはあるんでしょうか。

○齋藤委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 お答えいたします。昨年の茨城県主催の研修では、そのような科目もあったように聞いております。そしてまた、その処遇困難なケース等の対応なんかは、この係内、ケースワーカー同士で、日々の業務の中で情報を共有したりしておりますので、みんなで協力し合いながら実務を学んでいる体制を構築できているものと思っております。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 引き続きよろしくお願いいいたします。すごく日常の業務が多分忙しくて、そういう研修というところになかなか人を出すというのもままならない状態かもしれないんですけども、できるだけやっぱり働く生きがいだったりとか、バーンアウトしないようにというところに気をつけて推進していただければと思います。この点は以上になります。

[吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす]

○根岸委員 最後、生活保護受給者就労支援に要する経費について、報告書135ページです。こちらが前年比から増額しているんですけども、その理由をお願いいいたします。

○齋藤委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 お答えいたします。令和3年度は就労支援としてお一人の方を雇用しており、月曜日から金曜日の午後1時から5時15分までの4時間15分勤務としておりました。さらに令和3年度は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付業務について人手が不足していたものですから、やむを得ずその方に兼務していただいております。そのようなことが生活保護受給者就労支援に要する経費が減額した要因となっているかと考えられます。また令和4年度においては、自立支援金の給付業務がなくなったことから、兼務もなくなり就労支援専属となったほか、生活保護受給者への就労支援の充実を図るべく勤務時間を6時間30分に延長したことによって、決算額が前年比で増加したものと考えております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。ありがとうございます。私は以上になります。

○齋藤委員長 次に、落合委員。

○落合委員 報告書の80ページ、ひきこもり対策推進事業に要する経費についてです。今、取手市のこのひきこもりの実態、どれだけ市は掌握されているのか、この年代別（60代、50代、40代、30代、20代）人数を男女別に、もし把握されていれば教えていただきたいんですけど。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 社会福祉課、下田です。お答えいたします。令和4年度の延べ相談件

数は、決算報告書にございますとおり 131 件でございました。この相談件数 131 件の年齢別の内訳というのは押さえてますので、その数字をまずお話ししたいと思います。10代が 14 件、20 代が 67 件、30 代 16 件、40 代 3 件、50 代が 4 件、60 代以上が 23 件、あと年齢までが分かっていないという不明というのが 4 件という状況でございまして、相談件数から見ますと、20 代が 51% と半数を占めているというような状況でございます。また、男女別の内訳につきましては、男性が 108 件、女性が 22 件、不明というのが 1 件という状況でございまして、82% が男性という状況でございます。以上でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。ここに相談されてきた人たちというのは、どういったルートといいますか、媒体を見て相談されたのでしょうか。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 この 131 件の内訳で申し上げますと、本人が直接相談に来たというのが 66% で一番多い状況でございます。家族からの相談というのが 31%、あと、その他というところで 3% というようなことになっております。件数で申し上げますと、本人が 86 件、家族が 41 件、その他が 4 件という状況でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 私の知ってる方ですと、学生時代に不登校が原因でひきこもりをされてる方がいるんですけど、そういった原因とかそういう——そこまでは掌握はされてるのでしょうか。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 個別の事案——様子までは、私どものほうではちょっと押さえてません。申し訳ございません。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。この決算報告書にもあるんですが、この「個々のひきこもりの実態に即した支援」と記載されてるんですが、具体的にはどのような。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。こちらこのひきこもり問題というところはデリケートな問題であり、支援の難しさが挙げられるかと思えます。さらには、ひきこもり当事者との関わりの難しさというようなところも聞いてございます。当事者本人に困り感があるのであれば支援につながりやすいけれども、例えば家族から相談があったとしても本人に困り感がないというような場合などは、訪問することによってトラブルにつながるなどの例もあるとのことでございます。長年引き籠もっている方を必要な支援につなげるためには、相当な時間や年数もかかるというふうにいわれております。相談者の置かれている状況やひきこもりの年数によっても支援方法が違うため、まずは相談者と相談員間での信頼関係を築くことが重要となってくると考えております。今後も相談者に寄り添い、信頼関係を構築しながらの支援に根気強く取り組んでまいりたいというふうにございます。以上でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ぜひ根気強く取り組んでいただければと思います。最後に、まだひきこもりから脱出したケースというような——あるのでしょうか。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。こちらのひきこもりの事業につきましては、令和2年度から社協に委託をして行っているところでございます。委員ご質疑の脱出、出口に向かったケースということでございますけれども、令和3年度につきましては、地域若者サポートステーションなどと連携を図った取組の結果、就労につながったケースが令和3年度2件ございました。昨年度——令和4年度につきましては、令和3年度から継続支援を行っていたケース1件が、社会福祉協議会での就労準備支援を経て、ハローワークにつなぎ、就労に至っております。このケースは母親と本人が相談に来所して、本人に困り感があったということから就労につなげることができたというようなどを相談員のほうから聞いております。以上でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。次に、報告書の95ページ、シルバー人材センター助成に要する経費です。受注件数の内訳、仕事の内容、一番多かった順に——ニーズが多かった順に教えてください。お願いします。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。お答えいたします。受注件数の内訳、多かった順にということでございますが、決算報告書95ページにありますとおり、令和4年度の受注延べ件数は4,569件となっております。取手市シルバー人材センターからの令和4年の事業報告に基づきお答えいたします。この内訳は、一番多いのが植木の手入れで延べ1,400件、全体の約30%。次いで屋外作業——これは手作業による草取りを含む屋外作業が延べ1,240件、全体の約27%。3番目に機械を使用した草刈りで614件、全体の約10%——失礼しました、3番目に機械を使用した草刈りで614件、全体の約13%となっております。そのほか多い職種に関しましては、受注の内容に関しましては、清掃を含む屋内作業、それから施設の受付を含みます管理、また、ふすま・障子貼り、こういったものが大きいものとなっております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。結構屋外作業が多くて、この夏、結構、熱中症とか、そういった事案なんかはあったのでしょうか。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 その点に関しましては、シルバー人材センターのほうでも、実際、会員が60歳を超える高齢者となっておりますので、十分その点に関しましても、当たっていただく会員さんのほうにも注意喚起ですとか、あと事務局のほうでも毎日の声掛けですとか、そういったものを丁寧にやっているということで聞いております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。最後に就業実人数の内訳、教えていただければと思います。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 就業実人数、報告書にありますとおり、就業実人数は388人になっておりますが、仕事別の内訳についてはシルバー人材センターから事業報告にも取りまとめられておりません。なお、就業延べ人数については報告されておりますので、そちらで回答させていただきます。人数が多い順で言いますと、手作業草取りを含む屋外作業が8,197人、管理が7,687人、屋内作業が7,543人となっております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。本当に働きやすい環境で高齢になっても、様々な分野で人手不足になっておりますので、働きやすい環境を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に——ちょっとまた戻っちゃうんですけれども、報告書80ページのぬくもり学習支援事業に要する経費でございます。先ほども質疑ございました。利用者の声ですとか課題、また相談支援体制についてお願ひします。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 社会福祉課、下田です。お答えいたします。まずは、事業に対する参加者、保護者の方からの声ということでございますけれども、自費で塾に通うことが難しい中、事業に参加することで勉強する習慣が身についたという話ですとか、あとは、学校とは違い、少人数の環境のため、自分の分からないことについて質問しやすく理解が深まったというような話を聞いております。また一方で課題というところでございますが、事業対象者数に対して登録者数が少なく、参加者が固定化しているという点と、あとは事業対象者数、被保護世帯の増減や世帯構成によりこちらが変化してくるため、先々の見通し、人数の見通しが立てづらいというようなところが挙げられようかと思ひます。これら対象児童生徒になるべく多くの参加をしてもらうためには、先ほど根岸委員の質疑の中でもお答えさせていただきましたけれども、学習以外のイベント事を開催し、それをきっかけにして学習のほうにもつながってほしいなという思いがありますので、今後、イベント開催時には、対象世帯に対して担当ケースワーカーから参加の促しというような声掛けを行っていきたいというふうを考えております。

あと相談支援体制もでしたっけ——次に、支援体制についてお答えいたします。こちらの事業には講師として学習アドバイザー5名の方が支援に携わってくださっております。ローテーションで各回2名のアドバイザーの方が支援に当たっているというような状況でございます。以上でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。すみません、場所というのは1か所でしたっけ——参加している児童生徒さんの通学法——何でしたっけ……

[笑う者あり]

○落合委員 (続) 徒歩、自転車等、バス——公共バスとかあると思うんですが、その辺は——交通手段。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えします。開催箇所は1か所でございます。子どもたち、通学というのか——その場所までの足というところはバス・電車で、また自転車というのもある

うかと思うんですけども、その辺ちょっと確認は取れてませんけれども、すみません。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 最後に、進学率というのはどのような状況なのか、お聞かせください。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 この事業に参加した生徒の進学率というのではなくて、生活保護受給世帯の生徒の進学率というようなことでお答えをさせていただきます。令和5年3月に中学校を卒業した生徒数は10名でございました。そのうち、8名が全日制の高校へ進学、2名が通信制の高校へ進学しているという状況でございます。以上でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 その後、何か就職したとか卒業したなんていう報告なんかは——そちらのほうの部署に報告があったりなんていうのは、エピソードはあったりするんですか。

○齋藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 中学生につきましては、先ほど申し上げましたとおり10名が高校へ進学しているという状況でございますので、あとは高校を卒業した生徒というのは6名ございまして、そのうち2名が大学へ進学、2名が専門学校、1名が就職、1名がアルバイトというような状況は押さえております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。次に、報告書の90ページなんですけども、合理的配慮に要する経費で、これ予算書——予算書を見ると、何か「流用」というような記載があるんですが、これ予算の執行のほうはどのような状況なのか、ちょっと改めてお示しいただけたらと思います。

○齋藤委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 障害福祉課、鈴木です。お答えいたします。令和4年度の歳出の実績ということによろしいでしょうか。

○落合委員 あとは実績、すみません。

○鈴木障害福祉課長 令和4年度の実績でございます。報告書のとおり2件の——2件申請がございまして、8万円の支出でございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 これは個人宅——施設というようなのはどうなんでしょうか。

○齋藤委員長 聞こえました、もう1回。

○落合委員 施設の具体的なというのはどうでしょうか。

○齋藤委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 お答えいたします。今回——令和4年度は、店舗で2件ということでございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。なかなかちょっと——申請相談件数なんかはどれぐらいあったんだったっけ。

○齋藤委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 申請件数イコール決定件数で2件でございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 なかなか周知のほうが行き届いているのか、ちょっと心配なんですけど、その辺どのように御認識されてますでしょうか。

○齋藤委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 お答えいたします。事業の課題に——お話しさせていただきますけども、これまで合理的配慮の義務づけは国や自治体のみで、民間事業者には努力義務となっておりましたが、令和3年5月に障害者差別解消法が改正されまして、事業者にも——失礼しました、事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務化されました。令和6年4月1日よりの施行に伴いまして、民間事業者においても合理的配慮が法的義務化されるため、本事業についての普及活動が一番の課題と考えておまして、今後も引き続き企業からの個別相談に対応できる体制を整備しまして、本事業の活用を推進していきたいと考えているところでございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 今後増えていくことを期待しております。最後に報告書の92ページなんですけど、高齢者等の移動支援に関する経費について、取手市は公共交通が大分、他市町村——県内でも恵まれている地域かと思いますが、その辺の地域公共交通との連携について…

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○落合委員 (続) お願いします。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。お答えいたします。この事業において対象者に交付しております運賃を市が一部助成する助成券については、その交付している券の一部を福祉有償運送を行う移送サービス団体で利用できるとともに、地域公共交通の一つであります市内で営業するタクシーでもご利用可能と設定しております。予約が必要な移送サービスとともに、比較のご利用しやすいタクシーの利用も対象にすることで、利用者の利便を図っております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。最後に移動支援を行っている業者さんの——業者じゃない、団体の人材確保について、最後お願いします。

○齋藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。福祉有償運送を行う各団体においては、その担い手であるドライバーの不足が慢性的な課題になっております。これは福祉有償運送のドライバーとなるには、専門の講習の受講が必要なことが大きな理由になってるのではないかと考えております。取手市は、各団体の情報交換の場を定期的に設けるとともに、各団体が連携し開催する移動サービス運転認定講習会について、広報とりでに掲載するなど、協力体制を取っております。令和4年度におきましては、6月18日・19日に各団体の連携の下に行われまして、受講者が17名、うち11名がドライバーとして各団体のほうに

登録いただいたということで確認しております。この6月の開催に当たりましても、広報とりで5月15日号で広く周知したところがございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。終わりにします。

○齋藤委員長 それでは次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いします。私のほうからは1点です。報告書76ページです。先ほど須田委員のほうからもちょっと同じ質問があったんですけど——質疑があったんですが、ウェルネスプラザの管理運営に要する経費についてです。こちらウェルネスプラザに関しましては、先ほどのお話の中でも基本協定書というのを結ばれていて、その中に指定管理者が収受する利用料金について、基準額を超過した場合、超過額の30%が市に還元されているということなんですけど、この現在の状況を教えていただけますでしょうか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 健康づくり推進課、香取です。佐野委員の質疑に答弁させていただきます。御質疑のあった還元金について——還元についてなんですけれども、令和4年度につきましては、基準額——利用料が基準額を超えていなかったということで、還元はありませんでした。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 これはコロナの影響で、ということによろしいのでしょうか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。実際には、第2期の段階で提案として、このような還元というものが設定されたんですが、実際には令和2年度からの第2期に当たる部分がコロナ禍という形で、かなりの利用料が減額になってしまったというのが影響しております。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。私のほうでも令和2年からあと令和7年までの期間での契約というんですか——になっているということなので、今、令和5年ですから、ここまでは30%の還元は市に入っていない、1回も入っていないということによろしいですかね。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。佐野委員のおっしゃるとおりで、一度も還元という形ではされていない状況にあります。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。これ指定管理者が行う業務に関しては、結構多岐にわたって運営管理ということで、契約書ですかね——のほうに、協定書か——に出てるんですけど、この詳細については、ここにあるようにウェルネスプラザ及びウェルネスパークの管理運営基準——管理運営基準というところに詳細が出ているということで、協定書のほうには詳細がないですよね。先ほどの例えば備品の購入などについての購入額とかについては、これ全て管理運営基準というところに全て明記されているということによろしいでしょう

か。

○齋藤委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 佐野委員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ウェルネスパーク、取手の本当に代表的な施設ということで、これから多分利用者数も、コロナ——状況で少しずつ伸びてくると思うんですけど、これ通常どおりの令和7年まで——現在でしたら令和7年までで利用者数が伸びて30%——超過額が出れば、この令和7年までは還元されるということによろしいですかね。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。現在の2期目というのは令和6年度まで、令和7年の3月31日までという形なんですけど、そちらに関しましては佐野委員がおっしゃるとおり、この利用料の還元という形で、還元の方法につきましては、令和5年度までは管理施設とか修繕という形で還元をする。最終年度につきましては、協議の上なんですけれども、金額というような形での現金での還元というような形で取決めがされてます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。これまた次の第2期から3期になれば、またこの条件は変わっていくということによろしいですかね、内容は。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。今回のこの第2期目の設定につきましても、現指定管理者の提案から出されたものでありまして、また今後プロポーザル等を行った中で指定管理者の提案があれば、このような形の設定がされると思われれます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 すみません。あれば、ということで、ない場合もある——ない場合はないということで、必ずこの協議はするということでしょうか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 どういった形かは分かりませんが、このような形で継続されるかと思われる——思われれます。

〔「協議はなかった……」と呼ぶ者あり〕

○香取健康づくり推進課長 協議をしてまいります。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。協議はある、ということによろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

続きまして、来場者数なんです。来場者数は先ほどの質疑の御答弁の中でも、徐々に回復されているということでもうお聞きしているんですけど、これちょっと個別に確認したいんですけど、ちょっと細かくて大変申し訳ないんですけど、本当ちょっとばかみみたいな質疑かもしれないんですけど、例えばパークとか外に設置されているところの来場者数がありますよね。これというのは、借りた人というか、使用した人が提示した人数を合計した人数で——何ですかね、どういう試算になっているのか教えてください。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。こちらは利用者——申込みがあった事業に関してカウントをして、実際の数字を出しております。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ということは、例えばパークなんかだと、ピアノ演奏されて、例えば外から人が集まってきて鑑賞されて聴かれてという、終わったら散っていくみたいな感じのありますけど、そういう人数は入ってないということですかね。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 一応事業に関してはカウントをしているんです。で、普通に利用——利用の申出がなくて遊んでる方というのは、ここには入ってないです。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 よく分かりました。そうなんですね。これは、パーク自体は令和4年度で7,408人という数字出てるんですけど、これというのは、コロナ禍前の数字からすると何割ぐらいになるんですかね。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。実際には令和2年度とかは600——700人弱、令和3年度は1,200人という形で、コロナ前は4,000人弱が利用していたんですけども、減少してしまっていたということになります。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 えーっと、4,000人と言いましたっけ。

○香取健康づくり推進課長 言いました。

○佐野委員 パークが令和4年度で7,408人だったんですけど。もう一度、詳細よろしいでしょうか。

○香取健康づくり推進課長 申し訳ありません。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 利用者が——ウェルネスパークの利用者なんですが、平成30年が4,000人、令和元年度が2,000人、令和2年度が700人弱で、令和3年度が1,200人ぐらいです。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 てことは、今結構かなりの数がもう増えているというか、マックス——いままででは過去一番多いというような感じですかね。——そうですね。

○齋藤委員長 そうですよ、そうですよ。

○佐野委員 じゃあ全体的な人数を……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○佐野委員 (続) ごめんなさい。全体的な人数も、今がもうマックスに近い数字と考えてよろしいのでしょうか。

○齋藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 コロナというものが5類に移行されたということで、事業者

——指定管理者も自主事業に力を入れていただいております、今年度もかなりの人数が集客ということで増えております。実際には令和30年度に20万人を超えたような状況なんですけれども、今年度——すみません、訂正します。平成30年度、コロナ前の20万人というのを目標に実施しております。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。これから多分伸びていくということで確認させていただきました。以上になります。ありがとうございます。

○齋藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。私のほうから3点なんですけど、まず資料を出していただいてます、ナンバー12、その入所状況をまず伺いたいと思うんですが。この資料から、ちょっと私のほうもあまり細かくはお願いはしなかったわけなんですけども、障がい児の受入れ状況とかどうなってるのかなというふうに思いまして、この表からは受け取れないので、その辺も含めてちょっと入所状況を報告、お願いします。

○齋藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 子育て支援課の飯塚です。遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。まず、こちら障害者手帳をお持ちの児童数についてですが、公立保育所は31名、民間保育園は16名、認定こども園が19名となっております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく乳幼児で手帳をもらってるというか、ちょっと改めてびっくりしてるんですけど、なかなか幼いうちは親のほうも認めたくなかったりとか、判定もなかなか難しかったりとかあるじゃないですか。その辺はどういう——よくこれだけ手帳——明らかな、生まれながらに障がい児というようなことで、そういったケースだということなんですか。確認。

○齋藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 経緯については個別の案件になりますので、こちらでちょっと差し控えさせていただきますが、手帳を実際お持ちの方の人数を集計したのになっております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうなことだと思っただけなんですけども、それにしても結構、随分受け入れてくれてるんだなというふうに受け止めたところです。障がい児の受入れの際、加配がどうしても必要になってくると思うんですけど、その辺、以前から公立保育所は手厚くしているよというところで、それで公立・民間とのバランスというか、役割というものを大事にしてきてるんだろうということで、私もそういう認識で理解はしています。ただ、地域柄というか、民間——近くのやはりお友達と一緒にということで民間に入れたいと思うんですけども、今度受入れ側としては加配がないとちょっと受け入れがたいなという声も実際あって、以前、私も議会の中でも以前から取り上げてはいるんですけども、民間保育園の場合のこの加配、手帳があるなしに関係なく、やっぱり多動であったり、親が認めてないんだけどちょっとこの子は必要だなと思う場合、加配をしてほしいんですけども、なかなか

基準というか何かあるようだというので、ちょっとそんな心配する声が入ってきてるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○齋藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。民間保育施設に関しましては、やはりそれぞれの園の基準で加配を取っているというところもありますので、実際のどの児童に誰というような調査というのは、してはおりません。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういった場合、公立だと、どうしてもこの子の場合必要なのに、ってなことでいろいろ調整してもらったりという、これまでの長い経過があるんですけれども、そういった意味では、先日、議場でもほかでも基準——人員、保育士の人員配置を公立並みにといったことで議員からも提起されているように広がってきて、私もうれしいんですけれども、その辺は課題意識——課題として持っていただきたいなと思います。

次の、そうすると加配を含めて保育士の配置状況というところなんですけれども、この出していただいた資料の中には加配も入っているんですかね。確認させていただきます。

○齋藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。民間につきましては、先ほどお答えしたとおり、ちょっとこちらでは把握はしていないので、公立保育所について回答とさせていただきます。児童数が630名に対しまして、保育士が218名の配置となっております。そのうち加配が必要な児童数は34名、それに対して加配保育士数が29名となっております。加配保育士についてですが、やはり障がい児のみにとどまらず、今、発達に課題がある児童というのが増えておりまして、そういった方について保育士を加配しているという形になります。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね。そういう意味で公立の役割というか、大きいなと改めて思っています。そういう意味では民間のほうからも加配の要望があるということ自体、受け入れようという、市の保育行政に対してすごい積極的に協力してくれているということは、市としてもありがたいなと思うんですよね。だからその辺は大いに課題意識を持っていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

あと、これまでも保育士の確保というものが問題になっていて、それが待機児をつくってしまっているということがあったんですけれども、その辺の状況というのはどうでしょう。待機児は今いなかったんでしたっけ。

○齋藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。現時点で8割の保育施設において保育士が配置できていないということから、定員の基準までの児童を受け入れできていないという現状が見られております。とりわけ配置基準のほうの厳しいゼロ・1・2歳児、こちらの受入れについてはその傾向が見られております。ただこの傾向なんですけど、定員と入所児童数については差が生じていますが、実際の状況は昨今の育児休業制度などにより、待機児童としては生じていない状況になっております。全体的な待機児童につきまし

ても、令和3年度それから令和4年度と取手市はゼロ人となっております。しかしながら、先ほどおっしゃったように、市としても保育士が不足しているということは課題と捉えております。市の対策といたしましては、就職説明会を開催したり、それから保育施設へ職員給与改善費の補助金を支給したりなどして支援をしておりますが、保育士不足というのが年々深刻な状況となっております。今後につきましては、他市の状況などを参考にしながら、保育士確保のための施策を検討してまいります。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 積極的な答弁と受け止めたいと思います。最初の1点目の兄弟姉妹、なんか別々に入所しなくちゃならないという、そういった声がこれまでも過去あったんですけど、今はどうですか。

○齋藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 積極的なというか——人数としての調査はしてあるんですけども、そちらで大丈夫でしょうか。積極的なということですか。

○遠山委員 違う、兄弟が……。

○飯塚子育て支援課長補佐 兄弟が別れてしまうということですね。

○遠山委員 入所の際の対応が……。

○飯塚子育て支援課長補佐 そうですね、入所の——すみません。

○齋藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えいたします。入所のほうの申込みの段階で、別の園でも構わないというような回答をいただいた方は別々のって、どうしてもなってしまう、ただ一緒のところかというところは配慮しているという形で、そうはいつでも定数制になっておりますので、こちらは定数に——定数を考えて配置しているような状況になっております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういった声もちょっと過去に心配事というか、相談もあったんで、分かりました。丁寧な対応を——現場が子どもたちに影響あっては困るわけなんで、その対策でまずは受け入れて、じゃあどうしようということで、いろいろ策を練ってくれているというふうにも私も理解はしてるんですけども、同じ兄弟であれば一緒に入れるのが、もうこれ基本なんで、そういう意味では保育士の確保につながるんだろうと思います。以上です。

次に、民生委員について……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 移ります。人員確保に向けてはどうでしょうか。

○齋藤委員長 飯泉補佐。

○飯泉社会福祉課長補佐 社会福祉課の飯泉です。遠山委員の質疑に答弁させていただきます。まず民生委員なんですけれども、昨年、令和4年12月は——これ日本全国一律なんですけれども、3年ごとの民生委員の一斉改選の年でした。その令和4年12月1日の時点では、定数191名——取手市の定数が191名、これ茨城県の県議会の——定数条例に基づいた定数なんですけれども、そのうち187名の方が委嘱となりました。

その後、欠員が続いた地区につきましては、年が明けた3月1日の時点で3名、委員の委嘱にこぎ着けられ、令和4年度の末の時点では191名中、190名の委員さんの委嘱ができたということで、99.5%の充足率でございました。また、人員確保ということで、後任候補者の選任につきましては、今現在高齢化とか、あとは退職年齢等の引上げ等もありまして、なかなか成り手の方を見つけるのは大変なんですけれども、そういった人員確保の難しい状況というところが本当に悩ましいところではあるんですが、民生委員活動となりますと、誰でもできるようなものでもございませんので、民生委員さん御自身が地域の訪問、あとは地域でボランティアやってるような方、そういった携わってる方など、日頃からそういったアンテナを張り巡らせて情報収集をした上で、民生委員としての適性を考慮し、後継者探しに努めていただいております。また行政側としましても、市政協力員さんの総会——会合、そちらに出向きまして、後任候補者が見つからなかったような場合は、地域からの地元推薦というんですか、そういう形で御依頼もいたしております。またこれは余談なんですけれども、令和5年度——今年度の予算につきましては、今までは1人当たり年間9万3,300円の民生委員の活動費を支給してたものを、令和5年度は10万2,000円に増額しまして活動に係る経費の負担軽減を図りました。ここ最近のガソリン高騰の価格、そういったこともございますので、活動中のそういった移動の——活動、そういった負担軽減に結びついたのかなと思っております。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろ考えて苦慮して取り組んでくれてたんだというのが、今改めて分かりました。了解です。

最後、地域福祉計画、今、策定委員会で計画見直しという切替えのときで今年度やりますけれども、この計画、とてもいい地域福祉計画で、地域丸ごとの計画なんで、あとは個別にあるわけで、それらの何かすごい大事にしてほしいなと思うんですよ。どのようにこの業者——庁舎内で各課、各部署で何か連携取れてるのかな、計画生かされてるのかなという意味でちょっと、決算期というところで報告をお願いします。

○齋藤委員長 飯泉補佐。

○飯泉社会福祉課長補佐 社会福祉課の飯泉です。地域福祉計画の策定の、その生かされ方ということで、まず地域福祉計画なんですけれども、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により社会福祉法に新たに規定された事項でございます。平成30年の4月に社会福祉法の一部改正により、今まで任意とされていたものが努力義務とされ、取手のほうでは、第1期の計画、5か年だったんですけれども、平成23年度に第1期として策定。その後、継続して第2期以降は4年ごとのスパンで策定しており、現在4期目の策定を進んでいる状態でございます。地域福祉計画は、やっぱり地域における高齢者の福祉——高齢者の福祉と障がい者の福祉、あと児童の福祉ということで、各分野における共通的な事項を記載しておりますので、各種の福祉計画のいわゆる上位計画、マスタープランとして位置づけられておりますので、福祉に関する計画策定における指針として活用されているものと思っております。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 やっぱり改めて大事にしたいなと思います。ということで、今また策定中なので、推移を見守っていきたいなと思います。よろしくお願いします。以上です。

○齋藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 恐れ入ります。先ほど私、小堤委員の御質疑の中の答弁で——小堤委員の御質疑の答弁の中で、高齢者の健康増進に要する経費、補助金の交付対象となっている法人2団体の事業実施の状況の御説明の中で、2団体について市民協働課のヒアリングを受けそれに同席するというご説明申し上げましたが、1団体に関しましては令和4年度をもちまして事業の期間を終了しておりました。もう1団体に関しましては、今後さらにステップアップコースに移るために、令和5年度で改めて市民協働課のヒアリングを受けるという状況でございました。ですので、2団体がヒアリングを受けるというものに関しまして——発言に関しまして、1団体は期間を満了し、1団体についてヒアリングを受ける、そちらに同席するというご説明で、訂正をお願いいたします。

○齋藤委員長 委員長は訂正を認めます。大丈夫ですね、小堤さん。ありがとうございます。

それでは、確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から疑義がある委員の方いらっしゃいますか。——大丈夫ですね。そのほかありませんか。大丈夫でしょうか。——なしと認めます。

これで認定第1号のうち、民生費について質疑を打ち切ります。

それでは、執行部入替えのため3時まで休憩いたします。

午後 2時 52分休憩

午後 3時 02分開議

○齋藤委員長 再開します。

次に、衛生費、農林水産業費、商工費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いします。それでは、質疑通告順に質疑を行います。8人の委員から通告がありました。

まず最初に、鈴木委員。

○鈴木委員 よろしくお願ひいたします。私のほうは、報告書169ページ、水田農業構造改革対策に要する経費について、お尋ねしたいと思います。近年、転作等実施補助金を活用して飼料米に転作する農家が多くなっていると思いますが、10アール当たりの補助金、国と市を含めて御説明していただければと思います。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 農政課、染谷です。鈴木委員の御質疑にお答えします。転作補助金に関しましては、先ほど問合せのありました飼料米に転作する方については、市の補助金については10アール当たり2万2,000円になります。国のほうの補助金についてはなんですけども、こちらはちょっとその転作する作物によってばらばらでして、一概に幾らとは言えないんですけども、2万円から10万5,000円まで、ちょっと幅があります。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 一般的に飼料米としてコシヒカリを作付しているという話も聞くんですけども、この場合の国の補助金は幾らぐらいになりますか。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 一般的な飼料米につきましては、国のほうの補助は5万5,000円から10万5,000円の間となっております。市の補助金については同じく2万2,000円となっております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 国のほうは幅があるということですね。これが例えば、飼料米として10アール当たり——飼料米として抛出した場合の金額というのは、大体どのぐらいになるんでしょうか。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 それは飼料米として——10アール当たりということでしょうか。市の補助金としては2万2,000円。

○鈴木委員 そうじゃなくて買うほう……。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私が質疑しているのは、生産者が飼料米を生産して、それを抛出した場合に幾らぐらいになるかということです。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 こちらについては、令和4年度の米価価格表から算出すると、1キロ当たり8.294円となっております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると10アール当たりどのぐらいになるんですか、概算で結構です。

○齋藤委員長 野口部長。

○野口まちづくり振興部長 8.239円——キロ当たり約10円ということになりますので、30キロで3,000円【「3,000円」を「247円」に発言訂正】ぐらい、8俵——10アール当たり8俵取れたとして2万4,000円【「2万4,000円」を「3,954円」に発言訂正】ぐらいにはなるのかなというふうには思っています。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。そうしますと、これで補助——国の補助金と取手市の補助金、それと今、飼料米として抛出した価格なんかを含めると10万円前後ぐらいになるのかなと思うんですけども、飼料米として転作した場合はそうですけども、通常の米農家さんがコシヒカリを生産した場合は10アール当たり8俵と計算して、JAに出荷するのが大体1万1,000円ぐらいですか、1俵。そうすると8万8,000円ですから、逆にこれ、コシヒカリを生産するよりも転作補助金を利用したほうが有利な場合も考えられるということですね。これが恐らく報告書の169ページの下段のほうに、目標以上に達成されているということですかね。飼料米の生産目標面積が1,320ヘクタールに対して作付面積が1,339ヘクタール、目標に対する作付率が100%を超えているという状況でよ

ろしいですか。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 農政課、染谷です。この表に載っている主食用米の目標作付率 101.4%、これは再生協議会のほうの集計した数字を算出したものです。実際にこの目標作付面積というものに関しましても、農業再生協議会と県のほうで——協議というわけではないんですけども、算定する数字となっております。こちらにつきましては 100%を切ると、その目標が達成したということになっているんですけども、令和 4 年度についてはちょっと達成できなかったということなんですけども、その要因としましては、主食用米の作付面積、これが増えたことによるものと考えております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。こうして見た場合、結論から言うと、補助金を活用した場合の——転作して補助金を活用した場合には、それなりにメリットがあるんですけども、先ほど補助金の 2 万 2,000 円——市独自の補助金が 2 万 2,000 円なんですけども、これ他市町村では大体同じような補助金が出るかどうか、その辺は分かりましたら教えていただけますか。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 今現在、私の手元に近隣市町村の補助金の額というのは、ちょっと手持ちでないんですけども、取手市の補助金は他の自治体と比べて——要は手厚いということでの話は伺っております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。次の質疑なんですけども、転作等実施補助金は米粉用としての飼料米にも適用されるかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 お答えします。米粉用も飼料米用と同様に転作作物の扱いとなっておりますので、補助金の適用となります。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その場合、米粉用の飼料米として J A とかというところに出荷した場合は問題ないかと思うんですけども、これを自家用として、あるいは自主流通米的に利用し——販売したりするというような場合についての問題点はいかがでしょうか。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 お答えします。米粉を自主流通米として販売するときの問題点——課題ということだと思うんですけども、その一つは、今現在、製粉する施設が近くにないということ、また製粉料金が高いことと思われま。現在、米粉を卸している方に話を伺うと、製粉するために坂東市までその米を——玄米を持って行って、30 キロ当たり 5,000 円から 6,000 円の製粉料金をかけて製粉しているというのが現状です。その点の一つと、また小売店に米粉を卸した場合に、どのくらい卸して、残はどのくらいなのかという受払い票を個人的に作ってもらう必要があります。飼料米とかそういうものについては、買い手先が大きく買ってくれますので、何キロ引き受けましたという引渡し伝票が、それぞれ再

生協議会とか国に行くんですけれども、個人で販売する場合には、特に米粉のような小出しに販売するような場合には、その受払い票を各自自分で作ってもらって、生産者が作付けた米粉用の米を使い切るまで国に報告する義務があるという点では、ちょっと事務手続が煩雑になるのかなというところを考えております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。今、課長の話だと、自主流通米的に販売は、そうすると可能であるということですよ。事務的な手続というハードルはあるけれども、一応できないことはないという理解でよろしいですか。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 全く問題ありません。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。私の知っている米農家の方が、米粉用に適したミズホチカラを作付してるんですけども、いろいろ情報を聞きましたら、大体10アール当たり……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○鈴木委員 (続) 4.5俵前後ぐらい取れるからというような見通しをいただいたんですけども、仮にこれも1俵当たり1万円前後で米粉として製粉して販売したような場合は、補助金を頂きながら、しかも米粉としてそれだけの値段で売れるとなると、結構この米農家さんにとってはメリットのある話じゃないかなとは感じてるんですけども、その件に関してはいかがでしょうか。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 現在、米粉専用米ではないんですけども、米粉用——米粉を作付している方に聞かしても、若干なんですけども、1キロ当たり600円から700円で米粉を売るという計算になると、普通の米よりかは利益は多いのかなということで話は伺ってるんですけども、先ほど言ったように一袋一袋、それこそ坂東市まで持って行って米粉に作ってもらって、また持ってくる。で、小分けにしてという手間を考えると、どうなのかなというお話も伺っています。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そういうハードルが高い部分があるというのは承知してるわけですけども、少なくとも今後いろんな形で、今、米粉が全国的に非常にいいということで、グルテンフリーとか小麦アレルギーに対する形で米粉が見直されているというようなこともありますし、とにかく取手市は稲作農業が盛んですし、今後も稲作農家を支えていくためには、もうちょっと率のいい米粉の作付をどうか農政課のほうで進めていただいて、少しでも多く——それがある程度になれば今度、学校給食とかの形で米粉パンとして活用していただくというようなこともできるかと思うんですけども、その辺に関しては、今後どのような考えを持っているか、お尋ねしたいと思います。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 お答えします。今年度、その専用品種を作ってくれる方がおりまして、

その人と状況を見ながら検討していきたいとは思いますが、今までと同じようにPRに関しては、夢とりで、農協とか、それから個人経営の店とちょっと連絡調整を密にしながら、販売促進に努めていきたいと思えます。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今までの米粉というのはコシヒカリですので、どうしてももちもち感が強くて、温かいときはいいんですけども、ちょっと冷めると、ちょっと固くなったりとか、私も何回か……

〔吉田議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○鈴木委員 (続) そういうパンケーキみたいなもので試食したことあるんですけども、今度、新しい品種、ミズホチカラの米粉用の品種がどれほどのものかというのは、まだ食べてないんで分からないんですけども、それによっては結構販路拡大できるんじゃないかなと思うんで期待はしております。以上です。

○齋藤委員長 野口部長。マイクお願いします。

○野口まちづくり振興部長 鈴木委員への答弁の中で、キロ当たり 8,239 円、30 キロで 247 円、1 俵に換算すると 494 円で、8 俵計算すると 3,954 円ということで、ちょっと私、桁を1桁多く言ってしまったんで、訂正をお願いできればと思えます。

○齋藤委員長 訂正を認めます。じゃあ鈴木さん、いいですね。

次に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひいたします。私のほうからは、予防接種に要する経費についてということで、決算書 251 ページ、報告書のほうは 141 ページからとなります。報告書のほうなんですけれども、予防接種に要する経費 2 億 1,525 万 655 円という経費ですけれども、この表を見ますと、令和 3 年度と令和 4 年度で接種数がゼロというのが結構あるんですね。1、2、3、4——5 種類ですか。これは令和 3 年度も令和 4 年度もゼロなのに、なぜここに計上されているのか、その辺を教えてくださいたいと思えます。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 保健センター、助川です。ただいまの御質疑にお答えいたします。決算報告書の 142 ページの表のほうを、まず御説明させていただきたいと思えます。表を見ていただきますと、まず定期接種の中の上から区分のところの 6 列目のところに不活化ポリオとあります。また、その 2 つ下の 8 列目のところには 3 種混合とあります。この 3 種混合というのは、もともと破傷風だったりジフテリアだったりというような接種するワクチンなんですけれども、この 6 列目の不活化ポリオと 8 列目の 3 種混合、このワクチンが合体したものが、その下の 9 列目の 4 種混合となります。この 4 種混合は、平成 24 年度から新たに開始になったワクチンとなっております。しかし、例えばですけれども、外国のほうに住んでいらっしゃるお子さんが、乳幼児の時期に日本に転入されてきたりとなったときに、外国で 3 種混合だけをやってきたんだけれどもというお子さんの中にはいらっしゃる。そういう方の場合、4 種混合を接種するというよりも、残りの不活化ポリオだけ単独でワクチンを接種したいと御希望される方もいらっしゃる。またそれと同様に、同じ表を見ていただきますと、10 列目のところには麻しん風しん混合とあり

ます。またその下に麻しん風しん単独でゼロという形でありますけれども、こちらも同様の考え方なのですが、例えば麻疹とか風疹に既に罹患されたという方は、もちろん今後のワクチンで接種していただいても問題はないのですけれども、例えば、はしかに罹患したので風疹だけの単独をやりたいという方も中にはいらっしゃいます。そして、これらの混合ワクチンであったり、単独のワクチンというのは定期接種に指定されておりますので、もちろん選んでいただけて受けることができるということもございますので、そのような受け方をしたいと希望される方のために、私どもとしては毎年度、一応1名という形で、それぞれ予算計上はしております。そのような形でお受けになられた方が令和3年度・4年度はゼロだったということで計上させていただいております。以上です。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 詳しい説明、どうもありがとうございました。よく分かりました。そういう可能性があるのではこの枠は外せないということで、結果的にはそれはゼロだったということだと思えます。今ちょっと言ったかもしれないですけど、そのためにもこの予算は計上していて、それで結局予算は使わなかったというようなことになるという理解でよろしいですか。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 お答えいたします。そのとおりでございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。これはこれだけです、ありがとうございます。

それでは続きまして、買い物弱者支援事業に関する経費についてということで、決算書が303ページ、そして報告書が174ページ、こちらをお願いいたします。この事業、買い物弱者がいると、免許を返納してしまったりいろいろな事情でちょっと遠くまで買物に行けない人のために近所ということで、移動スーパーという形で事業者が展開してくれているという大変ありがたい事業だと思います。私の家の本当にすぐ裏にも、途中で追加の箇所ということで入ったんですけれども、毎週木曜日に来て10人ぐらいの方——高齢者の方が来て、にぎやかに買物をしています。買物をするだけじゃなくて、そこでいろいろ近所の話、情報交換とか、最近あの人見えないけど元気かなとか、そういう付随した情報もあったりして、非常に何か皆さん和気あいあいとしてるんですけども、これ55か所ありますけれども、その中で人数——私の裏のところは常に10人ぐらい来ますけれども、最大多いところとか、最少の人数のところとか、また平均はどのぐらいなのか教えていただければと思います。

○齋藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 小堤委員の御質疑に答弁をさせていただきます。各販売箇所ごとにおける利用者数の状況についてでございますが、市内で利用の多い販売場所などを挙げますと、中央タウンなどが最も多く、年間で1,419人など、1週当たりの利用者数平均は約30人程度となっております。ただこれを全体で利用者数の平均にして割り出しますと、1週当たりの利用者数の平均は6.6人という形になります。この人数が急激に下がってしまう、その背景といたしまして、販売場所におきましては、それぞれの地域の諸条件に

よって大幅にちょっと人数の差はありますので、最少の部分についてはちょっと控えさせていただければと思うんですけども、1週当たりの利用者数が平均5人を下回る販売場所などは、55か所全体のうちの約30か所近くは、それぐらいの1週当たりの利用者平均というような状況でございます。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。この報告書の括弧書きにもありますけれども、昨年の11月14日は3か所見直したというふうに、そういうふうに今答弁がありましたように、適時チェックを入れていくということ。これ移動スーパーの事業者のほうも商売ですから、それはある程度仕方ないのかなというふうには思います。それでその中で、例えばこの1回——週1回来るので、私のところ——裏のところはそうですけれども、1回で買った購買量では1週間生活はできないと思うんですけども、例えば2回来ているところもあると思うんですね。ですから、やはりもうちょっと回数を増やせないのか、執行部側では何とも言えないところもあるとは思いますが、その辺の考え方というか——はどうなんでしょうか。

○齋藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。販売場所の頻度、また地域などにつきましては、市政協力員様の御要望を踏まえてスケジュール構成を作っているのと、また頻度につきましては、カスミ様との連携の中でではございますけれども、多いところで1週間に3回から、一番少ないところで少なくとも1週間に1回という形で、それぞれの利用状況に応じて柔軟にカスミ様のほうで対応していただいております。

○齋藤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。移動スーパーで買った人が、また違う日に歩きで——徒歩で買物に行って帰ってくるというような姿も結構見受けられるので、そういうところはどうかと思った次第でして、分かりました。ありがとうございます。以上です。

○齋藤委員長 次に、結城委員。

○結城委員 結城です。よろしくお願ひします。公的病院等運営費補助金についてなんです、これ令和5年の予算のときにも実は私は質疑していて、今回は決算なんですけれども、決算は来年度の予算に反映するというのもあるので、ちょっとやらせていただきたいなと思っています。今回、これは説明書で言う——説明書じゃない、これ報告書141ページ、1億2,216万2,000円という決算が出ています。これは全て一財から出ていて、これは執行率100%なんですけれども、このことによってどのような効果が——効果について現れているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 保健センター、助川です。御質疑にお答えいたします。まず、この公的病院の交付に関しましてですが、全て一財というわけではございません。まず、この積算としまして項目が決まっております、救急告示病院であったり、周産期医療病床だつたり等の幾つかの項目に基準額が決められておりまして、それに病床数を掛けた金額になってくるんですけども、そのうちの80%を交付するという形で取手市は実施させ

ていただいております。その80%の金額に財政力指数【「財政力指数」を「財政力補正」に発言訂正】を掛けまして、その金額が特別交付税として戻ってくるという形でして、それを引いた——特別交付税の金額を引いた金額が一財という形になっております。そのような形で交付はさせていただいておりますけれども、この公的病院の交付に関しましては、JAとりで総合医療——JAとりでのほうと医師会病院のほうに、2医療機関に交付させていただいております。

まず公的病院の役割ということですが、こちらの2つの病院は、地域において必要な医療のうち、ほかにあります民間医療機関では限度のある高度または先進医療の提供という役割を担っているということであったり、救急医療や災害医療、周産期医療、小児医療などにおける重要な役割を果たしていただいているということがございます。この2つの医療機関は二次救急を担う病院でもございまして、やはり専門的な治療であったり、対応していただいているということもございます。ここ数年の新型コロナに関しまして、またコロナのワクチン接種に関しまして、また市内医療機関の——民間の医療機関からの応援であったり、支援・指導という形での連携におきましても、大きな働きで助けていただいている病院でもございますので、この交付させていただいている公的病院の交付に関しましては、やはり様々なそのような医療に生かしていただいていると考えております。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 そうすると、以前聞いたときに特別交付——交付措置されないという話だったんですが、特別交付措置されるということなんですか。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 お答えいたします。3月の予算審査委員会的时候にも特別交付税という形では御説明させていただいたかなと思うんですが、「財政力指数」を掛けてと私のほうで先ほどお話ししたんですが、「財政力補正」という形で訂正させていただきたいと思います。すみません。

○齋藤委員長 訂正を認めます。

結城委員。

○結城委員 そうすると、特別交付税ということになると、これは普通交付税と違って基準財政需要額に算入されないから特別交付税だと思っていたんですが、これはどんなふうにそうなるんですか——なぜ、そういうふうに算入されるんですか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 財政課、谷池です。お答えいたします。結城委員おっしゃるとおり、こちらは特別交付税でございますので、特別交付税の省令に基づきまして基準財政収入額・需要額とは別なところで算定されております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 私の認識がちょっと間違ってるのかどうか分かりませんが、たしか平成の25年ぐらいからこのあれが始まっていたのかな、最初、1億2,000万円ぐらいから始まって、それが全て特別交付税で措置されるんだけど、されなくなるので一財にして、そ

の代わり 80%というふうに聞いているんですけど、これは間違っているわけですか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。特別交付税自体は、財源としては一般財源という扱いになりますので、恐らくずっと一般財源であったのではないかなと思われ
ます。ただ、それが純然たる市税などからの交付ではなかったということでございます。
そちらが、特別交付税のルール上の改正に伴いまして、全額ではなく——10分の10全て
が特別交付税措置がされるということがなくなりましたので、そのときに協議をさせてい
ただいて、80%を基準とするということにさせていただいたという……。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。それで、この特別交付税——その前の項目は常総地域病院群
輪番制病院運営費補助金というのがありますよね。そうすると、この使い分けというのは、
どんなふうになっているのでしょうか。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 お答えいたします。この常総地域病院群輪番制ということに関し
ましては、こちらの説明——目的のところにもございますように、日曜日だったり祝日だ
ったりというところで、二次救急医療体制として順番で担ってくださっている医療機関と
いう形になります。この公的病院という形は、曜日とかにとらわれず、救急であったりい
ろいろな大きな部分での支援をいただいているという形になります。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 この公的病院のやつの位置づけも、救急、それから周産期医療、小児科、こ
の3つを含んでいるということで、そういう交付措置されるという条件なんだろうと思う
んですね。これ私は予算のときも一度言いましたけれども、ほかの自治体の要綱によつて
は、今言った周産期とか救急とか、それから小児科、ここで黒字を出している場合には出
さないという——交付しないということがあって、それについては検討するというお話だ
ったんですが、この辺の検討についてはいかがなんでしょうか。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 お答えいたします。3月のときにも結城委員のほうから御指摘、
また御助言をいただきまして、ほかの市町村の交付要件であったり状況というのも確認さ
せていただきました。それらを基にしまして、私どももいろいろ検証していかなければと
思っているところでもございますが、やはり今の県内の医療機関の様々な実情というこ
とを鑑みますと、医師不足であったり、また小児救急体制のとても大変な状況の中、先生方
も働き方改革もある中でとても苦勞されているという現状もお伺いしております。その交
付要件という形では検証しつつも、今現状の医療機関の先生方の御苦勞されている部分と
いうことも鑑みながら、合わせて検証していかなければいけないかなと思っております。
以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 私もその辺のことは理解はします。でも逆に、平成25年前、要するにこの
交付をしてないときと今とでは、その交付をしたことによってかなりの効果が上がってる

というふうに判断していいんですか。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 お答えいたします。平成 25 年から、この公的病院の支援も始まったというところでもあり、まず J A とりでから、そして途中で医師会が追加になったということもございます。やはりこの取手市内の医療機関の現状を見ますと、この 2 つの医療機関の大きな支援であったり働きであったりということは、特に保健センターにいますととても感じる部分であり、先生方のお力の大きさも感じているところでもございます。その平成 25 年度と比べてというところでは、きちんとお答えができない状況ではありますが、やはり様々な視点の下、今後は考えていかなければいけないかなと思っております。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 ぜひ、決算委員会なんで、次年度の予算に向けていろいろ考えていただいて、多分、病院を運営してるところって、やはりどこも同じような状況はあるだろうと思うんで——医師不足であったりとかそういったことなので、そこら辺をいろいろと考慮しながら考えていただければと思います。以上です。

○齋藤委員長 次に、岩澤委員。

○岩澤委員 よろしく申し上げます。商工業振興助成に関する経費について、決算書 301 ページ、決算報告書 173 ページです。1 点だけ、産業振興 I C T 推進事業の内容についてお伺いいたします。

○齋藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 岩澤委員の御質疑に答弁いたします。産業振興 I C T 推進事業についてでございますが、本事業は、ホームページなどを活用した物産のネット販売による販路拡大及び市物産品の詰め合わせなどによる取手ブランドの発信を通じて、市内産業の活性化が図れるよう、商工会と連携して平成 25 年度から開始している事業でございます。決算額の内訳の中のこの金額の説明なんですけれども、商工会への補助金となりますが、I C T 推進事業を行う上での必要な人件費の一部となっております。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 ありがとうございます。平成 25 年度からということで、もう 10 年近くということで、ここ数年——先ほども質疑ありましたが、ふるさと納税のほうにもこちら関連してと思うんですが、何かそちらのほうでの連携で、ここ数年何か変化等ありますか。

○齋藤委員長 鴨川室長。

○鴨川産業活性化推進室長 産業振興課、鴨川です。お答えいたします。事業の具体的な内容につきましては、ふるさと納税サイト、通年で行っているものでして、さとふるさん、楽天さん、ふるナビさん、ふるさとチョイスなど納税サイトも増えましたし、インターネットセレクトショップとりで本舗も、もちろんやってございます。農産物直売所の夢とりでへの商品の出品や、市内や首都圏各地で行われるイベント物産展でのリアルでの出展等もやってございます。以上です。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 今のお話ですと、このICT推進事業と、そちらの実店舗での販売というの
も関係してるということなんですか。

○齋藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 そのとおりでございます。

○齋藤委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 分かりました。その商工会に委託しているところでの、これからの動向も見
ながら、よりこの取手の特産物とか、そういうのを発掘していただきながら、こちらのI
CTのほうを活用して進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたし
ます。

○齋藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。ありがとうございます。引き続き、商工会と連
携を密にして、取手の地域経済の活性化が図れるよう取組を深めていきたいと、そのよう
に思います。

○齋藤委員長 岩澤委員。よろしいですか。

○岩澤委員 以上です。

○齋藤委員長 それでは、ここで5分間休憩いたします。

午後 3時40分休憩

午後 3時42分開議

○齋藤委員長 それでは再開いたします。

次に、根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願いいたします。私は163ページ、ごみ処理事務に要する経費
について伺います。常総環境センターのごみ処理能力がもうほぼほぼ九十何%——もうい
っぱいいっぱいの状況というのが続いている中、ごみ削減というところにもっと真剣に取り
組まねばならないと考えてはいるんですが、この164ページのほうに、目的のところ
に、3行目の後ろのほうから、ごみ処理に関する情報の交換や将来の方向性を協議する、
とあります。この辺の状況をまず伺います。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 環境対策課、印藤でございます。ただいまの御質疑にご答弁申し上
げます。令和4年なんですが、環境センターで担当課長会議であったり、担当者が集まる
ような会議というのは8回やってございまして、その中で当然今委員のほうがおっしゃい
ました、炉の逼迫状況というのも含めて、可燃ごみのそういった緊急的な対応についてで
あるとか、今後の炉の修繕とか、そういったところの中でどのように対応していくかとか、
というところの情報共有をしたところですよ。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 構成4市で連携を、ということに関してはいかがですか。今の8回という
のは庁内でということですか——違うんですね、もう1回お願いします。すみません。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 すみません。8回というのは環境センターにおいて4市の担当課長

であったりということで、すみません、足らずに。以上であります。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 そうしましたら、その8回の協議の中で、例えば具体的な削減計画みたいなものは、策定の方だったり話合いの中にそういうことというのは出てきているのでしょうか。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 その中で具体的な数字というところまでは言及しておりません。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 そうすると、取手市としてはそこをどのように具体的にゴミ削減というのを取り組んでいく方向なんでしょうか。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。具体的にといいますか、取手市では気候非常事態宣言を発しておりまして、そちら宣言後の地球温暖化防止の推進の一環としてリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4Rの推進というのを特に力を入れてやっております。具体的な取組としては広報とりで環境コラムというのを掲載したりとか、市ホームページでの分別の啓発であったり、生ごみの堆肥化であったりとか、そういったところの周知をしながら、ごみの適正な分別・減量、そういったものに取り組んでおります。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 今、家庭ごみのモニター調査をされているところで、これからになるとは思いますが、やっぱりそういう分析だったり調査をしてしっかり計画、数字を——削減計画というものを策定しながらそこに向かうということも必要だと思うんですけども、そちらはどうお考えでしょうか。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 委員今ご紹介いただいたように、今年度、ごみの家庭ごみの排出量の実態調査というのをやっていますので、そちらのほうで皆さんの取組であったりとか、そういったのを伺いしながらごみ減量の政策に向けてという——数値目標とかも含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 よろしく願いいたします。まだまだその常総環境センターの状況が逼迫しているという事実も、市民は認識がまだまだないところがあるのかなと思いますので、そちらの啓発というところにも力を入れていただきたいと思います。この件は以上です。

その次、ごみ減量推進に要する経費について、報告書164ページになります。こちらは——そうですね、これは生ごみ処理機の補助金の推移をちょっと調べさせていただいたところ、コロナ禍でにわかに皆さんのホームステイしている間にごみが増えたという事実もあって、生ごみ処理機というところに関心を寄せていただいて、すごく実績が増えたんですね。令和元年のときは電気式で言いますと18件だったのが、令和2年度は64

件、令和3年度は74件、令和4年はちょっと落ち着いて54件というところなんですけれども、生ごみって結局6割が水分といわれていて、それを燃やすことによってすごくエネルギーを無駄に使うというところで、生ごみの水分をしっかりと切ってもらうとか、コンポストだったりとかということで、生ごみの堆肥化だったり処理をしていただくというのはすごくごみの削減だったりCO₂の削減だったりというところに効果的なのは承知していて、その中での電気式生ごみ処理機というところなんですけれども、ただこの電気式というのが、結局電気を使って乾燥させ、この処理機自体は5年から7年くらいの耐用年数で結局使い終わってしまったごみになってしまうというところで、いま一つ環境に優しいなというところがちょっと引かかるところなんですよね。ただ、というところでもあったけれども、生ごみをどうにかしたいというところの一番取っつきやすいといえますか、入り口としては優しいところというところでの今までの補助金制度というところだったと思うんですけども、今後は少しフェーズが変わってくるというか、その先にもうちょっと行くべきではないか、要するにこの補助金制度自体は一定——なんかこう役割——補助金制度というか、電気式のところに関しては——終わってもよいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。生ごみ処理機の補助金の効果という部分、委員がまさにおっしゃっていただいたように、入り口としてというところを考えるきっかけとしてというところで、導入のお手伝いという部分、乾燥させるだけでもやはりごみの重さが全然違ってまいりますし、やはりそこも言及していただきましたが、ごみ処理のコストの削減、環境負荷の低減というところにつながるというところで、そういった効果であったり意義というものはまだまだ——先ほど委員が調査していただいたように落ちてきたりとか、まだまだ波があるところですので、意識づけのきっかけとしてはこれを使いながら、またそういった電気を使わない優しい方法というのものもあるんだよというような周知とか、そういったものに努めていきたいと考えております。以上です。

○齋藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。先日、齋藤委員長の一般質問でもキューロという、また違った方法で生ごみ処理するというのも……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 (続) 案内されてましたので、ぜひそういったことの啓発というのもしっかり進めていっていただきたいと思います。ごみ削減するというのは、市全体の財政としても、やっぱり常総地方広域市町村圏事務組合の負担金にも直結してくるわけなんですよね。なので、やはりその辺も真剣にといいますか、しっかり取り組んでいただければと思います。以上です。ありがとうございました。

○齋藤委員長 それでは、次に落合委員。

○落合委員 初めに、じん芥収集に要する経費です。本市はこのじん芥収集事業、道路なんか地域によっては大変狭かったり、また高齢者の方にとっては大変ありがたい事業で、安心おもいやり収集、利用者の——市民の利用者の利便性が向上すればするほど、作業員

の方の負担なんかも増してくるような現状もあるかと思えますけれども、それを踏まえて、業者——委託業者の方、1人で——作業員の方1人、ワンオペで作業しているという状況だと思うんですが、その辺の事故の報告なんかは届いてますでしょうか。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 環境対策課、印藤です。ただいまの——ただいま落合委員の御質疑のほうにお答えさせていただきます。事故の報告でございます。令和4年度はパッカー車の火災事故が3件、集積所等への構造物への接触事件が2件、こういった報告を受けております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 パッカー車の火災、私も見たことがありますけど、すごいです、煙が。市民のマナーも改善していかなければいけないなというふうに思っております。事故・けがなんかは——今、事故の報告がありましたけれども、ドライバーのほうの作業員の方の安全対策というのはどのようにお考えか、お聞かせください。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。作業員の安全対策というところですか。委託の際の仕様書のほうで、事業者に対して収集車のバックモニターの搭載を義務づけたりと、各事業所においてもドライバー同士の危険箇所の共有とか、安全面に高い意識を持って業務を行っているというところを我々のほうで確認してございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 今後も作業員1人でやっていくことには変わりがないということで、よろしいでしょうか。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。そうですね、なかなか塵芥収集作業というところの特殊性のある業務に対しての継続的な人員の確保が難しいという事業者側からの声もいただいているところから、協議をしていきながら、当面はちょっと1人で対応することになるのかなと思っております。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 作業員を増やせなくもパッカー車、台数を増やして、1人の負担軽減というものもあるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○齋藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。パッカー車の台数については、特にこちらのほうから何台用意とかというのはないんです。各事業所のほうで御用意していただくところの中で、そこら辺は事業者とお話をしながら確認してまいりたいと思います。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ぜひちょっと経費のほうを増額していただいて、もうちょっと余裕を持って作業できるような環境を整えていただけたらなと思います。

次に、創業支援事業に要する経費です。今年もたしか海外からも視察に来られたという

ぐらい、大変ちょっと珍しい——全国的にも珍しい事業を展開されておりますけれども、この現在のMa t c h（マッチ）オフィスの利用状況、実態数についてお願いします。

○齋藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 落合委員の御質疑に答弁いたします。Ma t c h（マッチ）オフィスMa t c h－h a k o（マッチ・バコ）の利用者数についてでございますが、まず、会員の形態について御説明させていただきますと、複数人が入室可能な個室会員、個人用机が設置——配置されたブース会員、住所利用や時間貸しによる単発利用が可能なフリースペース会員に分けられるところでございます。令和5年3月31日現在の利用者数は、個室会員が12、ブース会員が5、フリースペース会員が187となっております。なお、この利用状況の傾向でございますけれども、令和2年のコロナ禍以降、増加傾向にあるという状況でございます。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 増加傾向にあるということで、分かりました。これはこれで結構です。ありがとうございます。

次に、地球温暖化対策の推進に要する経費です。この決算報告書を拝見しますと、委託料、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定、848万1,000円という大きな額が計上されているんですけども、その効果についてお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 大隅室長。

○大隅環境政策室長 環境対策課、大隅です。落合委員の御質疑にお答えさせていただきます。地球温暖化防止実行計画（区域施策編）につきましては、地球温暖化の影響を最小限に抑えるため、市内の温室効果ガス排出量を2030年度までに46%削減することを目的に定めまして、取手市の地球温暖化対策を総合的・計画的に推進することを目的として策定しております。その区域編の効果ということでございますが、区域編は今年度からスタートしたものでございまして、なかなか効果ということは、今後、図られてくるのかなと考えております。また、この計画に基づきまして本年度実施——新規事業としまして、市民の省エネ行動を促すための省エネ家電の買換え補助金の実施、それから市域の再エネ導入に向けました再生可能エネルギー導入計画の策定。取手市の未来を担う子どもたちの環境教育としまして、群馬県みなかみ町での探求ツアーなどを実施しているところでございます。今後、脱炭素社会に向けまして、効率的、効果的な取組に努めてまいりたいと考えてるところでございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 市民に広くPRしながら進めていただきますようお願いいたします。

次に、買い物弱者支援事業に要する経費です。本当にもう今はなくてはならない事業であるというふうに認識しておりますが、たまに、時間どおりに車が来なかったりなんていう、ちょっとクレームなんかもいただいているんですが、その辺どのように認識されてますでしょうか。

○齋藤委員長 吉田補佐。

○吉田産業振興課長補佐 産業振興課、吉田です。落合委員の御質疑にお答えいたします。

買い物弱者支援事業におけるカスミの移動スーパーの運行スケジュールに関してですが、毎週、月曜日から金曜日、週5日、朝午前10時から午後5時まで、1か所15分から30分程度行っております。その中で、交通事情等による時間の遅れ等々、若干、交通事情等であるんですが、令和4年2月から軽トラック2台体制に増加したことにより、現在は、無理のない運営であるということ、カスミのほうにも確認しているところでございます。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。遅れる——軽自動車に対応するようになったんで、よりきめ細かく対応しているというのを聞いておりますので、分かりました。無理のない運行で、また、市民サービスの向上に努めていただければと思います。

次に、プレミアム付商品券事業（新型コロナウイルス感染症対応）でございます。購入者の声、課題のほうのそういった声の認識について、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 御質疑にお答えいたします。プレミアム付商品券事業に関する、まず購入者の声などについてですが、全世帯のおよそ9割——ごめんなさい、7割の市民の方に御購入していただきまして、多くの方から好評の声をいただいたものと認識してございます。また、商品券を取り扱う小規模事業者からも、換金時に5%の上乗せを行うことによりお客様が増えたとお声を、商工会を通じていただいているところです。そのような中、課題についてでございますが、その大きなものの一つといたしまして、商品券の電子化の導入検討なども将来的には検討を進めなければいけないと認識しているところです。昨年の商品券の販売時におきまして、電子化に係るアンケート調査を実施しましたところ、希望する商品券の形につきましては、紙媒体が約34%、電子媒体が約26%、紙と電子の併用が約37%と、市民の中でも非常に意見が分かれてるということが分かりました。全国的にもデジタル化の取組が進めて——進められている中で、今後もこのような事業をもし展開する場合におきましては、優良事例なども参考に検討を進めていく必要があると、そういう認識しております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。これ断然お得な事業ですので、ぜひ利便性の向上に努めていただけたらというふうに思います。

最後に、観光事業に要する経費です。「ふらっと！294」の利用実績と今後の進展についてお願いします。

○齋藤委員長 吉田補佐。

○吉田産業振興課長補佐 産業振興課の吉田です。落合委員の御質疑にお答えいたします。「ふらっと！294」の利用実績と進展についてですが、本アプリは取手市・つくばみらい市・常総市・関東鉄道株式会社の4者で構成する常総地方観光促進協議会において開発し、常総地方の観光振興に寄与することを目的とした観光案内アプリとなっております。平成30年4月からスタートしており、開始時から令和5年8月末現在で、累計ダウンロード

数は5,400件ほどとなっております。年間で約500—500件ずつ増加傾向にあります。以上です。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 なんかりリニューアルみたいな……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○落合委員 (続) 考えてあるんでしょうか。

○齋藤委員長 リニューアル……。

○落合委員 リニューアルというか、バージョンを上げていくというような、何か新しいもっとさらなる拡大——利用者拡大の策というようなのは。ちょっと決算なんですけど。

○齋藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。実はこちらの「ふらっと！294」を導入してからすぐにコロナ禍に入ってしまった、なかなかこの認知を高める取組というのが十分行われてこれませんでした。ただこの観光事業なども再開しつつございますので、そういった中でまずはこの「ふらっと！294」を改めて広く、市民だけでなく首都圏周辺の皆さんにも知っていただきまして取手に訪れるような——訪れていただけるような、そういう取組をまずは展開していきたいと、そのように考えております。

○齋藤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。常総市、これも本当に今発展著しいので、ぜひこのアプリなんかも使ってPRしていただけたらと思います。以上です。

○齋藤委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。どうぞよろしく申し上げます。私からはまず最初に、報告書141ページにあります公的病院等運営費補助金についてです。こちら先ほど結城委員との質疑の中で、効果についてはかなり丁寧な質疑・答弁があったと思います。なので、この詳細についてはそちらで確認させていただきましたので、私のほうからは課題についてをちょっとお問い合せさせていただきたいと思います。医療全体では、いろいろ医師の不足ですとか、超過過重労働ですとか、あと地域医療の問題等ありますけれども、今回、補助金に対象となっています2つの病院に関して、こちらの今現在の課題等に関して教えていただければと思います。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 保健センター、助川です。御質疑にお答えいたします。先ほど、結城委員の御質疑に対してのお答えとダブる部分が多々あるかと思うんですけれども、まず、この2つの医療機関の支援というのはとても大きなものであるということで、この数年のコロナということに関しましては、やはりこの感染拡大におきまして、この公的病院等の果たす役割の重要性というところでは、改めて全国的に認識されたという部分は大きかったのではないかなと思っております。しかし、一方この感染拡大が進む中で、医療提供体制に特に多大が——多大な負荷がかかった地域もあったと思うんですけれども、取手市も同様の時期がございました。そのような中におきましては、各病院の連携強化等を通じた役割分担、また、医師、看護師等の確保というところでは、より課題が明確になっ

たかなとは感じているところでもございます。今、茨城県のほうにおきまして、茨城県保健医療計画というものが立てられておりますけれども、2023年度までは第7次ということで、来年度から第8次がまた策定されるところでもございます。やはりその中の課題としまして、何度も同じお話になってしまいますが、医療提供体制の確保であったり、医師の確保、看護師の確保、それらの課題に関して、県として最優先で取り組んでいかなければいけない。これは県北におきましても県南においても——県北に比べれば県南のほうがというふうに、ついとらわれがちではございますが、現状としましては、やはり先生方の御苦勞、時間的な制約というところもとても課題が明確になってきておりますので、その辺の部分の課題は市でも取り組まなければいけない部分も多々ありますが、やはり県としてという、その方向性、また新たな動きということは、とても重要ではないのかなと感じております。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。県としての方向性、重要ということで、私もそう思っております。ここに効果というところでは、救急医療の確保及び地域医療の充実を図ることができた、というふうにあるんですけれども、果たして本当に充実ができたかどうかという点において、検証をまたしていただきたいなどは思うんです。というのも、やっぱり各病院ごとで、各外来というんですか——各診療科というんですか——を見れば、病院によっては夜間の緊急——救急医療と言うのかな——救急医療で小児科がなかったりとか、医師会病院なんかは多分たしか小児科がないかなというふうに認識してるんですけど、そういう外来で地域医療という点では、いざ困ったときに医療を確実に受けられない、専門医に受診できないというのは、やっぱりちょっと問題かと思っています。そういった意味ではさらなる充実を図っていきたいという——いきたい。ただおっしゃるように医師の働き方改革——職員の方々のやっぱり働き方、そういった——何ていうんですか、日本の医療というのは、やっぱり医師の苛酷な労働に支えられてるというか、そういうような印象もありますので、そういうもの等もやっぱり大事ですけども、やはり並行して地域医療、市民の方の健康だとか命というのは、もう一番大事なところでもありますので、そこら辺についての改善というのは何か今、策定されていることはございますでしょうか。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 お答えいたします。やはりとても大きな課題でもございますし、1市町村だけがということでは、とても解決できない問題でもございます。私どもとしましては、取手市医師会の先生方に大変お世話になっている部分もございますが、守谷市、取手市、利根町、この2市1町で地域医療協議会というものでいろいろ検討させていただいたりなど、そのことを——その中の検討を通しまして県にも御意見を述べさせていただいたりとか、連携を取らせていただいたりということもございますので、まだまだ解決が難しい。このたくさんの課題に関しましては、やはり周りの市町村とともに県のほうにも御相談、また御指導いただきながら、いろいろ検証してまいりたいと思います。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。ぜひ、取手市からもそういった意見をしっかりと上

げていただいて、地域医療という部分に関して、再度ちょっと見直していただくというか、もう十分に御理解いただいていると思いますけれども、その辺をさらに深めていただきたいというふうに思います。こちらの質疑は以上です。

次に参ります。報告書 141 ページの予防接種に要する経費についてです。こちら先ほど小堤委員からちょっとお話——質疑がありましたので、私のほうからはちょっと限定的になってしまうんですけども、風疹と——風疹追加的対策というんですかね、対策、麻しん風しん混合の接種数についてということでお聞きいたします。こちらの 141 ページから 142 ページにあるんですけども、142 ページ——報告書の 142 ページの表の中に、風しん追加的対策ということで、麻しん風しん混合というのがあります。最初にお聞きいたします。これ 171 件、接種数——令和 3 年、それで令和 4 年になると 70 件に数が急激に減少しているんですが、これについてちょっと教えていただけますでしょうか。

○齋藤委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 保健センターの野添です。佐野委員の質疑にお答えいたします。この風疹追加的対策ということについて、まずちょっと御説明させていただきたいのですが、こちらは風疹の発生及び蔓延を予防するために、風疹の公的予防接種を受ける機会のなかった昭和 37 年の 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性、特にこの風疹抗体率がちょっと低い年代と言われている男性に対し、この風疹抗体の検査を無料で実施し、この検査の結果、抗体が低いと判断された方に無料でこの麻しん風しん混合ワクチン——MR ワクチンを実施するというものになっております。この事業は平成 31 年度から開始され、今回令和 4 年で 4 年目迎えたんですけども、同じ対象者に毎年検査、そして検査の少ない——検査の結果のことによって MR ワクチンということになりますので、令和 3 年のこの人数で割ったんですが、令和 4 年は 395 件の抗体検査に対し、MR ワクチン麻しん風しん混合ワクチン 70 というようなことになります。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。よく分かりました。これ男性に対しての風疹、これ促進されてると——接種、促進されてると思うんですけども、実際のところ、この数からすると減ってきてることなんですか、現在もどんどん減っていったのか、それとも平行線で一定数行ってちょっと変わらないのかということでは、やはり男性に促進している中では、きちっと促進が、効果が出ているんでしょうか。お聞きします。

○齋藤委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 お答えいたします。同じ対象の方に未接——未検査の方に 2 年連続で通知を出したというような経緯がありますが、なかなか通知を出した後、検査に行くというところが至らない場合もあるので、平行線にはなっているかなというところは考えられます。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 これは私のほうでちょっと調べましたら、やっぱり今、麻疹・風疹って非常に増加していて、結構感染してしまうと大変怖い状況になると思うんですけども、今後何か新たな策として例えば通知……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○佐野委員 (続) 方法を変えるとか、何か別の手段で、その男性接種についての促進をするというような、何か御計画などございますでしょうか。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 保健センター、助川です。お答えいたします。先ほどのワクチンを接種した数ということで、再度付け加えさせていただきますと、まずこの昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性というのが、令和3年度の対象者数で見えますと1万624人いらっしゃいました。そしてこれ平成31年度から始まっておりますので、既に接種した方は、どんどん除いていって対象数として減っているわけがございます。令和4年度を見ますと、接種した方もいらっしゃったので対象者数は9,783人となったわけですが、令和——平成31年度から令和4年度までのこの4年間に接種した方というのは4,154人おりました。ということで約5割弱の方が——対象者数が9,000人から1万人とすると、約半分の方が抗体検査を実施して抗体がなかった方のみが接種をするという形になりますので、抗体があった方は接種をしないので、接種数が減るということは、これは現実的にはあるかなとも思います。令和6年度でこの事業も最終となりますので、やはり毎年毎年、令和4年度まで個人通知を接種してない方に送ってまいりましたが、手元に届いていてもお受けにならないという方もいらっしゃいました。最後の年度にもなりますので、今年度中に最終年度になるということと、どのような効果があるのか、必要性がなぜなのかということもきちんと再度説明を、広報であったり、またホームページ等も活用しまして、きちんとした周知も再度してまいりたいと思います。以上です。

○齋藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 大変よく分かりました。どうもありがとうございました。以上です。

○齋藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず1点目、保健事業についてなんですけれども、地域保健体制の整備という中では、この保健センターが地域住民の、市民のための保健、健康増進というか、つかんでいく——そのためにいろいろな事業が展開されてるんですけど。これまでも言ってきたことなんですけど、地域と——地域に保健師が出向いて、例えば農村地域であったり、マンションの多いところ——マンションの世帯とか、そういうところだとやっぱりいろんなこう、市民の健康状況だとか課題だとか、そういったものもやっぱり変わってくると常々聞いていて、そういう意味では地域保健というのがとても重要だという考えで私も受けているし、保健センターが2か所あったものが1か所となったときも、この地域福祉どうする——地域保健どうすんのかということ、その立場で私も投げかけてきたという経緯があります。改めて、活動——報告書のほうには、活動というところには出ていなかったんで決算書ということで、保健師の皆さんの人件費とかがある247ページというところで記入したというところなんですけど、この地域密着した保健事業の取組というのを、ここで改めて決算というところで確認というか、伺っておきたいと思います。

○齋藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 保健センター、助川です。御質疑にお答えさせていただきます。

まず、保健センターにおります保健師は、私を含めまして18名おられます。市内は5圏域に分かれておられますけれども、その圏域ごとに地区担当保健師を決めておまして、その地区担当保健師がその地区の新生児訪問であったり、支援が必要な方へのケース訪問であったり、また特定健診後の重症化予防の訪問指導であったりということ等を主に実施しております。これらはウェルネスプラザに移る前から保健師活動としてももちろん実施してきた内容でもございます。ウェルネスプラザのほうに保健センターが1か所になることの効果につきましては、先日の常任委員会のほうでも御説明させていただいた部分もございませんけれども、先日は母子保健のことでお話しさせていただきましたが、それ以外に成人保健という面から見ますと、やはりこの駅前に移ったということによりまして、例えば仕事帰りの男性の方がふらっと健康相談に寄ってくださったりとか、またはテーマ別の健康相談のほうも実施しておりますけれども、それも男性の方が出席——参加してくださったり、また近くの学生さんがふらっと相談で寄ってくださったりなどという、以前の取手と藤代の保健センターにいた時代には、なかなかちょっと見られなかった、なかなか手の届かなかった年代の方々がふらっと来てくださっているなというのは、とても大きな変化として感じるころでもございます。平成27年度にウェルネスプラザに移る際に、遠山委員もおっしゃられたとおり、今後の保健師活動はどのようにしていくのかということで何度か御質問をいただきました。やはりそのときにいただいたご意見等も踏まえまして、この1か所になることに関して、今後、保健師活動をより地域に密着した活動として実施していかなければいけないというのは、それぞれの保健師が意識した次第でもございます。しかし、保健師活動はもともと地域に密着して、そして様々な年代の方々の健康課題であったりとかということを浮き彫りにして、様々な連携——課と支援をしていったりということは、もう基本的な保健師活動でございますので、1か所になったからといってそこを特別変化したということはありませんが、しかし意識をしながらより地域に出ていくということは、それぞれの事業でそれぞれの保健師がしっかりやっているという現状でもございます。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょうど合併前に——合併前でもないか、合併してすぐか——は、保健センター、藤代にもあったんですけど、その時からちょうど助川さんがセンター長でいたりして、そのときにたまたま私も駐車場にいたときに、住宅地図を持って、それで何かバッグを持って、もう何か生き生きと帰って戻ってきたという姿が、やっぱり印象に残ってますよ。ちょっと声かけたとき、「いやいや、ちょっと地域に出向いていたんで」ということで、「やっぱり保健師、これが原点です」ということを言われたというのがすごい印象に残ってて、あらっいいことやってくれてんだなああと、本当すごい思ったんです。だから、それが地域ごとに、本当だったら保健センターが身近にあったほうが本当はいいんだけど、なかなか、一つにすることで保健師同士のいろんな連携を深めながら、スキルアップも図りながら、大丈夫です、やっていけますなんていうことで、答弁もらってたっていうのが本当に残っているんで、改めてこの地域保健事業というか、どうしたかなと思って確認をさせていただいたところです。これ、コロナの中で大変だったと思うんで、これ

まで以上にちょっと取り組んでいただければなというふうに思います。

次に移ります。農業振興についてなんですけど、先ほど鈴木委員のほうからも取り上げられたというところでは、ちょっと確認はしてきたんですけども、やっぱり報告書とかそういうのではなかなかつかみ切れないでいて、「取手市はよくやってんですよ、ほかの市町村から比べても結構手厚いところありますよ」とは言われるんですけど、やっぱりなかなか理解できなくて申し訳ないんですけど。決算期に当たりまして市単独の支援策というか、国もあるんですけど、それに上乗せしながら他市町村とはまたちょっと特徴があるよというところを、大いに宣伝の意味を兼ねて報告をお願いします。

○齋藤委員長 染谷課長。

○染谷農政課長 農政課、染谷です。遠山委員の御質疑にお答えします。市単独の支援策といたしましては、担い手農地利用集積促進事業、それと環境にやさしい農業推進事業といった認定農業者等支援事業補助金と、それから先ほど鈴木委員の答弁にもお答えしましたように、水田農業転作等実施補助金、この2つがあります。担い手農地利用集積促進事業は、認定農業者が農地を農業委員会を通して利用権設定した農地について、1回限り補助金を交付するもので、単価については10アール当たり、田んぼで2万1,000円、畑で1万円となっております。環境にやさしい農業推進事業は、県の慣行栽培基準の5割以上の農薬、化学肥料を軽減して作物を栽培する特別栽培農産物認証制度、こちらで県に5年間の計画を立てて申請・認定を行うエコファーマー制度があります。単価はそれぞれ10アール当たり、特別栽培農産物認証制度のほうが10アール当たり1万円、エコファーマー制度のほうが5,000円となっております。水田転作——水田農業転作等実施補助金は、先ほど申しました米の生産調整を推進するために、国の転作補助金に上乗せする形で、主に麦、大豆、飼料用米、米粉用米、そば、なたね、こういうものが該当するんですけども、10アール当たり2万2,000円、販売用野菜に至っては5,000円となっております。なお、これらの補助金は米の生産数量目標を達成した農業者に対して交付されるものです。また、昨年度については、今年度も行っているんですけども、物価高騰に伴い生産販売農家の肥料原材料が増大していることを踏まえ、事業継続支援を図るために補助金を交付しました。以上です。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 改めて認識したいと思います。ちょっと頑張ってもらいたいと思って、より安全な米・農産物をというところでは、有機米を作ったところには、その広さじゃなくて、60キロに対して二万幾らとか、いやうちはそれさらに上乗せすると4万円補助するぞという上乗せ、だからまだまだ本当に広がってはいないんですけども、やっぱり安全なものを食べてもらおうというところでは、行政が頑張っているというところでやっていくしかないんだなあと改めて思ったんですけど、そういうより安全でおいしい農産物をというところで、目指していけたらいいんじゃないかなと思っています。以上です。以上で終わります。

○齋藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

遠山委員。

○遠山委員 先ほどの落合委員の地球温暖化対策の推進に要する経費について、改めて私、令和4年度の予算説明書も今日は持ってて、改めてどうしたろうということで見たら、ちゃんと赤い線引っ張ってたんで確認してたわけなんですけれど、えっ、計画策定というかつくるのに、それも実行計画に848万——と思って、ごめん、実は今さらにびっくりしちゃったんですよ。で、行政計画というところで事務局のほうからも入——何だっけ、入ってるから、今見たら、確かに専門的な内容になっていてとても充実してる、で、SDGs（エスディーゼズ）とも関連したりとか、これが実行したら、まあ日本一になるんじゃないと思うくらい立派な計画書ができてるんですけど、ここで質疑しておきたいのは、ついこの間3月に出来上がったというところでは、なかなか私たち議員にとってもちょっと、すぐ見えなかったというか——見てた——ちょっと私なんかは気がつかなかったんですけども。だからそういう意味で、これからこの実行計画ロードマップを使って活用して本当にどう取り組むのかなというのだけ、ちょっと確認しておかないともったいないなと思ひまして。

○齋藤委員長 大隅室長。

○大隅環境政策室長 環境対策課、大隅です。遠山委員の質疑にお答えさせていただきます。今お話がありましたけども、この計画にはロードマップ、どうやって取手市のほうが脱炭素に向けていくのか、2013年度を基準としまして目標年度でございます2030年度、さらには長期目標である2050年度に向けてのロードマップをまず策定をさせていただいております。そういった2030年度に向けたロードマップ、こちらについてまず着実に取手市として、取手市の区域の二酸化炭素の削減を目指していきたいと考えております。先に、先ほど言いましたように、長期目標として2050年度に向けたさらなる取組を進めるというような計画になってるんですけども、こちらにつきましては、やはり市民に対しての周知啓発、こちらについては継続して十分対応していく、また事業者、そういったところにこれから、やはり市民、そして行政と一緒にやって取り組んでいただく、そういった話合いとか、そういった場を持ちながら、一つ一つ取組を進めていきたいと考えています。

○齋藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 この業務委託先というのはどちらなんでしょうか。冊子のほうにも——ちょっと、これだけ内容充実したものになってるのに、どこが作ってくれたのかというのが書いてなかったんで、明記されてないんで、そこ確認します。

○齋藤委員長 大隅室長。

○大隅環境政策室長 一般財団法人茨城県管理協会です。

○齋藤委員長 すみません、もう一度。

○大隅環境政策室長 一般財団——一般財団法人茨城県管理協会——ちょっとお待ちください。正式名称、後でも——後で報告でよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○遠山委員 代表者の方も多分研究者かなんかだと思うんですけど……

○齋藤委員長 指名してない……。

○遠山委員 （続）その辺も一緒に教えていただければ。

○齋藤委員長 遠山さん、指名してないんだけど。

遠山委員。しゃべりますか。

○遠山委員 じゃあ改めて。委託先と代表者の方も専門的な方なのかなと思っているんで、代表者名も一緒に報告をお願いします。私のほうからは以上です。

○齋藤委員長 後で資料の提出をお願いいたします。そのほかございませんか。——なしと認めます。これで……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 ちょっとお待ちください。これで、認定第1号のうち、衛生費、農林水産業費、商工費について質疑を打ち切ります。

では、井橋部長。

○井橋教育部長 教育委員会、井橋です。貴重なお時間をいただいて大変申し訳ございません。資料の訂正をお願いいたします。一般会計決算・予算審査特別委員会の資料請求——請求資料として提出させていただきましたナンバー7の資料、健診等から要精密検査対象または病気が見つかった人数の（④小児生活習慣病検査調べ）の表の令和3年度と令和4年度の要管理者の割合の数字に誤りがございます。令和3年度は小学校が13.1%、中学校が14.4%、合計が13.7%、令和4年度は小学校が12.9%、中学校が13.4%、合計が13.2%と記載してございます。正しくは、令和3年度は小学校が27.0%、中学校が27.8%、合計が27.4%、令和4年度は小学校が28.8%、中学校が30.3%、合計が29.5%でございます。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。度重なる訂正で大変申し訳ございません。

○齋藤委員長 委員長は訂正を認めます。委員会配付資料についても、後ほど該当部分を修正したものに差し替えいたします。

執行部の皆様に申し上げます。本日、複数の内容にわたって請求した資料について訂正がございました。委員は請求した資料を確認し、それに基づいて質疑や質疑の通告を行っております。執行部の皆様におかれましては、提出する資料の内容や数値について、事前にその正確性や記載内容を十分に精査していただき、その上で委員会に提出されますよう、改めて強く求めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部入替えのため、5分休憩いたします。

午後 4時37分休憩

午後 4時43分開議

○齋藤委員長 再開いたします。

次に、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、明快な答弁をお願いいたします。それでは、質疑通告順に質疑を行います。1人の委員から通告がありました。

鈴木委員。

○鈴木委員 執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。公債費について、報告書270ページと369ページなんですけれども、まず初めに地方債——報告書の270ページを見

ますと、地方債の状況として、普通債が17、それから減税補てん債から7番目の災害援護資金貸付債まで、合計すると、これ23あるわけですがけれども、この中で臨時財政対策債は100%償還時に——元利償還時に交付税措置されるということですよね。それと合併特例債については70%が償還時に交付税措置されていますけれども、その他の地方債について、この中で交付税措置されるものというものはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○齋藤委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 財政課の海老原です。鈴木委員の御質疑に答弁させていただきます。交付税措置のある地方債ということですが、交付税措置のあるほかの地方債も様々ございまして、例えば一例を申し上げさせていただきますと、緊急自然災害防止対策事業債、こちらでは一律、元利償還の70%が交付税措置されるものとなっております。また、こちらで教育債の中に区分されております学校教育施設等整備事業債、こちらでは——国庫補助事業にて実施する事業には交付税措置がありますが、市町村等が単独で行う事業の一部には交付税措置がされないなどのルールがございまして。交付税措置の有無につきましては、後年度における財政負担に影響を与えるものになりますので、こちらに有利な地方債を選択しながら適正な財政運営を図っていきたくと考えております。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。取手市の厳しい財政状況を考えれば、できるだけ有利な形で地方債を利用するということは賢明なことだと思います。全体で——これ令和3年度から見ると、地方債全体では令和4年度にかけて10億円ぐらい減少しているわけで、非常にその分、借金が減っているというふうに見てよろしいかと思うんですけれども。それで、その次ですけども、この合併特例債、たしかもう期限が迫っているかと思うんですけども、いつまで発行できるのかと、あとその残高——発行する残高も恐らくもうかなり枠がないかなと思うんですけども、その辺のをちょっと教えていただければと思います。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 財政課、谷池です。お答えいたします。発行期限は令和6年度末まで、建設事業分の発行可能残額は令和4年度末時点で約13億円となっております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。令和6年度というと、令和7年の3月までということではよろしいですか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えいたします。おっしゃるとおりです。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。それと、去年の補正予算で合併特例債を活用した地域振興基金造成というのをやったかと思うんです、これ合併特例債を使って。これは合併特例債の限度額には影響しているのか、してないのか、その辺はいかがでしょうか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えいたします。合併特例債の基金造成分というもので、建設事業分とはまた別枠になっております。こちら決算報告書の41ページに地域振興基金積立金という項目で表を掲載しております。上限額が約21億6,000万円ほど、そちらを令和4年度と令和5年度に半分に分けて借り入れて上限額まで発行するという予定になっております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。それからもう一つ、地方債の利率ですけれども、報告書369ページ、地方債借入先別及び利率別現在高ということで表が載っているんですけれども、これ2%——利率自体が2%から0.5%以下という幅があるんですけれども、これはその時々を経済情勢によってこの利率が違って来たということによろしいのでしょうか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えいたします。おっしゃるとおりでございます。地方債の利率は償還——償還期間や借入額や借入先、あとはおっしゃるように借入れの時期の利率などによって異なってまいります。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちなみに現在の利率というのは幾らぐらいなのでしょう。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。令和4年度の銀行借入分の利率ということでお答えさせていただきますと、平均で0.85%となっております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。全体的に今、金利の低い状況がもう何年も続いていますけれども、多少最近、長期金利が上昇しているということなんで、これから下がることはなくて上がる方向かなという感じはするんですけども。それと、一般的にこの借入先を見ると、政府系資金と、それから市中銀行等とかいろいろありますけれども、政府系資金を使ったほうが一般的に有利かなと思うんですが、これは何か縛りというか枠があるとか、そういうのはあるのでしょうか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。確かに一般論としましては、銀行よりも政府系資金のほうが利率が低い傾向にはございます。ただ、令和元年以降は、銀行系のほうが実際に見積りをすると低いということも間々ありまして、その傾向も崩れつつあるのかなと考えております。それと地方債のメニューによって、借入先の要件につきましては——そういった要件が規定されているものもございます。例えば、臨時財政対策債は原則、財政融資基金等の公的資金から借り入れることが要件となっており、またその償還期間も20年というふうになっております。要件があるものもないものもございますが、いずれにしましても後年度負担の影響を鑑みながら、その都度、有利な条件で借りられる方法にて資金を調達しております。以上です。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。金利が0.85%とはいえ、借入れの地方債の額が大きければそれだけ金利も大きくなるので、できるだけ有利な借入先を選んでいただいて、財政健全化に向けて頑張っていたきたいと思います。私のほうは以上です。

○齋藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

結城委員。

○結城委員 ちょっと確認なんです。この公債費について。合併特例債の70%は償還時に交付措置——交付税措置されているということで、そのことについてはそのとおりだというお話だったんですが、取手市の場合は藤代町と合併をして、最初は10年という合併特例債の話だったと思います。事業に対しては、対象事業費の95%が交付税措置されるよという話でした。ただ、今もう10年過ぎちゃって——ただ藤代町は、そのときは多分不交付団体——じゃなくて交付団体で、取手市は不交付団体だったと思うんですね。それなので多分その算定がそんなに有利じゃない——取手のをくっつけるとそれほど——二段構えでやってたと思うんですけど、その辺についてはどうだったんでしょうか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。おっしゃってるのは合併——交付税の合併算定替のお話でしょうか——合併後しばらくの間は、いきなり合併市一本の算定ではなく、旧市町それぞれの地方交付税を算定したものを合算したものとして地方交付税が算定されておりました。ただ、それがだんだん縮減されていって、今は既に一本算定に移行しているという状況でございます。以上です。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 それで、この70%交付税措置されているというのは、丸々70%が交付税として措置されるということなんですか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。おっしゃるとおりで、元利償還金、元本も利子も含めて70%が措置されるというルールになっております。

○齋藤委員長 結城委員。

○結城委員 そうすると、基準財政需要額に算定されるということですよ。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 おっしゃるとおりです。

○齋藤委員長 二、三往復、大丈夫ですか、もう。質疑が、よろしいでしょうか。——そういうことです。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。私からは簡単に。少しでも財源——財政を助けるために、借換え、今までやってきたんだけど——その頃は利率も大きかったんですよ、利子が。だからなおさら、でもそれも渋々というか、なかなかやりますとは言っていなかったのが、隣の龍ヶ崎市はやってるよということで私、そういったことも伝えながら、そしたらやろうってことになったって。別に私が言ったからやったってことじゃないんだけど、やってきたと

いう経緯があります。2%と0.85%だと、やっぱり大きいじゃないですか、元金が元金なんだから——元金というか、借金が借金なんだから、起債か。そういう意味で、借換え、少しでも財源を生み出す意味でやりませんか。

○齋藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。借換え、当初そもそも我々が地方債を借りるときに、何年の償還期間で返していきますというお約束で借りておりますので、今現在のところ借換えについては考えてはおりません。以上です。

○齋藤委員長 いいですか。ほかにごさいませんか。大丈夫ですか。——それでは、そのほか、なしですね。——なしと認めます。

これで認定第1号のうち、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費について質疑を打ち切ります。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 大隅室長。

○大隅環境政策室長 環境対策課、大隅です。先ほどの遠山委員からの地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の請負者についてという質疑がございましたので、そちらについて答弁をさせていただきたいと思えます。まず、請負——団体名なんですけども、一般社団法人茨城県環境管理協会でございます。代表者は、理事長の猿田 寛になります。ちなみに、こちらの団体は、茨城県が茨城県民の地球温暖化を推進するための茨城県地球温暖化防止活動推進センター、こちらを委託されている団体でございます。以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。聞いただけでいいですか。遠山さん、大丈夫。遠山さん、どうぞ。

○遠山委員 1回だけ質疑。その協会を活用してこういった同じような計画をつくったという市町村は、ほかにもどこがありますか、参考までに。お互い支え合ってやっていければと思うんですけど。

○齋藤委員長 大隅室長。

○大隅環境政策室長 区域編だったかは、ちょっとあれなんですけども、環境関係では稲敷市等がここに委託して計画をつくっていると記憶しております。

○齋藤委員長 吉田副市長。

○吉田副市長 1日目の審査、長時間にわたりお疲れさまでした。先ほど齋藤委員長のほうからも御指摘いただいたんですが、審査に必要な資料の提出について、内容・数字等に誤りが度重なって大変申し訳ございませんでした。この後、庁内でも資料を提出する際、精査して提出するよう指示してまいりますので、御理解のほど、どうぞよろしく願います。大変申し訳ございませんでした。

〔「こんなに間違えたの初めてだよ」と呼ぶ者あり〕

○吉田副市長 申し訳ございませんでした。

○齋藤委員長 よろしく願います。

これで本日本日予定された審査は終了しました。委員長から全委員に申し上げます。本日の委員会記録は、本日本中にサイドブックスへ議会事務局が登載しますので、御一読いただき、

明日行います総括質疑確定のための委員間討議に備えるよう希望いたします。

これで一般会計決算・予算審査特別委員会を散会いたします。

午後 5時 00 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

一般会計決算・予算審査特別委員会委員長 _____

○委員会記録における発言訂正箇所

- ◆ P 22 08 行目 青色部分を「7回」に訂正
- ◆ P 36 26 行目 青色部分を「一般財団法人日本救急医療財団」に訂正
- ◆ P 58 17 行目 青色部分を「1団体は期間を満了し、1団体」に訂正
- ◆ P 79 24 行目 青色部分を「247 円」に訂正
- ◆ P 79 24 行目 青色部分を「3,954 円」に訂正
- ◆ P 84 36 行目 青色部分を「財政的補正」に訂正